

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2004 7 JULY

東アジアの農業とFTA

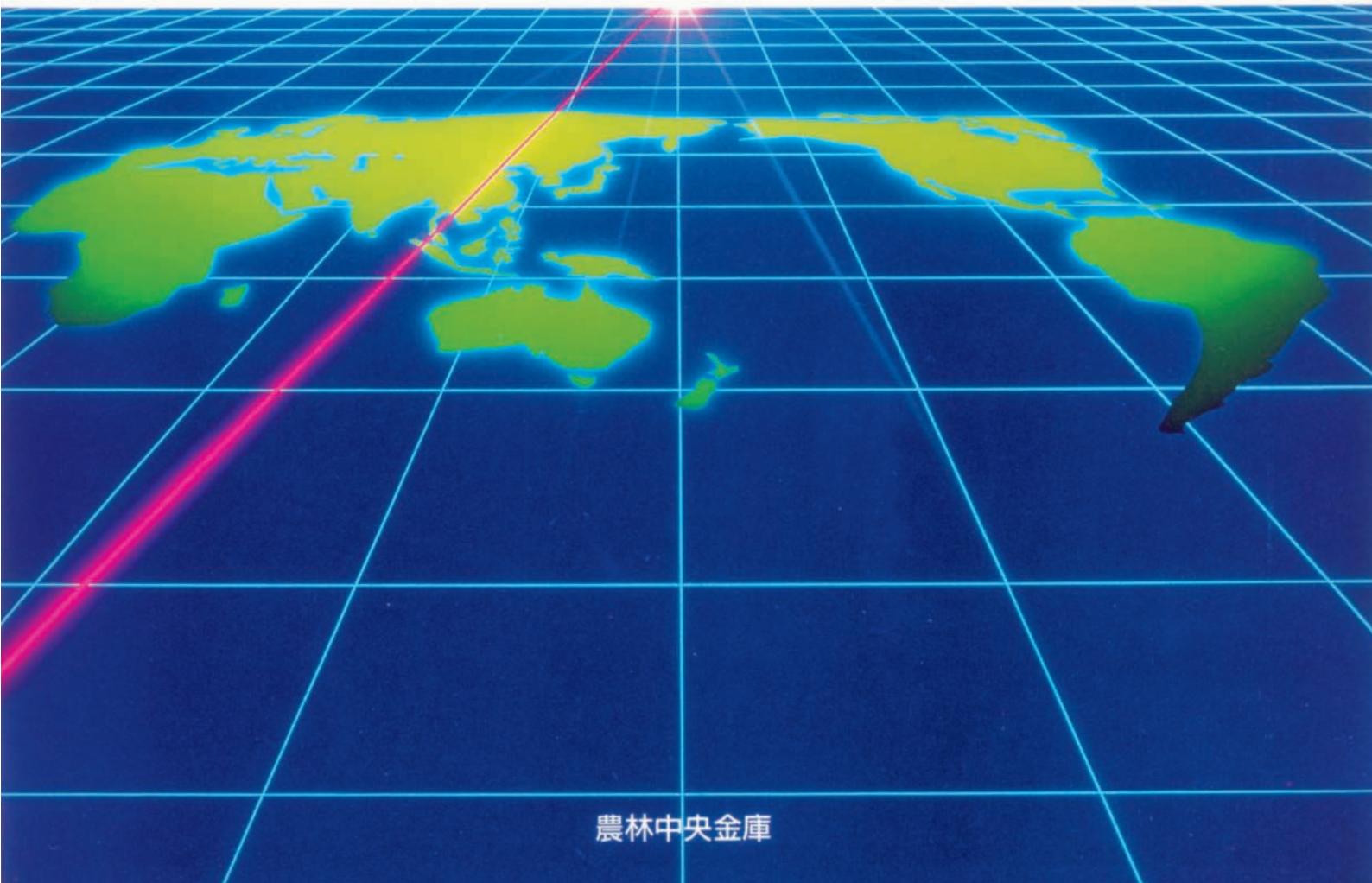
韓国農業の現状と日韓FTA

国際化のなかの韓国食品産業

日・タイFTA交渉における農業問題

タイのプロイラー産業

組合金融の動き



今月の窓

イ・ギヨンヘ氏のこと

筆者は昨年7月、日本の農家負債対策について韓国で講演する機会を与えられた。韓国では、農家の負債が10年間で4倍にも増加するなど負債問題が深刻化している。

会場の全羅北道長水郡は、南部の都市全州の東南約40kmに位置し、韓牛、米、高麗人参、リンゴで全国的に有名な、水がきれいで心の洗われる思いのするところであった。

3名による講演の後、数名の方からコメントがあった。そのなかで一人、激しい口調で長く話す方がいた。有名な農民運動家であるイ・ギヨンヘ氏であると、教えられた。言葉の制約から詳しくはわからなかったが、農民が苦境に追い込まれたことへの抗議の声であった。

終了後、会場で立席の懇親会となり、大勢でにぎわった。イ・ギヨンヘ氏ともお話をしたが、壇上の印象と異なり、口数は少なく朴訥とした感じを受けた。澄んだ、強い印象を与えるまなざしを持つ方であった。農民のためにベストを尽くしましょう、と握手して別れた。

その2か月後、メキシコのカンクンでWTO閣僚会議が開催された。農業分野では、上限関税の設定、関税削減方式、先進国の補助金等をめぐって主張が対立し、会議は決裂した。

会議初日の9月10日、カンクン市内で世界から集まった農民団体がデモを繰り広げたが、そのさなかに、韓国の56歳の農民が刃物で自殺した。日本では簡単な報道であったこともあり、筆者は12月になって初めて、自殺したのがイ・ギヨンヘ氏であることを知らされた。

氏はソウルの大学を卒業後郷里の長水に戻って農業に就いた。農業事情が深刻化するなかで農民運動に身を投じ、道議会議員や有力な農民団体である韓国農業経営人中央連合会（韓農連）の会長も務めた。昨年2月には、ジュネーブのWTO本部前で「WTOは農民を殺す」と書いた幕を掲げ、一人で1か月間抗議を行う等、激しい行動で知られた方であった。

死をもって抗議するという激しさに言葉で表すことのできない衝撃を受けつつ、これは自由化のなかであえぐ農民のせっぱ詰った思いの吐露として、真剣に受け止めねばならないと思った。

今、WTO交渉は動きがまた急になっているし、日韓両国を含め、アジアでのFTA交渉も盛んになっている。大切なことは、イ・ギヨンヘ氏の思いはアジアの農民共通の思いであり、農民同士争うのではなく、共存・共栄の道を共に探し求めることであると思う。

本号では、韓国とタイの農業とFTA交渉についてとりあげた。

((株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

今月のテーマ

東アジアの農業とFTA

今月の窓

イ・ギヨンヘ氏のこと

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

韓国農業の現状と日韓FTA

石田信隆 2

国際化のなかの韓国食品産業

藤野信之 21

アジア地域の経済連携と日本農業

日・タイFTA交渉における農業問題

清水徹朗 42

FTA交渉と鳥インフルエンザ問題のなかで

タイのプロイラー産業

東洋大学国際地域学部講師 山本博史 62

談話室

似て非なる日韓の農業

農業ジャーナリスト 青山浩子 40



2003年度下期における個人預貯金の動向

小針美和 76

統計資料 78

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

韓国農業の現状と日韓FTA

〔要　　旨〕

- 1 韓国農業は、小規模経営が主であること、米への依存度が高いこと、農家人口の高齢化が著しいこと等、日本農業と共通した点が多い。また日本と異なり、農村の兼業機会が少ないことから高齢専業農家が多く、農業の担い手確保や農地対策面で独特の課題を抱えている。
- 2 韓国は90年代、ガット・ウルグアイ・ラウンド等国際化の流れにあわせて、施設野菜等輸出戦略品目の育成をとおして競争力の強化を図ったが、IMF経済危機の影響もあり必ずしも当初の目標を達せず、農家負債の累増を招いた。その後韓国農政は、親環境農業や直接支払いを重視する方向に転換してきた。
- 3 韓国政府は、FTAおよびWTO交渉をにらみ、今後10年間で119兆ウォンを農業分野に投入し、自由化の影響緩和と競争力強化を図る方針である。
- 4 日韓FTAによる経済効果は、短期的には日本の対韓輸出が増加するが、長期的には市場統合と投資促進等の動態的効果により、両国にメリットが生じるとみられている。しかし、この動態的効果の発現への道筋、韓国側に競争力があるとみられる農業部門の扱い、中国・ASEANも視野に入れた交渉戦略等、問題点も多く残されている。
- 5 日韓FTAおよび日タイFTAは、家族経営農業が主体で経済の発展段階もさまざまであるアジアの実態を十分に踏まえた、柔軟性のあるFTAとすべきである。農業については、重要品目を除外するとともに、日韓両国農業の共通の将来像を描いていくことも重要であろう。

目 次

はじめに

1 韓国農業の現状と課題

- (1) 韓国農業の概観
- (2) 韓国の農産物貿易
- (3) 品目別にみた特徴と課題

2 韓国農政の展開

- (1) 國際化に対応した農政の展開
- (2) FTAを踏まえた今後の韓国農政

3 日韓FTAについて考える

- (1) 日韓FTAをめぐる論点
- (2) 日韓FTAのめざすべき方向

はじめに

1998年10月，小渕恵三首相・金大中大統領による日韓首脳会談が開催され，「日韓共同声明　21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」が発表された。その後，研究機関による調査の実施，経済人によるビジネス・フォーラムの開催等を経て，政府・産業界・学界の代表者からなるFTA共同研究会が設置された。

この研究会は2003年10月に報告書をとりまとめ，日韓FTAが双方にとって広範囲にわたるメリットをもたらし，また東アジアにおける地域協力を強化する触媒としても機能するものであるとして，交渉の早期開始を提言した。

こうして日韓両国は03年12月に交渉を開始し，05年内の実質合意を目指として交渉が進められている。

日韓FTAは双方のメリットを追求することを基本理念としているが，関税引下げは個別の分野にはマイナスの影響を及ぼす場合も予想され，最近は，積極・消極両方

の意見が目につくようになった。

日韓FTAが双方のメリットを追求するものならば，この交渉は，相互の理解を一層深めつつ，よりよい将来へ向けての共同の道を見いだすものでなければならない。そういう意味では，農業分野においても，相互の理解はまだ不足しているのではないかろうか。

このような問題意識から，本稿では，韓国農業の現状と課題について整理し，さらに，日韓FTAが目指すべき方向について考えてみることとした。

なお，日韓FTAにおいては非農業分野において多くの問題があるといわれる。それらについても，可能な限り触れることしたい。

1 韓国農業の現状と課題

(1) 韓国農業の概観

a 国土および人口

韓国の国土面積は9.9万km²と，日本の約4分の1の広さである。人口は4,800万人であるが，都市地域への人口集中が著しく，

首都圏(ソウル・仁川両市と京畿道)

に総人口の半数近くが居住している。なお、北朝鮮の面積と人口は、それぞれ12.3万km²、2,300万人である。

国土の64%は山林であり、耕地面積は186万2千ha(国土の19%)、うち田が113万8千haを占めている。

b 農業の概況

韓国農業は、60年代以降の産業化・都市化の影響を大きく受けってきた。GDPに占める農林漁業の割合は、65年には39.0%(日本は10.1%)であったが、99年には5.6%(日本は2.0%)に低下した。農家戸数、農家人口、耕地面積は減少を続けており、現在では農家比率、農家人口比率とも日本とほぼ同じ水準である(第1表)。

また、経営耕地規模が小さく、耕地に占める水田の割合が高いことも、日本とよく似た点である(同)。

一方、日本との違いもみられる。専業農家比率は67.3%と格段に高いし、1戸当たり世帯員数は2.8人と逆に少ない(02年)。これは、韓国の農村では兼業機会に恵まれないこと、その結果、農家の子弟は都市に転出して他産業に就業してきたことの結果である。このことは、後述するように、農業の担い手や農地をめぐる韓国独特の課題をもたらすことになる。

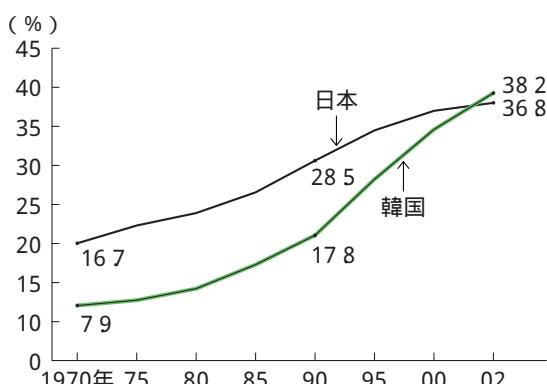
さらに、このような農家の人口動態は、日本を上回る速さでの農家人口の高齢化を

第1表 韓国農業の概況

	単位	1970年	80	90	02	日本(02)
農家戸数	千戸	2 483	2,155	1 767	1 280	3 028
農家比率	%	42.4	27.0	15.6	8.5	6.2
専業農家率	%	67.7	76.2	59.6	67.3	14.5
農家人口	千人	14 422	10 827	6 661	3 591	9 898
農家人口比率	%	44.7	28.4	15.5	7.5	7.8
1戸当たり世帯員数	人	5.81	5.02	3.77	2.80	4.40
耕地面積	千ha	2 298	2,196	2,109	1 863	4 762
同水田割合	%	55.4	59.5	63.8	61.1	54.7
1戸当たり耕地面積	ha/戸	0.93	1.02	1.19	1.46	1.57

資料 韓国農林部「農林業主要統計」、農林水産省「ポケット農林水産統計」
(注) 日本の「農家人口」「1戸当たり世帯員数」は販売農家の人口・世帯員数。

第1図 60歳以上農家人口比率の推移



資料 韓国農林部「農林統計年報」、農林水産省「農業サンセス」ほか

引き起こしている(第1図)。

農業部門別の生産額推移をみたのが第2表である。米の割合が低下する一方で、野菜、果実、花き、畜産の各部門の割合が増加し、02年現在でみると、日本とよく似た構成比になっている。日本より米の割合が高く、野菜、花きの割合がやや低い。部門別に時系列でみると、野菜の割合が90年代前半に急激に高まった後低下して00年代に入り横ばいとなっており、一方、米はこれと逆の動きをとどった後、00年代に入り実額でも減少傾向になっている。また、畜産は90年代以降安定的にシェアを拡大してい

る。このような動きは、後述するとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策として90年代に施設野菜等の輸出戦略品目育成が積極的に図られたことと、それが必ずしも目的を達せず、逆に農家負債の累増等の問題が深刻化するなかで、方向転換が行われたことを反映したものである。

農家経済についてみると、農業所得の割合は長期的に低下しつつあるものの、現在なお半分近くを占めており、日本と比較すると高い比率になっている（第3表）。農家所得の伸びは近年になって鈍化傾向にある一方で、農家負債は、90年代以降急速に増加してきた。本年4月に発表された農家経済調査結果によれば、03年の農家負債は2,697万1千ウォンと農家所得2,654万3千ウォンを上回るに至っている。^(注1) ウルグアイ・ラウンド対策として積極的に資金が投入されたことの結果としての農家負債問題への対策は、農家経済再建の観点からも、今後の韓国農業の新しい展開を進めるうえでも、大きな課題となっている。

韓国の食料自給率は低下を続け、供給熱量自給率は70年の79.5%から00年には^(注2) 50.6%となった。品目別にみると、第4表のとおり、穀類が約3割と日本と同様の低い水準にあり、畜産物、果実の自給率も低下を続けている。

(注1) 10ウォン 1円

(注2) 韓国農村経済研究院『食品需給表』

第2表 農業生産額の推移

(単位 10億ウォン、億円、%)

	1990年	95		02		日本(02)	
穀物・いも類	7 941	44.8	8 561	33.1	11 097	34.5	26 235
うち米	7 399	41.7	7 866	30.4	9 556	29.8	21 774
野菜	3 323	18.7	6 516	25.2	6 769	21.1	21 933
果実	1 309	7.4	3 025	11.7	2 583	8.0	7 159
花き	239	1.3	511	2.0	784	2.4	4 443
その他農産物	964	5.4	1 283	5.0	1 862	5.8	4 010
畜産	3 952	22.3	5 959	23.0	9 052	28.2	24 975
合計	17 728	100.0	25 855	100.0	32 147	100.0	88 754
							100.0

資料 韓国農林部「農林統計年報」、農林水産省「生産農業所得統計」

第3表 農家経済の推移(1戸当たり)

(単位 千ウォン、千円、%)

	1980年	90	02	日本(02)
農家所得(a)	2 693	11 026	24 475	7 842
農業所得(b)	1 755	6 264	11 274	1 021
農外所得	938	2 841	8 140	6 821
(b/a)	65.2	56.8	46.1	13.0
農家負債(c)	339	4 734	19 898	3 264
(c/a)	12.6	42.9	81.3	41.6

資料 韓国統計庁「農家経済統計」、農林水産省「農業経営統計調査報告」

第4表 主要品目別自給率

(単位 %)

	1980年	90	00	日本(00)
穀類	53.3	43.8	32.2	28
米	95.1	108.3	102.7	95
大豆	35.1	20.1	7.7	5
野菜	100.2	98.9	98.3	82
果実	98.6	102.5	88.9	44
牛肉	93.0	53.6	42.3	34
豚肉	97.5	100.3	90.8	57
鶏肉	100.0	100.0	76.1	64
牛乳	109.7	92.8	77.4	68

資料 農村経済研究院「食品需給表」、農林水産省「食料需給表」

(2) 韓国の農産物貿易

a 韓国の農産物貿易

韓国は、60年代以降輸出の伸びに牽引されて経済発展を遂げてきた。IMF危機後のウォン安と輸入減少から、98年以降貿易収支は黒字となっている（第5表）。

第5表 韓国の農産物貿易

(単位 百万ドル)

		1997年(a)	02(b)	(b-a)
輸出	総輸出額	136,164	162,471	26,307
	うち農産物	1,508	1,473	35
	うち対日本 中国 アメリカ	563 49 100	487 99 203	76 50 103
輸入	総輸入額	144,616	152,126	7,510
	うち農産物	7,609	7,650	41
	うち対日本 中国 アメリカ	194 981 2,687	193 1,309 2,292	1 328 395
収支	総額	8,452	10,345	18,797
	うち農産物	6,101	6,177	76
	うち対日本 中国 アメリカ	369 932 2,587	294 1,210 2,089	75 278 498

資料 韓国農林部「農林業主要統計」

そのなかで、農産物については輸入超過が続いている、その赤字幅は近年拡大傾向にある。

農産物輸出は、日本が最大の輸出先であるが、口蹄疫の発生による豚肉輸出の中止および近年の日本の景気低迷により、伸び悩み傾向にある。主な対日輸出農產品目は、アルコール飲料、生鮮野菜、栗、切花等である。

一方農産物輸入は、アメリカからの輸入が多く、また中国からの輸入が増加しつつある。日本からの輸入は、たばこ、種子等を除き少ない。

この結果日本との農産物の貿易収支は黒字幅が縮小しつつも3億ドル程度の黒字を維持しており、一方、アメリカに対しては20億ドル規模の赤字が続き、中国に対しては近年急速に赤字が拡大している。

なお、日韓の全体の貿易収支は日本の大額黒字である(02年で16,356億円)。

また、日本の農産物輸入相手先は、アメリカ、EU、中国、オーストラリア、カナダ、タイ等の順で、韓国は第9位(総輸入額の1.7%)となっている(03年)。

b 韓国の農産物貿易にかかる国境措置

日韓の関税率を比較すると、全品目加重平均で日本は2.7%、韓国は9.2%となっている(01年、第6表)。とくに農產品は、日本の10.6%に対し韓国は84.0%が高い。また非農產品の場合でも、主要な工業製品分野で5%程度の関税率格差がある。

次に、農産物にかかる関税以外の国境措置については、まず、米にかかる関税化猶予措置がある。韓国はウルグアイ・ラウンドにおいて、日本と同様関税化猶予の特例措置を適用した。日本はその後99年に関税化を受け入れたが、韓国は04年まで関税化を猶予中である。ミニマム・アクセスは途上国の規定を適用し、95年の1%(5万1千トン)から04年の4%(20万1千トン)

第6表 日本と韓国の関税率比較

(単位 %)

	韓国(a)	日本(b)	(a-b)
全品目	9.2	2.7	6.5
農產品(水産品を除く)	84.0	10.6	73.4
水産品及び水産加工品	13.0	4.4	8.6
石油	4.5	0.9	3.6
木材、パルプ、紙、家具	4.0	1.4	2.6
繊維及び衣料品	9.8	9.3	0.5
皮革、ゴム、履物、旅行用具	6.7	11.0	4.3
金属	3.9	0.6	3.3
化学製品及び写真用品	6.9	2.0	4.9
輸送機器	5.0	0.0	5.0
機械類(電気機械を除く)	4.7	0.0	4.7
電気機械	2.3	0.1	2.2
鉱物性生産品、宝石、貴金属	2.9	0.6	2.3
その他工業製品	5.5	0.7	4.8

資料 日韓自由貿易協定共同研究会「日韓自由貿易協定共同研究会報告書」

(注) 2001年の貿易加重平均実行税率である。

に拡大してきた。本年に入り、05年以降の取扱いについて交渉が開始され、韓国は関税化猶予措置を延長する方針で臨んでいる。交渉参加国からは、ミニマム・アクセス数量の増加や、現在加工用に向いている輸入米を一般消費者が購入できるようにとの要求が出されているといわれ、米が余剰となっている韓国にとって厳しい交渉が進められている。

米以外の品目では、唐辛子、にんにく、たまねぎ等が国家貿易品目として保護されている。

(注3) 農林水産省『農林水産物輸出入概況』

(3) 品目別にみた特徴と課題

a 米

韓国では農家経済に占める農業所得の割合が高く、農業のなかで米が占める位置も日本より高い。このため、米はわが国と同等あるいはそれ以上に重要な作目である。

最近の米需給は第7表のとおり過剰基調である。これは、国民一人当たりの米消費量が食生活の西洋化の影響で減少を続けていること(70年136.4kg 90年119.6kg 02年87.0kg)、稲作収入の相対的な安定性、ウルグアイ・ラウンド合意の結果としてのミニマム・アクセス米の輸入、等によるものである。このため、03年から生産調整が開始されている。

米の生産費を第8表に掲げ

た。日本の約35%の水準にあるが、米の生産費が1kg当たり8円程度といわれる中国も含めて考えると、日韓の差は意味のないものともいえる。日本と比較して特徴的なのは、支払地代の割合が大きいことである。とくに5ha以上の大規模層になると全生産費の約4割を支払地代が占め、そのため規模の割には生産費を圧縮できていない。これは、農村部から都市部への急激な人口移動と、高齢専業農家のリタイアがすすむなかで、農地の貸借がすすんだためである(第2図)。韓国では日本と異なり、都会に

第7表 米の需給

(単位 千トン)

	1990年	01
総供給量	7 470	6 486
生産	5 898	5 291
輸入	0	217
食用供給量	5 177	4 392
輸出	0	0
加工	22	0
期末在庫	2 025	1 335

資料 韓国農村経済研究院「食品需給表」

(注) 2001年は暫定値。

第8表 米生産費の日韓比較(精米80kg当たり)

—2002年—

(単位 ウォン、%)

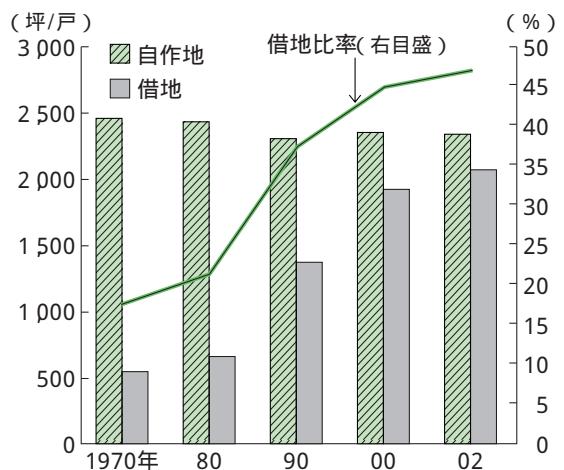
	韓国				日本	
	総平均	構成比	5ha以上平均	構成比	総平均	構成比
物財費	24 334	27.7	19 435	23.4	124 809	50.7
うち肥料農薬費	7 875	8.9	8 224	9.9	23 957	9.7
農機具費	13 353	15.2	8 237	9.9	42 766	17.4
労働費	19 572	22.2	15 039	18.1	77 191	31.4
うち雇用労賃	3 462	3.9	2 872	3.5	3 206	1.3
資本利子・地代	44 089	50.1	48 657	58.5	50 773	20.6
うち支払地代	19 156	21.8	33 046	39.8	6 624	2.7
全算入生産費	87 995	100.0	83 131	100.0	245 943	100.0

資料 韓国統計庁「農産物生産費統計」、農林水産省「米生産費」から筆者作成

(注)1 玄米・精米換算率は94%とした。

2 為替レートは1円=10 0ウォンとした。

第2図 借地および借地比率



資料 韓国統計庁「農家経済統計」

(注) 米以外の作目農家を含む抽出調査結果である。

居住したまま所有する農地を貸している人も多いといわれる。高齢専業農家のリタイアは今後さらにすすむとみられ、農地の担い手への集積と地域農業の再編は、韓国にとって大きな課題になっている。

流通面では、米の一部を政府が買い入れる部分管理が行われている。02年の政府買入量は全体の16%，買入価格は160,160ウォン/精米80kg、政府販売価格は152,100ウォンであった。政府買入価格は90年代に相当引き上げられたが、最近は抑制気味に運用されている。政府以外への販売は、農協への出荷が約40%，業者への出荷が約60%といわれる。

韓国では、かつては増産目的で多収穫米が多く作付けされた時期もあったが、現在では高品質米志向が高まっており、政府もそれを支援している。最近は、有機・低農薬米や機能性米(高麗人参コーティング米等)が人気を集め、高価格で販売されている。

本年1月に筆者がソウル市内の百貨店や農協店舗で行った店頭調査では、精米10kg当たりで、一般米が23,000ウォン程度であるのに対し、「特別栽培循環農法米」が57,000ウォン、「合鴨農法米」が69,200ウォン、「梅のコーティング米」が48,300ウォンで販売されていた。また、韓国で最もブランド力があるとされる「イングンニンピヨ米」は、30,000ウォン前後であった。

韓国農村経済研究院の調査によれば、家庭における米の平均購入価格は、20kg当たり45~48千ウォンの価格帯が最も多い(26.5%)が、60千ウォン以上の米を購入する世帯も4.6%あり、これらの層では味と安全性を重視して米を購入しているとされる^(注5)。

しかし現在のところ、品質面では日韓両国の米には差があるようと思われる。韓国で代表的な品種は「秋晴れ」であり、日本の人気銘柄は一部でしか出回っていない。また、白濁米がかなり混入しているが、日本人からみて食味が劣ると感じる一因になっているようである。これを除去した「完全米」も販売されつつあるが、価格は相当高いといわれる。この原因としては、高温での乾燥、定温倉庫が普及していない、精米時の熱による劣化等があるといわれる。

筆者は本年1月に、韓国一のブランド米地帯といわれる利川(イチョン)地区を訪れた。ソウルから南東に約50kmに位置する田園地帯である。この地域は盆地気候、水質、土質等の面でおいしい米作りに適しているといわれ、20年ほど前から米のプラ

ンド化に取り組んでいる。王朝時代はこの地域で作られる米が献上されていたことから、域内10農協で「イングンニンピヨ」(王様印の意味)のブランドで販売をはじめ、95年には商標登録を行った。生産者に高度の品質管理を求めつつ、カントリーエレベーター等出荷施設を整備、また、消費動向にあわせていち早く小袋包装にも取り組んできた。さらに、有機・無農薬米、玄米法米にも取り組んでいる。01年および03年の消費者調査でNo.1ブランドとして受賞、高級百貨店等からの引き合いも多いとのことであった。こうした努力の結果、イングンニンピヨ米は全国平均より15%程度高い出荷価格を実現している。米の需給が緩和するなかで、このような取組みは今後他地域にも広がっていくと思われる。

b 野菜

90年代、韓国の野菜生産は消費の伸びに支えられて大きく拡大した(第9表)。またこの間、ウルグアイ・ラウンド対策として施設園芸の拡大に力を入れ、施設野菜の栽培面積が増加し(第10表)、野菜の総生産量に占める施設野菜の割合は90年の

第9表 野菜の需給

(単位 千トン)

	1990年	01
総供給量	8 875	11 805
生産	8 752	11 470
輸入	98	319
食用供給量	6 461	8 889
輸出	26	91
加工	0	0
期末在庫	3	44

資料(注)とも第7表に同じ

(注⁶) 11.7%から02年には31.7%にまで上昇した。これを生産指数でみたのが第11表である。施設野菜は果実、花き、豚、生乳と並んで高い伸びを示している。

これは、日本への野菜輸出の増加として一定の成果に結びついているが、農家負債の増加やIMF経済危機による消費減少もあり、競争力強化という所期の目的は十分に達成できていないとされている。また、施設も、ガラス温室等の高度な温室の割合は低いといわれ、投下資金を有効に回収するうえでネックになっているといわれる。

さらに、中国からの野菜輸入の増加もあり、韓国の野菜生産はさらなる構造改革と競争力強化の課題を抱えているといえよう。

第10表 野菜の栽培面積

(単位 千ha, %)

	1985年	90	95	00	02
露地 施設	337 21	276 35	322 81	296 91	251 83
合計	358	311	403	387	334
施設面積 の割合	5.9	11.3	20.1	23.5	24.9

資料 韓国農林部「農林統計年報」

第11表 主要品目別農業生産指数
(1999~2001年=100)

	1995年	98	01
米	87.7	95.2	103.0
葉菜類(露地)	107.6	99.7	104.7
葉菜類(施設)	88.8	88.0	101.0
果菜類(露地)	189.9	114.7	93.7
果菜類(施設)	74.7	81.6	103.5
根菜類(露地)	97.0	97.2	104.4
根菜類(施設)	63.1	90.1	99.9
果実	92.7	88.4	102.5
花き	80.9	103.8	102.6
韓牛	147.7	150.8	87.5
豚	77.5	94.9	107.6
生乳	87.7	89.0	105.6

資料 第10表に同じ

品目別にみると、国内消費動向、労働力の制約、中国からの輸入、輸出先での中国との競合がからんでさまざまな動きが予想される。今後生産が伸びる品目としては、需要が伸びているたまねぎ、キャベツ等や、国内需要に加え日本中心に輸出ができるトマト、イチゴ、パプリカ等があげられる。キュウリも拡大期待が高いが、景気低迷による日本への輸出減少もあり、伸びは鈍化するとみられている。また、白菜、大根、スイカ、マクワウリは、消費減少のため、生産は縮小傾向が予想される。白菜については、中国産キムチの輸入増加が大きな圧迫要因となっている。

つぎに、卸売価格の日韓比較をしてみると、品目や年によりかなりの変動があるが、02年では東京がソウルの2倍程度の品目が多い(第12表)。ただしこれを、生産者受取価格および小売価格も含めて比較すると、川下に行くほど日韓価格差が縮小する傾向にある(第3図)。わが国においては、青果物の小売価格に占める生産者受取価格の割合は47%程度と試算されているが^(注7)、韓国の場合も、流通経費の占める割合が相当

第12表 野菜卸売価格の日韓比較(2002年)
(単位 ウォン)

	ソウル(a)	東京(b)	(b/a)
ダイコン (5kg)	3 496	4 000	1.14
タマネギ (1kg)	399	640	1.60
ジャガイモ(20kg)	10 644	18 000	1.69
キャベツ (10kg)	3 207	7 500	2.34
ピーマン (10kg)	23 789	33 100	1.39
トマト (15kg)	19 029	44 250	2.33

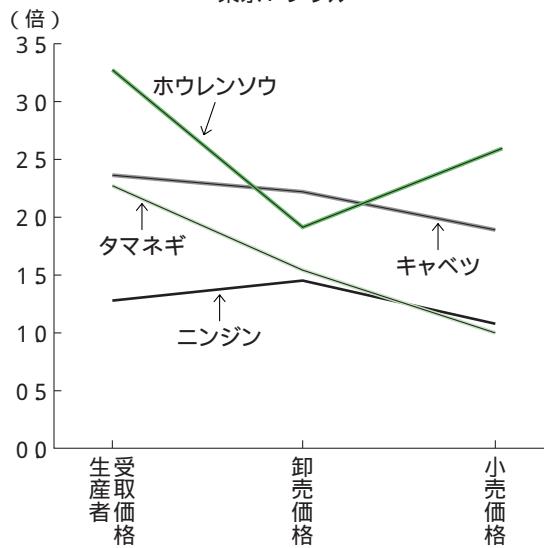
資料 ソウル特別市農水産物公社「農・水・畜産物取引年報」、東京都「東京都中央卸売市場年報」

(注)1 ソウルは上物、東京は全体平均価格である。

2 1円=10ウォンで換算した。

第3図 日韓の価格比較

— 東京 / ソウル —



資料 韓国農林部「農林統計年報」、ソウル特別市農水産物公社「農・水・畜産物取引年報」、韓国統計庁「消費者物価調査価格月報」、農林水産省「農業物価統計調査」、東京都「東京都中央卸売市場年報」、総務省「小売物価統計調査」

(注)1 「生産者受取価格」は2002年全国平均。

2 「卸売価格」は2002年のソウルおよび東京比較。

3 「小売価格」は2004年1月のソウルおよび東京都区部比較。

4 1円=10ウォンで換算。

高くなっている可能性がある。

c 果実

韓国の果実消費は90年代に大きく伸び、生産もそれにあわせて増加した(第13表)。しかし近年は輸入が増加し、国内生産は頭打ち傾向にある。なお植物防疫法により、リンゴ、梨、柿、桃等について、一部を除き輸入禁止措置がとられており、現在輸入されているものは、チリ、アメリカからのブドウ等を除き、国産果実と競合の少ないものが中心となっている。

品目別には、梨、ブドウは生産が拡大してきたが、リンゴおよび柿は減少ないし頭打ち傾向にある。今後は、消費の頭打ち、

第13表 果実の需給
(単位 千トン)

	1990年	01
総供給量	1 766	2 827
生産 輸入	1 766 0	2 488 340
食用供給量 輸出 加工	1 540 42 7	2 515 30 3
期末在庫	0	0

資料(注)とも第7表に同じ

第14表 果実卸売価格の日韓比較(2002年)
(単位 ウォン)

	ソウル(a)	東京(b)	(b/a)
ミカン (15kg)	15 071	32 100	2.13
リンゴ (15kg) (ふじ)	35 569	31 350	0.88
梨(新高)(15kg)	23 403	26 700	1.14
ブドウ (5kg) (キャンベルス)	15 605	14 950	0.96
柿(富有)(15kg)	25 296	36 450	1.44

資料 第12表に同じ

(注)1 ソウルは上物、東京は全体平均価格である。

2 1円=10ウォンで換算した。

輸出の中国との競合、輸入増加、植物防疫法により輸入が抑制されていること等を勘案すると、モモを除き縮小を余儀なくされる品目が多いとみられ、競争力を強化する方策が強く志向されてくるものと思われる。

卸売価格は第14表にみるとおりであり、年によって変動は大きいことに留意が必要であるが、総じて野菜よりも日韓価格差は小さいようである。

d 畜産物

韓国における畜産物消費は、経済発展を反映して大きく伸びてきた。これに伴い、各畜種とともに生産の拡大をみたが、その動向は畜種により異なる。

肉牛(韓牛)の生産は、90年代末にかけ大きく増加したが、IMF危機後の景気後退と01年に実施された牛肉輸入自由化の影響で飼養農家数が急減、生産も減少し、停滞気味になっている(第15表)。このなかで、牛肉輸入量は国内生産量と肩を並べるまでに増加した。今後は、韓牛のブランド化をすすめて生産の維持・発展を図ることが課題とされている。

乳牛飼養農家数も減少したが、1戸当たり飼養戸数は50頭近くまで増加し、生産は増加基調にあり、最近では需給は余剰気味である。

豚肉は、飼育農家数は減少しているが総飼養頭数は順調に増加し、1戸当たり飼養頭数は500頭を超えて、大規模化が進んでいる。なお、豚肉輸出は99年まで3億ドル程度あったが、口蹄疫の発生により現在はごくわずかにとどまっている。輸入量は、国内生産量の約1割にとどまっている。

プロイラー・採卵鶏も規模拡大がすすんでおり、生産も維持されている。プロイラーの自給率は75%程度であるが、鶏卵はほ

第15表 家畜飼養頭羽数の推移

(単位 千頭・羽、千戸、頭・羽/戸)

		1990年	95	02
肉牛	飼養頭数 飼養農家数 1戸当たり頭数	1 622 620 2 6	2 594 519 5 0	1 410 212 6 7
乳牛	飼養頭数 飼養農家数 1戸当たり頭数	504 33 15 3	553 24 23 0	544 12 45 3
豚	飼養頭数 飼養農家数 1戸当たり頭数	4 528 133 34 0	6 461 46 140 5	8 974 17 527 9
鶏	飼養羽数 飼養農家数 1戸当たり羽数	74 463 161 462 5	85 800 203 422 7	101 693 176 577 8

資料 韓国農林部「農林業主要統計」

ば100%自給されている。

(注4)伊藤(2002)

(注5)李・金(2003)

(注6)韓国農林部「農林業主要統計」

(注7)農林水産省「平成14年度食品流通段階別価格形成追跡調査 青果物経費調査報告」

2 韓国農政の展開

(1) 國際化に対応した農政の展開

ウルグアイ・ラウンドでは、韓国は米を04年まで関税化猶予することとしたが、豚肉、鶏肉、かんきつ等は97年から、牛肉は01年から自由化し、また大豆、ジャガイモ、サツマイモ等の特別法による輸入制限品目も関税化した。

このような動きのなかで、80年代末以降、國際化に対応する新しい農政が展開してきた(第16表)。

それは、42兆ウォンという巨額な資金を投じつつ、施設型農業へのシフトや農業機械の導入を積極的にすすめ、輸出戦略品目

の専門団地育成をとおして、とくに日本市場をターゲットとする競争力強化を図るうとするものであった。

しかしこれはさきにふれたとおり、農家負債の累増、過剰生産、非適格者の事業認定、中小農業者の疎外化等の問題を引き起こした。

このようななかで98年に発足した金大中政権は、親環境農業と直接支払いを前面に出して農政転換を図りつつ、引き続き競争力強化対策をすすめてきた。

(2) FTAを踏まえた今後の韓国農政

韓国は、工業国の中ではFTAへの取組みが遅れているとの認識から、近年FTAへの取組みを強めている。本年4月にはチリとのFTAが発効し、さらに日本、シンガポールと交渉中である。

チリとのFTAは、韓国側は米、リンゴ、梨等を例外品目とし、また、ブドウについては季節関税を導入、チリ側も洗濯機、冷

第16表 國際化に対応した農政の推移

	農政・出来事	内 容
1989年	農漁村発展総合対策	価格・所得政策から構造改善へ
91	農漁村構造改善対策	10年間(1992~2001年)で42兆ウォンを投資
93	新農政5か年計画	42兆ウォン投資計画の1998年までの前倒し実施
	農漁村特別税創設	農産物輸入関税・配合飼料等付加価値税等を財源の目的税
94	農漁村発展対策および農政改革方策	ウルグアイ・ラウンド対策。農地買入制限緩和、機械化・自動化営農体制構築、輸出戦略品目育成(専門団地造成)等
98	環境農業育成法	2001年「親環境農業育成法」と改称
99	農業・農村基本法制定	金大中政権(1998年発足)による法体系整備。以後これに基づき、直接支払導入・農家負債対策・親環境農業育成・流通改革等がすすめられる。競争力強化策としては、輸出団地指定の拡大、輸出業者への支援等を実施
	親環境農業直接支払制度	親環境農業に対する直接支払
00	水田農業直接支払制度	水田農業に対する直接支払

資料 韓国農林部ホームページ、金泰坤(1996)等から作成

蔵庫を例外品目とした。

しかしその交渉過程では、農民団体から激しい反対運動が展開された。

こうしたなかで、韓国政府は新しい農業対策を打ち出し、04年2月の国会で次の特別法が成立した。

農漁村支援特別法（1兆2千億ウォンの特別基金による救済）

農漁村特別税延長特別法（同税の时限延長）

農家負債軽減特別法（政策金利引下げと負債整理資金創設等）

農漁村生活の質向上および農漁村地域開発促進特別法（健康・教育・福祉対策）

さらに韓国政府は、FTA、WTO交渉、04年の米関税化特例措置をめぐる再交渉等により発生する困難から農業・農村を守るために、04年からの10年間で119兆ウォンを投入する農業・農村支援計画を発表している。03年11月の農林部発表によれば、前半5年間の投融資計画は第17表のとおりであり、経営安定対策、直接支払、競争力強化を強く意識したものとなっている。

なお、漁業についても、韓国海洋水産部は、10年間で12兆4千ウォンを投入する

第17表 分野別投融資計画
(単位 10億ウォン、%)

	2003年		08		04~08合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合 計	7 704	100.0	11 391	100.0	50 514	100.0
農村福祉増進・地域開発	557	7.2	1 578	13.9	6 140	12.2
所得・経営安定強化	1 556	20.2	3 136	27.5	12 924	25.6
直接支払事業	671	8.7	2 592	22.8	9 245	18.3
農業体质強化・競争力強化	2 349	31.7	4 284	37.6	18 453	36.5
農產物流通改善	637	8.3	1 017	8.9	4 999	9.9
農業生産基盤整備	2 515	32.6	1 376	12.1	7 998	15.8

資料 韓国農林部資料

（注8）「水産業・漁村総合対策」を発表している。

（注8）韓国海洋水産部ホームページ

3 日韓FTAについて考える

（1）日韓FTAをめぐる論点

a 日韓FTAの経済効果

FTAの経済効果としては、一般に、静態的効果と動態的効果の二つがあると整理されている（第18表）。

第18表 FTAの経済効果

1 静態的効果(関税引下げ・輸入制限撤廃が域内の貿易に与える効果) (1)貿易創出効果(高コスト商品の生産が他の域内国からの低コスト商品の輸入に置き換えられる) (2)貿易転換効果(域内国の関税が撤廃されることにより、域外国からの輸入が域内国からの輸入に置き換えられる)
2 動態的効果(域内で規模の経済、競争をとおした効率性の増大、協定国間における統合された生産要素(資本や労働力)の利用等がすすみ、間接的に域内国の経済成長につながる)

資料 浦田(2002)から筆者要約

日韓FTA共同研究会は、日韓FTAの経済効果について両国の2研究機関による分析を行った（第19表）。両機関とも、日韓FTAは短期的には日本から韓国への貿易黒字を増大させるが（静態的効果）、長期的な動態効果を考慮した場合、両国に大きなメリットをもたらすとしている。

しかしこの点については、静態的効果と動態的効果にはタイムラグが生じることに留意が必要と思われる。静態的効果は関税引下げとともに表

第19表 日韓FTAの経済効果分析(共同研究会)

		単位	静態効果		動態効果	
			KIEP	IDE	KIEP	IDE
韓国	GDP	%	0.07	0.06	2.88	8.67
	対日貿易収支	億米ドル	60.90	38.85	4.40	24.60
	対世界貿易収支	億米ドル	15.43	2.70	30.14	408.00
日本	GDP	%	0.14	0.00	-	10.44
	対韓貿易収支	億米ドル	0.04	38.85	-	24.60
	対世界貿易収支	億米ドル	60.90	54.79	-	182.00

資料 「日韓自由貿易協定共同研究会報告書」(2003)
(注) KIEPは、韓国对外経済政策研究院、IDEは、アジア経済研究所

(注⁹) れるが、動態的効果は徐々に表れるものであり、静態的効果が急激に生じる場合は、動態的効果が発現する前に大きな困難に直面する可能性があるからである。

b 農業部門をどう考えるか

農産物にかかる日韓の現行関税率は、1(2)bでみたとおり韓国の方が高く、たとえば野菜・果実は日本の場合3~6%程度であるのに対し、韓国は20~40%程度の関税率を設定している品目が多い。

しかし、両国の生産費は、米の項で比較したとおり大きな差があるため、関税引下げは、韓国から日本への純輸出を増大させよう。韓国農村経済研究院は、日韓FTAは韓国の対日農産物輸出を、主要9品目で57億ドル増加させると推計している。^(注10)

一方最近は、日本からの農産物輸出への取組みも生まれつつある。すでにみたとおり、日韓の農産物の市場価格は生産費ほどの格差ではなく、日本の産物に対する高品質イメージを生かせば、果実、花き等で一定の輸出増加は可能と思われる。しかし、韓国における所得格差の大きさを考えると、日本農産物の市場は限定的なものにとどま

ろう。

さて、WTO農業交渉において日韓両国は、農産物輸入国の立場から、農産物についての柔軟な取扱いを要求している。これは、日韓の農業は小規模家族経営を中心で相対的にコストが高いなど共通点が多く、農業の持つ多面的機能を維持するためには、経済効率性のみで貿易問題を律することが不可能なためである。このような「非貿易的関心事項」への配慮の必要性は、農業以外でもみられる。たとえば漁業の場合、日韓両国間では漁業資源の維持・管理が重要な課題であり、単なる関税撤廃による競争条件の整備のみでは、漁業資源の急速な枯渇を招きかねないのである。

このような非貿易的関心事項については、FTAにおいても十分に配慮されるべきである。韓国では、財閥系シンクタンク三星経済研究所も最近の報告書のなかで、東アジア全体を考えれば韓国農業の日本に対する優位はないため、東アジアFTAに備え、日韓FTAでは主要な農産物を除外しておくべきだとしている。^(注11)

さらに、将来においても日韓両国での農業生産が持続できるかどうかの観点も必要である。すなわち、日韓両国ともに農業者の高齢化が著しく、これに対応した構造対策をすすめているところであり、相互の市場開放によって今現在の生産効率性のみを基準に両国の農業を再編しても、その結果将来にわたって生産が維持できるという保

証はないからである。日韓両国とも食糧自給率は国際的にも極めて低い水準にあり、持続的な農業生産の確保についての配慮が必要である。

このような点を考慮し、重要な品目については除外する等の対応が必要である。

c 非農業部門への影響

日韓FTAが短期的には日本の対韓輸出増加をもたらすと見込まれるため、韓国の電子・機械・自動車および同部品産業・中小企業に打撃が及ぶことが懸念されている。^(注12)

それでは、韓国側にメリットをもたらすとされる動態的効果はどのようにして発現するのであろうか。鄭(2004)はこの点について、進化経済学の手法によりつつ分析を行っている。

第4図のとおり、「製品技術」(3区分)と「工程技術」(2区分)の組み合わせに

より産業群を類型化して日韓の産業を比較すると、日本は先端技術を応用しノウハウを蓄積しつつ、工作機械やロボットのような独自の累積的新商品を生みだし(応用・本場型産業群)、また、川上から川下までのフルセットの産業群を形成してきた。一方韓国は、応用技術を本場型にするまでのスキル・ノウハウの蓄積が十分に行われていないが、鉄鋼、造船、メモリー半導体等の分野で応用技術を移入し、大量生産により輸出市場で競争力を築いてきた。しかしこれは、政府に支援された財閥による輸出主導型の発展であり、国内でのフルセット型産業構造を構成するには至っていない。

これらの分析を踏まえ、鄭は、今後韓国は国内での応用・本場型産業群の育成に力を入れるのではなく、むしろ他国とのグローバルな連携を強化するなかで国内産業を強める戦略に転換すべきであり、その第一

第4図 FTA締結と日韓産業技術構造

		【現在】			【FTA締結後】		
		基礎型	応用型	標準型	基礎型	応用型	標準型
移植型 工程技術	本場型	日韓競合 ・価格競争力における韓国優位 ・技術競争力における日本優位	日本優位 日本より、米欧が技術的優位	日本優位 韓国の対日輸入の持続	韓国優位 韓国より、後発途上国(中国、ASEAN等)が生産的優位	日韓企業間の統合・合併を通じて、規模の経済の拡大や価格主導権の強化	一部の高付加価値部門を除き、ほとんどの部門で整理・縮小
		基礎型	応用型	標準型	基礎型	応用型	標準型

資料 鄭承衍(2004)「日韓経済比較論」

(注)1 「製品技術」は本来的な原理・知識を指し、以下の3つに分類される。

基礎型 新製品技術、応用型 技術の進んだ企業・国に模倣・改良される段階

標準型 成熟した市場のなかで標準化された技術

2 「工程技術」は、製品技術を商品化するための生産過程や生産性・スキルに関連する技術で、以下の2つに分類される。

本場型 独創・累積的な進化を遂げた技術

移植型 本場型技術が他の企業・国に移転され、商品生産の役割のみを果たす技術

(以上、注は筆者要約)

歩として、日本とのFTAを通して両国間の市場統合を図り、産業間または産業内分業をさらに強めるべきだと指摘している。

しかし、このような経済構造の変革は大きな波紋を伴わざるをえないであろう。また、動態的効果として期待されている日本企業の対韓投資も、韓国の市場規模が小さいため期待したほど行われるかどうかも流動的であろう。韓国にとっては、FTAに伴う動態的効果発揮への道筋を明らかにすることが大きな課題といえよう。

d 中国・ASEANとのFTA

03年の韓国の輸出先をみると、中国が大きく増加して351億ドルとなり、アメリカ(342億ドル)を抜いて第一の輸出先となつた。このため最近韓国の経済界では、中国との連携を強化すべきであるとの考え方が強まっている。一方農業分野では、中国からの輸入に対して極めて敏感

感になってきている。いずれにしても、日韓FTAを考える場合、近くの巨大な存在である中国のことを考慮に入れる必要がある。

大西・尹は、日韓FTAと日韓中三国FTAについての経済的効果の分析を行っている(第20表)。まず日韓FTAの場合は、日本の韓国への純輸出が増加するという既往研究と同じ傾向が出ている。そして日韓両国の

経済成長のメリットが中国にも及び、中国の輸出が増加するとみられる。一方、日韓中FTAの場合は、中国の輸出増加とともに日本の輸入増加が強まり、日韓のGDPは最終年度には弱含むとの見通しとなっている。中国の輸出企業のなかには日韓の進出企業が相当含まれる等、数値の解釈はさまざまなものがありうるが、傾向として、中国の輸出圧力の強さをうかがうことができる。こうした中国の輸出増加は、特定の産業分野においては大きな影響を及ぼそう。

さらに、ASEAN諸国との間で関税を撤廃した場合を考えると、さらに鋭い変化が起きる可能性が考えられる。これは、発展段階の異なる国同士が国境措置を撤廃するのであるから、当然のことといえる。現在並行してすすめられている日タイFTA交渉では、このような、発展段階が異なるが故の難しさが生じてくることになると考え

第20表 日韓・日韓中FTAの効果分析(大西・尹)

——各需要項目の基準値に対する増減率——

(単位 %)

		日韓FTA			日韓中FTA		
		2年目	6年目	10年目	2年目	6年目	10年目
日本	GDP	0.093	0.080	0.015	0.036	0.017	0.309
	消費	0.039	0.080	0.037	0.010	0.004	0.239
	投資	0.101	0.085	0.029	0.032	0.035	0.369
	輸出	0.837	0.754	0.720	1.038	1.224	1.101
	輸入	0.585	0.815	0.448	0.906	1.557	1.967
韓国	GDP	1.896	0.125	0.036	1.939	0.262	0.295
	消費	1.050	0.325	0.093	1.041	0.434	0.008
	投資	0.002	0.275	3.673	5.625	0.442	0.366
	輸出	1.461	1.215	1.685	1.993	2.097	1.233
	輸入	3.186	1.534	2.649	3.516	1.143	1.953
中国	GDP	0.200	0.212	0.971	0.427	0.384	0.669
	消費	0.256	0.138	0.593	0.486	0.221	0.635
	投資	0.104	0.197	1.019	0.166	0.302	0.798
	輸出	0.507	0.952	1.175	2.940	4.606	5.576
	輸入	0.550	0.601	0.433	1.260	3.878	5.142

資料 大西広・尹清洙「日中韓3国連結小型モデルによる日韓自由貿易協定および日韓+中自由貿易協定の経済的効果分析」から作成

(京都大学HP <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/pacific/yosoku/index.htm>)

られる。

e FTAと農業分野の国内対策

既にふれたとおり、韓国政府は、FTA締結とWTO交渉の進展による農業分野への影響を緩和するために、今後10年間で119兆ウォンを投入する計画である。

わが国においても、新たな食料・農業・農村基本計画策定に合わせて農政の全面的な見直しが検討されているが、日韓をはじめとするFTA交渉やWTO交渉の結果が農業に及ぼす影響を測り、それに対する国内対策を農政のなかに整合のとれた形で織り込む必要がある。

ところで、相互に国内対策を実施する場合は、次のような問題も考えられる。

仮に、日本はA品目、韓国はB品目に比較優位があり、相互に関税を撤廃するとする。そして、それぞれの国内生産への打撃を避けるために、日本はB品目生産者に、韓国はA品目生産者に所得補償をするものとする。その場合日韓間での生産の代替は生じず、両国間では、価格が低下した分生産が増加し、価格下落分は財政から生産者に補填がなされることになる。また、日韓両国以外との貿易に関しては、両国が相互に関税を撤廃するため、域外からの輸入が減少し、その分は両国における生産と貿易の増加につながる。しかし、この効果（貿易転換効果）がどの程度あるかは品目によってまちまちであろう。従って、相互に関税を引き下げつつ実施される国内対策は、両国にとってのメリットにつながる場

合と、単なる商品価格下落と財政支出増加に終わる場合とがありうる。そして、両国間で関税を引き下げた結果は、今後他国との貿易交渉の際にマイナスの影響を及ぼす可能性もある。

したがって、次項で述べるとおり、両国は将来の農業の共通のイメージを描いていくことが重要なように思われる。

(注9)たとえば、韓・チリFTAが発効した2004年4月の両国間の貿易は急増した。韓国の対チリ輸出は前年同月比31%増加し、自動車(+85%)、携帯電話(+280%)、カラーテレビ(+200%)等が増加した。一方チリの対韓輸出も59%増加し、銅(+117%)、化学・木材・パルプ(+40%)、ワイン(+370%)等が増加した。(『朝鮮日報』2004.6.6付記事)

(注10) Choi (2002)

(注11)『日本農業新聞』2004.4.26付記事

(注12)たとえば、韓国の全国経済人連合会(全経連)は政府に対し、日韓FTAへの慎重な対処を求めていたといわれる。(『朝鮮日報』2004.4.23付記事)

(2) 日韓FTAのめざすべき方向

むすびにかえて

a 東アジア地域の経済連携と日韓FTA

近年、FTAによる経済の地域統合が急速に拡大している。NAFTA(北米自由貿易協定)、MERCOSUR(南米南部共同市場)等、南北アメリカ大陸での統合がすすむ一方で、欧州においては04年5月、EUに新たに10か国が加盟して25か国の大経済圏が誕生した。

アジアにおいても、シンガポールやタイはアジア域内・域外の諸国とのFTAを積極的にすすめているし、ASEAN諸国は03年10月、2020年までに経済統合を完了することを合意した。さらに中国は、02年11月

に「中・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」に署名、タイとは約200品目の農産品についてのアーリーハーベストの前倒し実施を行った。

これらの背景には、WTOの下における貿易交渉が円滑に進まないことがあるが、こうした動きが広がるなかで、わが国や韓国も、ある意味では否応なしにFTAへの取組みを強化せざるを得なくなっている。

世界の経済圏が三つになる場合、経済厚生は最小になるというクルーゲマンの試算^(注13)もあるが、アジア経済はすでに強固な相互依存関係を形成しつつあり、その連携強化は押し止めることのできない流れになりつつある。

アジアにおける経済連携を考える場合、いち早く工業化を実現した日本と韓国、さらに急速な経済発展を遂げて巨大な存在感を示しつつある中国の3か国の役割は極めて重要である。そういう意味で、日韓FTAは、アジアの経済発展に対して大きな影響を及ぼすものとなろう。また、現在並行してすすめられている日タイFTA交渉は、工業国と農業国のFTAとして、また異なる問題を含む交渉となっている。

アジア地域は、小規模・家族経営による農業が主体となっており、また、経済の発展段階も国によって大きな差がある。したがって、貿易交渉においても単なる関税撤廃をとおして市場の手にゆだねるだけではすまない多くの問題を解決する必要がでてくる。

しかし、90年代後半のIMF経済危機によ

る一時的後退はあったものの、今後アジア地域が大きな発展を遂げていくことは疑いのないところであり、そのうえで、経済の連携関係を深めることは重要な課題である。

したがって、日韓および日タイFTAは、さきにあげた様々な問題をアジアの実態に合わせて乗り越えつつ、アジアにおける経済連携のモデルケースとなることを目指すべきであろう。

そのためには、よく指摘されるように、FTAを単なる貿易自由化協定と位置付けず、幅広い協力・連携の協定(EPA)として取り組むことが、アジアの場合ほどくに重要である。

b センシティブな部門・品目への配慮

すでにみたとおり、比較的似ている日韓両国のFTAにおいても、農業・非農業部門それぞれに、センシティブな部分を抱えている。

農業部門においては、農業の多面的機能の維持、相互に極めて低い水準となっている食糧自給率の確保、両国における将来にわたっての持続的な農業生産の維持、等の観点が重要である。非農業部門においては、FTAの動態的効果発現への道筋を明らかにし、それに沿った協定内容とすべきであろう。

このような観点から、部門・品目の除外、関税引下げの程度とタイムスケジュールが検討されるべきである。

その場合問題となるのが、FTAにおい

ては「実質上すべて」の貿易について関税や制限的通商規則を廃止すべきであるとするGATT第24条との整合性である。

しかし、現実には、多くのFTAにおいて多様な例外品目が設けられており^(注14)、例外品目の設定は両国の実態に即して、忌避されるべきではない。また、WTOにおいては発展途上国に対する特別な待遇が認められており、発展途上国を多く含むアジアにおいては、より多様なFTA協定との意義は大きい。

FTAで自由化すべき「実質上すべて」の貿易の定義は、除外品目を10%以下とするとの解釈が一般的ではあるものの、明確なコンセンサスを得たものはない。この点については、アジアにおける広範囲な経済連携を図るうえでは、より柔軟な解釈を強く求めていくべきである。

c 農業についての共通のビジョンを

すでにみたとおり、日韓両国の農業は小規模、国際競争力の低位、生産者の高齢化、食糧自給率の低さ等の共通した悩みを有しており、WTO農業交渉においても共通した立場からの主張を行っている。そのような意味では、両国のFTAについても、相互の農業の共存・共栄が図られる内容とすべきである。

そのためには、除外品目の設定やそれぞれの国内対策が重要になることはもちろんであるが、さらにすすんで、両国の農業についての共通のビジョンを構築していくことも視野に入れていくべきであろう。将来

において、両国の経済統合がさらにすすんだ段階を想定すれば、EUにおけるような共通農業政策も念頭におきつつ、議論をさらに深めることができると求められているのではないかであろう。

そして、そのような段階を想定すれば、日韓というより広いスケールのなかでの適地適作と、気象条件の違いや食文化の違いを生かした、より多様で豊富な農業と食の世界を描くことも不可能ではないであろう。

単に目先の利害のみにとらわれることなく、将来を見据えた検討がすすめられることを望みたい。

(注13) 浦田(2002)

(注14) たとえば、北米自由貿易協定(NAFTA)のカナダ・メキシコ間協定においては、両国とも乳製品、家禽肉、卵、砂糖等を例外品目とし、さらにカナダ側は78品目、メキシコ側は87品目を例外品目としている。

<参考文献>

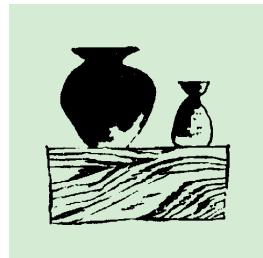
- ・青山浩子、李英柱他(2003)『農産物のコスト分析』(株流通システム研究センター)
- ・李ケイム・金ミンジョン(2003)『需要先別における輸入米の購買意向に対する展望』(韓国語)韓国農村経済研究院
- ・伊藤忠雄(2002)「WTO体制下における黒龍江省農業の現状と展望」(新潟県農村問題懇話会黒龍江省農業視察報告)
- ・浦田秀次郎(2002)『FTAガイドブック』日本貿易振興機構
- ・大西広・尹清洙「日中韓3国連結小型モデルによる日韓自由貿易協定および日韓+中自由貿易協定の経済的效果分析」(京都大学ホームページ)
(<http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/pacific/yosoku/index.htm>)
- ・韓国海洋水産部ホームページ
(<http://www.momaf.go.kr>)
- ・韓国農村経済研究院(2004)『農業展望2004』(韓国語)
- ・韓国農林部ホームページ
(<http://www.maf.go.kr/>)

- ・金泰坤 (1996)「韓国の農政改革の現状と課題」『農林金融』1996.2月号 p50
- ・鈴木宣弘 (2004)「日韓FTA構想の評価と日本の対応」『日韓両国におけるWTO/FTA戦略と農産物貿易問題』(日韓両国農業経済学会共同シンポジウム報告)
- ・谷浦孝雄 (2000)『21世紀の韓国経済』アジア経済研究所
- ・Choi, Sei-Kyun (2002) "Effects of Korea-Japan FTA on the Korean Agricultural Sector : Evaluation and Strategy" Korean

Journal of Agricultural Economics

- ・鄭承衍 (2004)『日韓經濟比較論』金沢大学経済学部研究叢書13
- ・日韓自由貿易協定共同研究会 (2003)『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』
- ・農水畜産新聞社 (2003)『韓国農業年鑑』(韓国語)
- ・農水畜産新聞社 (2003)『韓国畜産年鑑』(韓国語)
- ・深川博史 (2002)『市場開放下の韓国農業』(財)九州大学出版会

(基礎研究部長 石田信隆・いしたのぶたか)



国際化のなかの韓国食品産業

〔要　旨〕

- 1 韓国の食品産業は、その農業と同様に徐々に自由化・国際化の波にさらされてきた。2004年4月からは韓国初のFTAがチリとの間で発効し、日本とのFTA交渉、WTO新多角化交渉も進んでいる。
- 2 韓国食品製造業の総出荷額は、約4兆円と日本の約8分の1(人口は約3分の1強)の規模だが、外食産業市場規模とほぼ同額で、近年の生産額伸び率は製造業全体のそれを上回っており、業種別には「酪農製品等製造業」「肉・果菜・油脂加工業」が好調で、素材型の「穀物加工品・でん粉・飼料製造業」は相対的に低くなっている。
- 3 近年の韓国の食生活は、洋風化・日本化(食の内容変化)、簡便化・外部化(食の形態変化)が急速に進展しており、外食産業売上高の最近5年間の伸び率は23%を超え、うち西洋式、日本式食堂の伸び率は40%を超えている。
- 4 農産物輸出を拡大している中国からの輸入が増加しており、食文化のシンボルであるキムチでさえ白菜・塩漬白菜を加えてみた輸入量は韓国内工場生産キムチ約50万トンの1割を超え、純輸入国に転化している。キムチの輸入単価は、韓国内工場卸売価格の3~4割弱にとどまる。
- 5 1次産品に近い素材型産業をみると、製粉、製糖産業は原料農産物の国内生産が僅少・皆無であること等から、大手7~8社の独占・寡占で、アメリカ等から原料を低関税で輸入・加工し、内需を満たした後の生産物を日本を含むアジアに輸出している。でん粉・でん粉糖産業も同様だが、馬鈴薯、甘薯の国内生産があることから、関税障壁による国内農産物、同加工品(でん粉)保護が行われている。
- 6 食品産業は、それぞれの国の農業との深いつながりのもとに成立しており、利害が必ずしも一致しないこともあるが、双方相まって一国の食料事情を形成しており、それぞれの保護・育成を図る観点が重要である。
- 7 韓国も日本もその国内食料・農業事情は、専業農家比率を除けば極めて似通っている。食料自給率は、主に第二次世界大戦後のアメリカの援助物資により縮小したものと考えられる小麦生産と、水田中心で飼料用穀物の生産量が少ないことを主因に、2002年で韓国47%、日本40%と低迷している。日韓FTAは、双方の国内食料・農業事情をよく理解し合い、その必要な保護・育成を確保していくものとする必要があろう。

目 次

はじめに

1 韓国食品産業の概要

- (1) 韓国食品産業の沿革
- (2) 韓国食品産業の概況

2 韓国農産物貿易の概要

- (1) 輸入
- (2) 輸出

(3) 対日輸出入

3 國際化と韓国食品産業

(1) 國際化の影響を受ける韓国食品産業

キムチ産業を例にして

(2) 素材型食品製造業の動向

おわりに

はじめに

韓国の食品産業は、その農業と同様に徐々に自由化、国際化の波にさらされてきた。例えば素材型食品産業の代表格である、製粉、製糖産業では、まず小麦粉が1985年に輸入自由化され、精製糖はガット・ウルグアイラウンド合意に基づいて、94年から^(注1)輸入自由化された。この2004年4月からは韓国初のFTAがチリとの間で発効し、日本とのFTA交渉、WTO新多角化交渉も進んでいる。

しかしながら、国際化の波は制度面の輸入自由化、輸入障壁の側面と、国際需給等による実際の輸入圧力の両面からとらえる必要がある。

韓国においては、近年農産物輸出を拡大している中国から物理的距離の近さや食材の近似性もあって、日本と同様に農産物輸入が増加しており、輸入品目は生鮮食品のほか韓国食文化のシンボルとも言うべきキムチにまで及んでいる。そこで、本稿では

キムチ産業と、素材型食品産業の代表格である製粉、製糖、でん粉・でん粉糖産業を取り上げて、国際化の影響を受けつつある韓国食品産業の動向を検討することとしたい。

(注1)「輸入自由化」とは輸入制限品目から解除されたとの趣旨で、当然のことながら関税障壁等は残る。

1 韓国食品産業の概要

初めに韓国食品産業全体について概観することとしたい。食品製造業を主体にしつつ、広義の食品産業である外食産業も含めて整理しておくこととする。

(1) 韓国食品産業の沿革

食品産業の歴史は韓国産業界のなかでは相対的に古く、1945年の朝鮮解放の時点では韓国が擁していた工業部門（軽工業）の一角を占めていた。朝鮮戦争休戦（1953年）後、アメリカの援助によって、製粉、製糖、繊維のいわゆる「三白産業」が活況を呈した。援助は主に物資供与の形で行われ、そ

の大半は小麦、原糖、原毛、原綿等の原資材であつた。

確かに、後記のとおり、韓国製粉企業、製糖企業の設立年は1950年代に集中している。

当時設立された企業が、少なくとも製粉、製糖業界に限って言えば今日まで存続し、寡占構造を形成している。

なお、このような食品産業の成立過程は、一方で小麦をほとんど海外に依存する等、韓国内農業にも多大な影響を与えていた。

(注2) 渡辺・金(1996)

(2) 韓国食品産業の概況

a 韓国食品製造業の概況

韓国の食品製造業全体（食品製造業と飲料製造業の合計、以下同じ）の規模、地位等をみると、事業所数は8千（全製造業中7.3%）、従業員数は18万人（同6.8%）、製造品出荷額は42兆ウォン（同6.8%、約4.2兆円 <100ウォン=約10円>）、付加価値額は16兆ウォン（同6.9%、約1.6兆円）、付加価値額の出荷額に占める割合は39.2%（全製造業では38.4%）と、日本の食品製造業の地位（全製造業中1割強の地位）とは、少し趣きを異にしている（第1表）。

地位・占有率の相対的低さは、食品製造業の面的展開度が相対的に低いことによる

第1表 韓国と日本の食品製造業比較(2002年)

(単位 千事業所、千人、10億ウォン、10億円、%)

	韓 国			日 本		
	全製造業 (a)	食品製造業 (b)	(b/a)	全製造業 (a)	食品製造業 (b)	(b/a)
事業所数	110	8	7.3	291	41	14.1
従業員数	2 696	183	6.8	8 324	1 241	14.9
製造品出荷額(a)	631 338	42 649	6.8	269 362	30 685	11.4
付加価値額(b)	242 300	16 721	6.9	97 459	11 474	11.8
付加価値額割合 (b/a)	38.4	39.2	-	36.2	37.4	-

資料 韓国統計庁ホームページ(<http://kosis.nso.go.kr/>)の「鉱業・製造業統計調査」,『(日本)工業統計表』から作成

(注)「食品製造業」は、「食料品製造業」と「飲料製造業」の合計(たばこ製造業は含まない)。

ものと推定される。なお、崔(2000)は韓国食品工業の課題として「…、農産物の加工割合が他の国に比べて非常に低い…。」と述べている。

韓国食品製造業の従業員規模別構成をみると、従業員数100人以上の304事業体（全体の4%）が総売上高の52%を占めており(02年)、日本(同6.3%の2,551事業体が総出荷額の57.0%を占める)と同様に全体的な生産集中度が高くなっている(第2表)。

韓国食品製造業の業種別の生産額推移について、00年から02年への2年間の生産額伸び率でみると、飲食料品製造業全体で14.5%と製造業全体(12.3%)を上回っており、特に「酪農製品・アイスクリーム製造業」(23.3%)、「肉・果菜・油脂加工業」(18.5%)で好調である。一方、素材型を中心とする基礎的食料品である「穀物加工品・でん粉・飼料製造業」の伸び率は同9.2%と相対的に低いものとなっている(第3表)。これらは、韓国内における食生活の、洋風化・日本化(食の内容の変化)、簡便化・外部化(食の形態の変化)等か

第2表 韓国食品製造業の従業員規模別構成
(2002年)
(単位 個, 10億ウォン, %)

(従業員数)	事業体数	構成比	売上高	構成比
韓国食品製造業	5~19人	5 528	73.2	7 044
	20~49	1 291	17.1	5 718
	50~99	427	5.7	7 725
	100~299	252	3.3	13 891
	300~499	36	0.5	4 623
	500人以上	16	0.2	3 876
	合計	7 550	100.0	42 877
(単位 個, 億円, %)				
(従業員数)	事業体数	構成比	出荷額	構成比
日本食品製造業	4~19人	27 224	67.0	28 952
	20~49	7 931	19.5	50 907
	50~99	2 899	7.1	64 596
	100~299	2 061	5.1	126 350
	300~499	350	0.9	36 944
	500人以上	140	0.3	28 356
	合計	40 605	100.0	336 105

資料 第1表に同じ

(注) たばこ製造業は除く(日本には含む)。

第3表 韓国食品製造業生産額の業種別推移

	韓国 (10億ウォン, %)				日本 (億円)
	2000年	01	02	伸び率 (02/00)	
製造業全体	564 834	583 793	634 199	12.3	2 693 618
飲食料品製造業	37 434	39 850	42 876	14.5	306 853
食料品製造業	31 344	33 914	36 075	15.1	239 438
肉,果菜,油脂加工業	8 528	9 300	10 108	18.5	40,304
酪農製品,アイスクリーム製造業	3 439	4 079	4 242	23.3	22,689
穀物加工品,でん粉,飼料製造業	8 524	9 237	9 308	9.2	73,331
その他食品製造業	10 853	11 298	12 417	14.4	103,114
飲料製造業	6 090	5 936	6 801	11.7	67 415

資料 第1表に同じ

(注) たばこ製造業は除く。日本の数値は出荷額。

第4表 韓国食品産業の付加価値・雇用推移

		1970年	80	90	00	01	寄与度
付加価値	GDP	560 314	1,112 363	2 642 052	4 785 329	5 515 575	100.0
	全産業	408 383	928 272	2 328 486	4 455 818	4 915 689	89.1
	製造業	59 957	254 852	739 825	1 637 331	2 218 595	40.2
	飲食料品	14 882	39 276	72 976	100 276	159 009	2.9
雇用	全産業	9 617	13 683	18 085	21 061	21 362	100.0
	製造業	1 268	2 955	4 911	4 244	4 199	19.7
	飲食料品	104	131	214	178	180	0.8

資料 韓国農水産畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』(韓国銀行『国民計算』,韓国統計庁『鉱工業統計調査報告書』『韓国統計年鑑』)

らも影響を受けているものと考えられる。

韓国食品産業の付加価値、雇用の推移は第4表のとおりで、GDPの増大にあわせて順調に拡大してきた。

b 韓国外食産業の概況

広義の食品産業のもう一方の翼を担う外食産業の動向はどうだろうか。

韓国においては、ソウルオリンピックが開催された88年ごろを起点にして食生活の変化が生じ始め、02年のワールドカップ開催以来の2年間で急速に多様化・高度化してきたといわれる。主婦年齢で現在37歳(1967年生まれ)ごろを境にして、韓国の伝統食からの解放度が高くなるともいわれ、夕飯の形態もおかげで10品並ぶ韓国食から、日本と同様に2~3品のおかずが並ぶ食生活への変化もみられてきて

(注3) いるといわれる。

これらは、核家族化の進展、女性の社会進出、共働き世帯の増加等のライフスタイルの変化に加え、海外旅行が盛んになり洋食や日本食への嗜好が高まつたことなどを背景に生じていると思われる。そして、ライフスタイルの変化等は外食産業

の成長をもたらしている。

韓国の外食産業市場規模の近年における推移について、96年から01年への5年間の売上高伸び率でみると23.2%と高率で、01年の売上高は41兆ウォン弱（約4兆円）となっている（第5表）。外食産業市場規模は日本同様前述の食品製造業の総出荷額とほぼ見合っているが（規模は日本の約8分の1）、今後はそれを上回って成長することも予想される。

外食産業のうち韓国における食堂業（レストラン業）について着目し、その業態推移について同じように96年から01年への5年間の変化でみると、食堂業全体の売上高伸び率は36.1%で、01年の売上高は25兆ウォン（約2.5兆円）となっている。食の外部化の受け皿は、売上高（シェア58.4%，01年）でも、売上高増加額でも韓国式食堂がトップだが、売上高伸び率だけみると日本式、西洋式食堂がともに40%を超え、ファーストフードの売上高は2.7兆ウォン弱（約0.27兆円、シェア10.6%）に達しており、韓国における食の外部化が洋風化、日本化を伴いつつ進展していることが分かる（第6表）。

第5表 韓国外食産業市場規模推移

	韓国		日本
	1996年	01	伸び率 (01/96)
事業体数(千個)	555	540	2.7
従事者数(千人)	1,386	1,469	6.0
売上額 (10億ウォン 億円)	33,210	40,911	23.2
			320,262

資料 韓国統計庁ホームページの「卸小売業およびサービス業総調査」、外食産業総合調査研究センター『外食産業統計資料集（2003年）』から作成

（注）宿泊および飲食店業の全体数値。

第6表 韓国における食堂業の業態推移

	1996年		01		伸び率(01/96)
	事業体数	売上高	事業体数	売上高	
韓国式	219	11,481	229	14,761	4.6
中国式	24	1,359	24	1,530	0.0
日本式	4	676	5	964	25.0
西洋式	15	1,199	14	1,682	40.3
ファーストフード	24	2,691	-
麺類・のり巻	49	1,843	-
その他	86	3,861	9	1,806	89.5
食堂業計	348	18,576	354	25,277	36.1

資料 第5表に同じ

（注）1 96年は91年韓国標準産業分類基準、01年は00年韓国標準産業分類基準の数値。

2 01年の「その他」に「ファーストフード」「麺類・のり巻」を加えた場合の96年「その他」からの伸び率は、「事業体数」4.7%、「売上高」64.2%となる。

（注3）本多（2003）

2 韓国農産物貿易の概要

韓国農産物貿易を詳述することは本稿の主目的ではないことから、食品産業に着目しつつ必要最小限の整理をしておこう。

（1）輸入

韓国の農産物輸入1,500万トンを品目別に見てみると、1位はうち200万トン程度がでん粉・でん粉糖産業の原料となるトウモロコシが853万トンで圧倒的に多く、そのほとんどがアメリカからの輸入となっている。次いで主に製粉産業の原料となる小麦が325万トンで、多くはアメリカ、オーストラリアから輸入されている。3位は大豆の134万トンで、これら上位3品で1,300万トン強と韓国全体の農産物輸入量の85.2%を占めている（01年、第7表）。

なお、農産物輸入金額は57億200万米ド

第7表 韓国の品目別農産物輸出入状況

(注5)(注4)に同じ。

(単位 千トン)

輸入	2000年	01	輸出	00	01
農産物計	15 892	15 395	農産物計	558	498
トウモロコシ	8 888	8 529	砂糖	422	324
小麦	3 266	3 251	豚肉	16	38
大豆	1 586	1 344	白菜	26	32
大豆油	340	361	粟	16	17
椰子油	200	226	梨	9	11
米	107	217	トマト	13	10
バナナ	184	195	キュウリ	6	8
牛肉	223	166	粉乳	4	7
大麦	146	162	キャベツ	1	6
その他の野菜	143	131	その他の野菜	8	5
上位10品目計	15 082	14 582	上位10品目計	520	458

資料 韓国農村経済研究院『食品需給表(2001)』から作成

ル(以下「ドル」)で韓国全体の輸入金額
(注4)
1,521億ドルの3.7%にとどまっている(02
年)。

(注4)韓国農林部『農林統計年報(2003)』

(2) 輸出

一方、韓国の数量ベースの農産物輸出は50万トンと小さく、1位は砂糖の32万4千トンで、香港、中国、日本、フィリピン、シンガポール等、アジア諸国を中心に輸出されている。2位は豚肉の3万8千トン、3位は白菜の3万2千トンで、上位3品で39万4千トンと韓国全体の農産物輸出量の79.1%を占めている(01年、第7表)。

なお、農産物輸出金額は13億7,500万ドルで韓国全体の輸出金額1,625億ドル(注5)の0.8%にとどまっている。

(3) 対日輸出入

次に、対日輸出入の概況を見ておこう。

a 輸出入金額

韓国の対日農産物輸出額は農産物合計では460百万ドルとなっている。これに対して対日農産物輸入額は153百万ドルにとどまり、全体では307百万ドルの輸出超過くなっている(02年、第8表)。

b 輸出入品目

(a) 対日輸出品目

韓国の主な対日農産物輸出品目を見てみると加工食品が圧倒的に多い。

金額ベースで1位なのは「エチルアルコール・蒸留酒(韓国焼酎等)」(91百万ドル)、2位は「野菜缶びん詰等(キムチ等)」(76

第8表 韓国の主要相手国別農林水産物輸出入額

(単位 百万ドル)

		米国		中国		日本	
		2001年	02	01	02	01	02
輸出	韓国全体	31 211	32 780	18 190	23 754	16 506	15 143
	農林水産物計	255	214	164	130	1 563	590
	農産物	148	185	68	96	474	460
	畜産物	13	18	4	3	29	27
	林産物	12	11	37	31	135	103
	水産物	82	...	56	...	925	...
輸入	韓国全体	22 376	23 009	13 303	17 400	26 633	29 856
	農林水産物計	2 529	2 471	1 746	1 601	346	203
	農産物	1 527	1 314	846	1 266	158	153
	畜産物	661	978	32	43	38	41
	林産物	184	179	233	293	12	9
	水産物	159	...	634	...	139	...
収支	韓国全体	8 835	9 771	4 887	6 354	10 127	14 713
	農林水産物計	2 274	2 257	1 581	1 472	1 217	387

資料 韓国農林部『農林業主要統計(2003)』、韓国海洋水産開発院『水産海洋環境統計(2002)』から作成

百万ドル)である。

3位以下には1次産品の「栗」(470万ドル)を挟んで、4位が「穀物・穀粉調製品」(460万ドル)、5位、6位に1次産品の「ピーマン」(280万ドル)、「マツタケ」(230万ドル)を挟んで、7位が「ココア調製品」、8位が「乳製品・同調製品」(各170万ドル)^(注6)等となっている(02年)。

(b) 対日輸入品目

韓国の主な対日農産物輸入品目も同様に加工食品が多く、1位は「紙巻タバコ」が400万ドルで圧倒的に大きい。

以下は、2位「調製飼料」(170万ドル)、3位の「野菜の種」(110万ドル)を挟んで、4位「植物性の液汁・エキス」(80万ドル)、5位「デキストリン(変性デンプン)」(50万ドル)、6位「キャンディー類」(40万ドル)^(注7)等となっている(02年)。

(注6)日本貿易振興機構『アグロトレード・ハンドブック(2003)』

(注7)(注6)に同じ。

3 国際化と韓国食品産業

(1) 国際化の影響を受ける

韓国食品産業

キムチ産業を例にして

a 韓国内の需給・価格動向

韓国内のキムチ需要は、01年に154万3千トンで、近年ほぼ横ばい状態となっている。このうち、工場で生産されるキムチは50万8千トンと約3割強を占め、近年漸増傾向にある。また、1日1人当たりの需要

第9表 キムチの韓国における
国内需要動向

(単位 g, 千トン)

	1人当たり 1日需要量	年間 総需要量	うち 工場生産物
1997年	91.07	1,504	417
98	95.94	1,595	455
99	93.88	1,571	473
00	92.47	1,557	487
01	91.11	1,543	508

資料 韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』

量は91.11gで、減少傾向にある(第9表)。

これらは、前述の核家族化等のライフスタイルの変化、食生活の洋風化・日本化、簡便化・外部化等に起因しているものと考えられる。

工場生産キムチのうち大宗の32万8千トン(64%)が一般市販され、次いで団体給食9万6千トン(19%)、官・軍納5万4千トン(11%)、輸出3万トン(6%)に供される。^(注8)

韓国内におけるキムチの工場卸売価格は、02年で1,300~1,800ウォン/kg(約130~180円/kg)となっている。一方、韓国内におけるキムチの小売価格は、ソウル市内の04年1月時点では3,710ウォン/500g(約742円/kg)^(注10)となっており、小売価格は工場卸売価格の4~5.5倍の水準となっている。

なお、韓国のキムチの輸出単価は、02年に2,715ドル/トン(約299円/kg, 1ドル=約110円)で、近年低下傾向にある。^(注11)これは安価な中国産品の流入等に影響されたものと考えられる。

b 韓国内の業界・生産動向

韓国内のキムチ製造企業は459社あり、

各地区（6特別市、9道）にほぼ均等に分布している。

対日輸出の大宗は地方中小企業産のもので、100%原産地表示をすることになっているといわれる。また、大手企業は副原料である、とうがらし、ニンニクについて中國産のものを用いているといわれる。

459社の生産能力（1日（8時間）当たり）は1,777トンあり、生産実績839トンはその47.2%と稼働率は低位にとどまっている。^(注12)

なお、農協キムチはすべて韓国産原材料を使用しているものとされ、中国産原材料使用物よりも相対的に単価は高くなっているとされるが^(注13)、韓国におけるキムチ輸出実績では4位の位置を占めている^(注14)（02年度）。

c 韓国内の原材料生産状況

キムチ生産に使用する韓国内原料農産物の生産状況をみると、材料の大半を占める白菜の生産量、栽培面積は中国からの輸入による影響もあって長期的な減少傾向にあり、02年では213万9千トン、3万5千haとなっている。

大根も同様の傾向にあり、02年の生産量、栽培面積は、120万1千トン、2万6千ha

である。

トウガラシ、ニンニク、ネギ、生姜は長期的にほぼ安定した生産量、栽培面積となっている（第10表）。

d 韓国における輸出入動向

(a) 輸出

韓国におけるキムチの主な輸出先は日本で、02年に2万7千トン、7,400万ドルとキムチ総輸出量・額のそれぞれ93%を占めており、長期的には増加傾向にある。残りは、アメリカ与中国で、各768トン・190万9千ドル、19トン・4,200ドルと微々たるものとなっているが、アメリカ向け輸出は近年急増している（第11表）。

(b) 輸入

韓国におけるキムチ輸入は、ほとんどが中国からで、02年で1,042トンと微々たるものにとどまっている（第12表）。しかしながら、これに材料となる生鮮白菜、塩漬白菜をキムチ換算して加えた場合には02年で1万4千トンとなり、近年のピーク00年では4万7千トンにのぼっている（第13表）。

第10表 キムチ類原材料の韓国における生産状況

	1993年		98		00		01		02	
	生産量	栽培面積								
白菜	3 547	50	2 496	41	2 869	46	2 804	44	2 139	35
大根	1 485	32	1 395	32	1 507	34	1 502	33	1 201	26
唐辛子	187	85	147	65	194	75	180	71	193	72
ニンニク	393	36	394	37	474	45	406	37	394	33
ネギ	555	21	500	20	658	24	636	22	567	19
生姜	40	4	47	5	17	2	21	2	30	3

資料 韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』^a(韓国農林部^b農林業主要統計(2003)^a),韓国農林部^b農林統計年報(2003)^aから作成

第11表 キムチの韓国における輸出状況

(単位 トン, 千ドル)

		1998年	99	00	01	02
計	輸出量	15 939	24 561	23 433	23 785	29 213
	金額	43 743	78 840	78 847	68 731	79 318
日本	輸出量	15 229	23 816	22 261	22 200	27 097
	金額	42 236	77 038	76 463	65 028	74 126
アメリカ	輸出量	258	259	293	692	768
	金額	651	790	751	1 689	1 909
中国	輸出量	0	0	231	12	19
	金額	0	0	241	30	42

資料 第9表に同じ

(注) 計は韓国計で表示3国の計とは一致しない。

03年1~11月の間では、白菜と塩漬白菜を加えた中国からのキムチ輸入量は5万6千トンで、韓国のキムチ輸出量3万トンを上回って韓国がキムチの輸入超過国になるという状況に至っている。^(注15)この量は、年間国内需要量約150万トンと比べるとまだ小さなものにとどまるが、うち工場生産キムチ約50万トンと比すとその1割を超える大きな動きとなる。また、外食産業で供されるキムチのうち相当部分は輸入物ともいわれる。

韓国におけるキムチの輸入単価は、02年の平均値で450ドル/トン(約50円/kg)と、前述の韓国内工場卸売価格(約130~180円/kg)と比して、極めて安価となっている(第14表)。

中国でのキムチ生産は、韓国企業との共同出資や、韓国キムチ製造者雇用によって行われているとされる。^(注16)なお、韓国におけるキムチ輸出実績1位の企業は斗山(株)(02年度)であるが、斗山はキムチ事業拡大のために中国現地工場の設立を推進している。^(注17)

第12表 キムチの韓国における輸入状況

(単位 トン, 千ドル)

		1998年	99	00	01	02
計	輸出量	10	92	473	393	1 042
	金額	5	40	202	199	469
日本	輸出量	-	2	6	0	0
	金額	-	7	25	3	0
中国	輸出量	10	90	467	393	1 042
	金額	5	33	177	196	468
その他	輸出量	-	0	-	-	0
	金額	-	0	-	-	0

資料 第9表に同じ

第13表 中国産キムチ類の韓国における輸入動向

(単位 トン)

		1998年	99	00	01	02
キムチ		10	90	467	393	1 041
生鮮白菜		0	349	11 297	224	2,148
塩漬白菜		4 560	19 662	31 804	14 091	10 132
キムチ換算		5 222	22 863	46 501	16 692	14 464

資料 李ウック(2003)⁹中国産キムチの輸出拡大による影響と対応方策『CEO Focus』115号,2003.5,韓國農協中央会(資料:韓國貿易協会,総合貿易情報(kotis))

(注)1 塩漬白菜はその他の一時貯蔵野菜(HSK 071190 5099)の輸入量をすべて塩漬白菜と仮定して計算。

2 白菜類のキムチ換算は生鮮白菜の場合、塩漬け・脱水後の含水率60%,塩漬白菜は脱水後の含水率80%と推定し、キムチ生産量は塩漬白菜と味付けのためのものの割合を7:3と推計して計算。

第14表 キムチの韓国における輸入単価

(単位 ドル/トン)

		1998年	99	00	01	02
平均		500	434	427	496	450
日本		-	3 500	4 167	10 000	-
中国		500	367	379	496	449
その他		-	-	-	-	645

資料 第9表に同じ

e 中国産品(半製品を含む)のもたらす問題

中国産キムチやその半製品(塩漬白菜等)を用いた韓国産キムチを巡っては、原産地表示の問題が発生する。原産地の判断やその管理を誰がどのように行うのか、FTAに関しては迂回輸出をどのように防止する

かということが問題になる。04年4月発効の韓国・チリFTAでは、加工食品の内容保証の問題として、チリ側から原料・生産者ID、検査機関の表示義務付けの要求が出されたといわれる。

いずれにせよ、FTAを含む日韓間においても、迂回輸出が防止できるような対応が望まれよう。

なお、韓国のキムチにかかる現在の国境措置は関税障壁のみで、輸入関税率は20%となっている。おって、韓国・チリFTAでは、この関税率を向こう5年間で順次引下げ2009年には撤廃することとされた。

f 要約と今後の展望

以上、韓国のキムチ産業の動向を述べてきたが、その特徴は、本来的には内需産業の代表格でありながら対日依存の形で相当量の輸出を恒常化する一方、中国からの製品、原料輸入に脅かされつつ、自ら合弁等の形での開発輸入を進めているところにある。

今後とも、こういったつながりと相互の影響は、ますます深まっていくものと予想される。

- (注8)韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』
(注9)(注8)に同じ。
(注10)韓国統計庁『消費者物価調査月報(2004.1)』
(注11)(注8)に同じ。
(注12)(注8)に同じ。
(注13)李(2003)
(注14)(注8)に同じ。
(注15)「韓国、キムチの輸入超過国に - 安価な中國産の輸入が激増」『日経速報ニュース』2004.1.17.
(注16)(注13)に同じ。

(注17)(注8)に同じ。ほかに、東洋経済日報社『韓国会社情報(2003下期版)』

(2) 素材型食品製造業の動向

次いで、韓国を代表する素材型食品製造業である、製粉、製糖、でん粉・でん粉糖産業について、国内消費、業界・生産状況、原料事情、輸出入動向等についてその国際性に着目しつつ検討してみよう。

a 製粉産業

(a) 韓国における消費動向

韓国における小麦粉生産量は、00年に182万トンで近年増加基調にある(第15表)。

韓国内における1人当たりの小麦粉消費量は34.4kg(01年)と日本(32.1kg=但し小麦)に比べてやや多く、需要量の大部分を占める業務用需要は、多用途粉、パン用粉、ケーキ用粉、配合粉、小麦全粒粉に分類されている。小麦粉全体の約3分の2が多用途粉(中力粉)で、めんを中心に広い用途に使用されている。^(注18) 小麦粉生産量の増加には、前述の韓国内における食の洋風化、外部化等も影響しているものと考えられる。

第15表 小麦粉の韓国における生産・消費量推移

	韓国		世界生産量(百万トン)
	生産量(千トン)	年1人当たり消費量(kg)	
1998年	1 652	33 6	586
99	1 775	36 0	585
00	1 821	35 5	582

資料 韓国製粉工業協会『製粉工業現況(2001)』、
(日本)製粉振興会ホームページ(海外サイト)
から作成

(b) 韓国内の業界・生産状況

韓国内の小麦粉生産は、中小企業も多い日本と違い大手8社の独占状態となっている。これは、原料小麦の国内生産が無いに等しくほぼ全量を輸入していて、生産条件が加工貿易の状態にあることによる。

8社合計の00年の加工能力は年305万6千トン、加工実績は240万3千トン、稼働率は83.0%で、それぞれ上昇傾向にある。加工能力と加工実績の差65万3千トンが生産余力となる。第16表のとおり、設立は1950年代に集中している。

小麦粉調製品は(株)CJ(旧、第一製糖)、大韓製糖、東亜製粉(韓国製粉を吸収合併)^(注19)の3社が生産している。

(c) 原料事情

韓国内における小麦生産は、主に朝鮮戦争後のアメリカによる援助物資としての小麦粉供給によって縮小したものと考えられ、02年で栽培面積1.8千ha、生産量5.8千トンと極めて僅少で、近年減少傾向にあ

表16表 小麦粉の韓国における生産体制

(単位 トン)

地域別	会社名	設立(年月)	加工能力		所在地
			1日	年間	
首都圏	大韓製粉(株)	1952.12	2 460	738 000	仁川
	東亜製粉(株)	1953.9	580	174 000	仁川
	大鮮製粉(株)	1958.2	650	195 000	ソウル
	新韓製粉(株)	1956.12	805	241 500	牙山
	(株)CJ(旧、第一製糖株)	1953.11	1 120	336 000	ソウル
	三和製粉(株)	1957.9	380	114 000	仁川
小計			5 995	1 798 500	
嶺南	大韓製粉(株)	-	530	159 000	釜山
	東亜製粉(株)	-	960	288 000	釜山
	(株)CJ(旧、第一製糖株)	-	1 310	393 000	釜山
	嶺南製粉(株)	1959.6	440	132 000	釜山
小計			3 240	972 000	
湖南	韓国製粉(株)	1956.9	950	285 000	木浦
合計			10,185	3 055 500	

資料 韓国製粉工業協会『製粉工業現況(2001)』

(注20)
る。

このため、小麦粉生産の原料となる小麦は、アメリカ(132万9千トン、53%)、オーストラリア(103万6千トン、41%)等からほぼ全量が輸入されている(第17表)。

(d) 韓国における輸出状況

韓国的小麦粉輸出量は、03年で1万2千
^(注21)トンと、僅少なものにとどまっている。

一方、韓国の米粉を含む小麦粉調製品の輸出量は、02年で7万9千トン(前年比8.8%増)、うち日本向けが7万7千トン(同24.5%増)と、近年増加傾向にある。同

第17表 原料小麦の韓国における輸入動向

(単位 千トン、%)

	アメリカ		オーストラリア		カナダ		合計	世界貿易量(百万トン)
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比		
1998年	1 297	60	719	34	130	6	2,146	99
99	1 353	57	909	38	123	5	2,385	109
00	1 329	53	1 036	41	140	6	2,505	102

資料 第15表に同じ

第18表 小麦粉調製品の韓国における輸出動向
(単位 千トン、千ドル、%)

	輸出量	うち日本	輸出額	うち日本
2000年	66,752	65,017	34,741	32,201
01	73,027	62,125	33,928	27,231
02	79,439	77,358	37,116	33,631
前年比	8.8	24.5	9.4	23.5

資料 JETRO『アグロトレード・ハンドブック(2003)』

輸出金額は同年で3,700万ドル(同9.4%増), うち日本向けが3,400万ドル(同23.5%増)と輸出量と同様近年増加傾向となっている(第18表)。

なお, 日本における韓国からの輸入小麦粉調製品のCIF価格は, 02年で56円/kgと, 日本の小麦粉調製品輸入全体にかかるCIF価格(加重平均)101円/kgの55%程度と廉価なものとなっている。^(注22)

おって, 韓国における製粉用小麦の輸入関税は1.92%となっている。なお, 製粉用小麦には260万トンまで1%とする割当関税がある(04年12月まで)。^(注23)

韓国・チリFTAでは, この関税率は即時撤廃された。小麦粉の輸入関税(4.48%)は, 向こう5年間で順次引下げ2009年には撤廃されることとなった。^(注24)

また, チリ側においては, 小麦, 小麦粉が関税協定から除外されている。^(注25)

(e) 中国産品の動向

中国の小麦粉生産量は世界で唯一1億トンを超えて(小麦生産量は, 01年で9,400万トン), 価格・品質面でもかなりの優勢にあるとされ, 中国食品工業協会が, 「中国は中国・アセアン包括的経済協力枠組み協定(注26)に基づき2010年までに世界最大の自由貿易区を確立するとしているが, これも中国の小麦粉・関連製品輸出にとって良いチャンスになる」と指摘していることに留意しておく必要があろう。

(注18)(日本) 製粉振興会ホームページ, 韓国農村経済研究院『食品需給表(2001)』, 韓国製粉工業協会『製粉工業現況(2001)』, 農林水産省「食糧需給表(2001年度)」

(注19)筆者(04年2月)韓国食品工業協会聞き取り調査。

(注20)(注4)に同じ。

(注21)日本貿易振興機構(以下, 「JETRO」と略記)『World Trade Atlas』データベース(財務省貿易統計)

(注22)食糧庁(2003.3)『米麦加工食品等の現況』

(注23)「関税法第71条の規定による割当関税の適用に関する規定」((韓国)大統領令第18,186号, 2003.12.30)別表1」

(注24)韓国農協中央会ホームページ

(www.nonghyup.comのnatureサイト)

(注25)農林水産省ホームページ(2004.5)「FTAを巡る状況」

(注26)(日本) 製粉振興会ホームページ(海外サイト)

(注27)「中国小麦粉輸出, 東南アジア市場に狙い, 価格・品質で優位」『日本食糧新聞』2003.12.5

b 製糖産業

(a) 韓国における消費動向

韓国における砂糖生産量は, 01年度に125万5千トンで近年横ばい傾向にある。

韓国内における1人当たりの砂糖(蜂蜜を含む)消費量は19.9kg(01年度)と日本(20.0kg)とほぼ同じで, 近年横ばい状態にある。これは, 国民に砂糖が健康に悪いものと理解されていることにも起因しているものとされる。

01年度の韓国内の砂糖需要量は92万2千トンで近年には増加傾向にあり, 輸出量は

第19表 砂糖の韓国における生産・消費量推移
(単位 千トン, kg)

	韓国					世界 生産量 (百万トン)
	生産量	年1人当たり消費量	需要量	輸出量	異性化糖 の消費量	
1999年	1,176	172	792	376	281	134
00	1,253	179	823	422	283	132
01	1,255	199	922	324	...	138

資料 韓国農村経済研究院『食品需給表(2001)』、農畜産業振興機構ホームページ「需給関係資料」(2001.5)「韓国砂糖産業の概要」から作成

(注) 世界生産量の2001年度は推定値(LMC International Ltd.)。

32万4千トンで減少傾向にある(第19表)。輸出が行われているのは、各社設立時に将来への余力を持たせて生産能力が設定されているなか、異性化糖の生産が増加して設備過剰となったことによるものである。

砂糖の用途別消費量は00/01年度の粗糖ベースで、家庭用が55万4千トン(50.9%)、工業用が53万5千トン(49.1%)となっている。

韓国内の精製糖のメーカー販売価格と小売価格は00年で586ドル/トン、639ドル/トンと世界市場価格を上回っていたが、近年低下傾向にある。これには、10%の付加価値税と3%の教育税を撤廃したことにも寄与している。

韓国からの輸出用の精製糖価格は世界市場価格に依存しており、00年で280ドル/トンとなっている。なお、使用される粗糖は3%の粗糖関税を免除され、政府の介入は全く無いものとされる。^(注28)

(b) 韓国内の業界・生産状況

韓国内の精製糖生産は韓国内でてん菜糖、甘しゃ糖の生産がないため、粗糖を輸入して精製する形態となっており、精製を目的に設立された装置産業である大手企業による寡占状態となっている。

上位7社のシェアは、韓国内の糖類出荷額で見た場合には92.3%、糖類輸出額でみた場合には68.2%となっている(00年)。韓国内の糖の生産能力は166万トン、生産量は156万9千トン、生産額は9,177億ウォン(約918億円)で、稼働率は94.6%、生産余力は9,100トンとなっている(00年)。第20表のとおり、製粉産業同様、設立は1950年代が多い。

韓国製糖業界各社は、国内需要が低迷するなか飼料への参入等経営多角化で企業存続を図っているが、韓国一の総合食品メーカーへと成長した(株)CJ(旧、第一製糖)を除くと総じて厳しい環境にあるとされる。

ソルビトール調製品は、タイ、韓国、シ

第20表 砂糖類の韓国における生産体制

(単位 億ウォン、千ドル、千トン)

(会社名)	設立 (年月)	糖類		ソルビトール 調整品生産量
		出荷額	輸出額	
現(株)CJ(旧、第一製糖(株))	1952.12	2 550	20 010	18
三養社(株)	1924.10	1 832	30 684	8
大象(株)	1956.1	1 135	609	-
大韓製糖(株)	1956.7	1 075	41 243	14
斗山CornProductsKorea(株)	-	1 050	...	-
三養Genex(株)	1964.4	913	5 003	-
新東邦(株)	1966.6	435	600	-
ドゥレ村	-	...	12	-
小計		8 990	98 161	40
合計(韓国内全社)		9 737	143 861	40

資料 1 糖類は、デイコ産業研究院『韓国の産業と市場(2002)』(韓国食品流通年鑑)から作成

2 ソルビトール調製品は、農畜産業振興機構(2000.6)「ソルビトール調製品流通実態調査結果」

ンガポールの3か国で製造されており、うち韓国では精製糖メーカー3社((株)CJ(旧、第一製糖)、大韓製糖、三養社)が製造している。3社の生産数量は、合計で約4万トンと推定される。近年日本のU(株)との販売競争が激化しており、生産量は減少傾向で、各社の年間生産量は(株)CJ(旧、第一製糖)=1万8千トン、大韓製糖=1万4千トン、三養社=8千トンとなっている。なお、ソルビトール調製品の推定世界生産量は9万8,500トンで、韓国における推定生産量4万トンはその40.6%を占める。^(注30)

(c) 原料事情

精製糖生産の原料となる粗糖は、オーストラリア、南アフリカ、タイ(以上3か国で70~80%)、^(注31) ブラジル、コロンビア、フィジーから輸入している。

(d) 韓国における輸出状況

韓国における砂糖輸出量は、01年に32万4千トンで減少傾向にある。同輸出額は、9,688万6千ドル(@=299ドル/トン)で、前年比1万4千トン(16.6%)増加した。02年の輸出は、香港、中国、日本、フィリピン、シンガポールの5か国で総輸出金額の78%を占め、うち日本向けの輸出額は1,045万8千ドル(同11.2%)で横ばいから増加基調にある(前掲第19表、第21表)。

ちなみに、韓国においては加糖調製品の輸入が行われており、中国、南アフリカ、エジプト、サウジアラビアからバルク単位で年1千万トン程度輸入されている。^(注32)

第21表 砂糖の韓国における輸出動向
(単位 千ドル、%)

	輸出額	うち日本
2000年	83,113	6,063
01	96,886	5,584
02	92,972	10,458
前年比	40	87.3

資料 JETRO「World Trade Atlas」データベース(財務省貿易統計)から作成

なお、韓国における粗糖の関税率は3%と低い。一方、韓国内精製糖産業保護のため精製糖の関税率は50%と高めに設定されている。おって、各種の加糖調製品の関税率は0~57.4%となっている。

韓国・チリFTAでは、粗糖の輸入関税(3%)は、韓国内製糖産業保護の必要と、韓国内甘しゃ、てん菜生産者保護の必要性が無いこともあってか即時撤廃された。精製糖の輸入関税(50%)はDDA(WTO)交渉が終了した以降に議論することとされた。

また、ソルビトールの輸入関税(8%)は、向こう5年間で順次引き下げ2009年には撤廃されることとなった。^(注33)

(e) 中国産品の動向

中国における砂糖の需給バランスは、02/03年度で生産量1,100万トン、消費量1,100万トン(粗糖換算)と大きく、近年両者とも増大しているが、輸入量、輸出量は各49万トン、18万トンとまだ相対的に小さいものにとどまっている。^(注34)

c でん粉・でん粉糖産業

次に、同じく素材型産業だが、原材料の韓国内生産があるという点で異なっているでん粉・でん粉糖産業について見てみよう。

(a) 韓国における消費動向

韓国におけるでん粉・でん粉糖の用途別処分量は、でん粉、果糖それぞれ40万トン程度（でん粉使用量ベース）となっている。

また、韓国内におけるトウモロコシでん粉の用途別使用実績は「その他の用途」を除くと、製紙用が11万6千トンと一番大きく、2番目がビール用の6万8千トン、3番目が食品加工用の4万5千トン、4番目が接着剤の4万3千トンで、それぞれ近年横ばい状態のなか、日本と同様3番目の食品加工用（水産練り製品、麺類、菓子等）が大きく減少してきている。^(注35)

(b) 韓国内の業界・生産状況

韓国内でのん粉、でん粉糖生産は、でん粉糖生産を中心に中小企業も多い日本と違い大手4社の寡占状態となっている。

4社によるでん粉、でん粉糖生産は、トウモロコシを主原料に年平均約200万トン（副産物を含む）、売上高は約7千億ウォン（約700億円）で、飲料、製パン、製菓、氷菓等の食品産業向けに基礎素材の生産・販売を行っている。第22表のとおり1950年代の設立は1社のみで、残りは60年代半ば以降の、アメリカ企業との合弁設立となって

第22表 でん粉・でん粉糖の韓国における生産体制

（単位 億ウォン、千トン）

（会社名）	設立 (年月)	総売 上高	でん粉			生産量
			でん粉	でん粉 糖	合計	
大象(株)	1956.1	10 677	...	1 826	1 826	...
三養Genex(株)	1964.4	1 145	266	633	899	...
斗山CornProducts Korea(株)
新東邦(株)	1966.6	3 921
合計(4社寡占)		7 000	2 000

資料 東洋経済日報社『韓国会社情報(2003下期版)』、韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』(関連協会資料)等から作成

(注) 売上高関係の数値は、2002年12月期のもの。

いる。このうち新東邦(株)はいわゆるワークアウト企業となっており、(株)CJ（旧、第一製糖）によって買収される予定である（既に管理銘柄入りしている）。(株)CJが新東邦を買収するのは、小麦粉・砂糖の取扱量が減少するなかで、韓国内需向けのリジン原料であるでん粉糖を確保するためのものとされる。新東邦の買収合戦には、大象、三養Genex（親会社、三養社とコンソーシアムを形成して）も参戦した。

(c) 原料事情

でん粉・でん粉糖の原料のうち、馬鈴薯、甘薯の韓国内生産量は84万6千トン、甘薯は45万2千トン（00年）で、主産地はそれぞれ、江原道、京畿道・全羅南道となっている。^(注37)

でん粉・でん粉糖産業の主力原料であるトウモロコシの輸入量は、近年200万トン程度で推移し、02年では209万7千トン（国産原料は0千トンで、合計使用量は209万8千トン）となっている。

主な輸入先は、アメリカ、中国、ブラジ

ルで、02年に実施されたGMO（遺伝子組換え作物）表示制の影響で、NON-GMOのブラジル産と中国産の輸入が大きく増加し、相対的にアメリカ産の輸入は減少した。^(注38)

（d）韓国における輸出状況

韓国におけるでん粉輸出額は、02年に1,555万6千ドルで、前年比14.2%減少した。02年の輸出は、フィリピン、台湾、インドネシア、マレーシア、バングラデシュ、日本向けで総輸出額の93%を占め、うち日本向けの輸出額は35万5千ドル（同2.3%）で、ほぼ横ばい状態にある（第23表）。

なお、韓国・チリFTAでは、馬鈴薯、甘薯の輸入関税（現行各307.4%，389.3%または342ウォン/kg）は、DDA（WTO）交渉が終了した以降に議論することとされた。

トウモロコシの現行輸入関税（3%）は、即時撤廃された（国内生産量が7万3千トン（02年）と僅少のためと考えられる）。

馬鈴薯でん粉、甘薯でん粉、コーンスターーチの現行輸入2次関税（各460.1%，243.9%，228.5%）は、DDA（WTO）交渉が終了した以降に議論することとされた。^(注39)

第23表 でん粉の韓国における輸出動向

(単位 千ドル, %)		
	輸出額	うち日本
2000年	13 293	353
01	18 132	545
02	15 556	355
前年比	14 2	34 9

資料 第21表に同じ

（e）中国産品の動向

韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』では、中国産製品が低価格で輸入されているとし、国内産業保護、基礎原料としての重要性等から、輸入割当と2次高関税政策で保護すべきものとし、WTOによる関税引下げ等は国内基礎素材産業に対して非常に厳しいものと予想している。

（注28）農畜産業振興機構「韓国砂糖産業の概要」（2001.5, LMC International Ltd.報告）

（注29）ソルビトールは、でん粉を加水分解したブドウ糖から合成される甘味料（食品添加物）で、ソルビットともいう。調製品は砂糖との混合物。砂糖に対する価格優位性（約4分の3）から需要が伸びている。

（注30）農畜産業振興機構（2000.6）「ソルビトール調製品流通実態調査結果」

（注31）筆者（2004.1）大韓製糖協会聞き取り調査。

（注32）（注31）と同じ。

（注33）（注21）と同じ。

（注34）農畜産業振興機構（2004.5）「中国の砂糖産業の概要について」

（注35）（注8）と同じ。

（注36）（株）CJホームページ（2004.2.4付けコリア・ヘラルド記事引用）

（注37）（注4）と同じ。

（注38）（注8）と同じ。

（注39）（注24）と同じ。

おわりに

以上、原料や製品の貿易等国際的な関係も念頭に置きつつ、韓国食品産業の動向を概観してきた。このうち、日本の現行輸入関税が高い品目について、韓国内原料農産物生産の有無をキーに関税率とともに整理すると、第24表のとおりとなる。

日韓双方で原料農産物の国内生産があるでん粉は、両国の国内事情は似通っており、ともに高い関税障壁と国内支持（日本）に

第24表 韓国食品製造業の分類と輸入関税

(生産構造)	韓国内原料農産物の有無	
	有	無(または僅少)
独占または寡占	243～460% でん粉 290%	448% 小麦粉 90% 精製糖 270%

資料 筆者作成(日本の関税率(関税相当量)は農林水産省が試算した換算百分率)

(注) 加工品名に付された数値は関税率(関税相当量)で、上段は韓国、下段の斜字は日本のもの。2次税率のあるものは2次税率。

よって国内農業が保護されていて、日韓双方にとって重要な品目である。

一方、アメリカによる食料援助やそれを受けた三白景気等を経て成立した製粉、製糖産業は、一方でその原料農産物をほとんどすべて海外に依存する農業構造をもたらした。これら韓国内の原料農産物生産が僅少または皆無である小麦粉、精製糖については、韓国内農業保護の必要性が低いまたは無いことから、製粉、製糖産業に利するようその原材料にかかる韓国の関税障壁は低く設定され、その反面、国内製粉、製糖産業保護のためにその生産・加工物である小麦粉、精製糖の輸入関税は相対的に高く設定されている。^(注40)

一方、国内での原料農産物生産がある日本の小麦・小麦粉、粗糖・精製糖の関税障壁等は高いものとなっている。これらの品目は日本にとって重要なものとなる。

いずれにせよ本稿で取り上げた小麦粉(小麦)、砂糖(甘しゃ・てん菜)、でん粉(甘薯・馬鈴薯)は、日本の食料自給面でも地域農業経営にとっても欠くことのできないものである。小麦は、稲作における生産調整に伴う転作作物や、北海道における大

規模畑作経営の輪作作物として重要な作物で、生産量も増大してきている。甘しゃ、てん菜は、沖縄県、鹿児島県南西諸島、北海道の地域農業を支えるうえでの基幹作物であり、甘しゃは台風、干ばつと共に存在するために不可欠の作物となっており、てん菜は輪作作物に組み込まれている。馬鈴薯は水稻に次ぐ生産量をもつ、北海道や都府県の畑作農業の主要作物であり、北海道では同じく輪作体系における基幹作物に組み込まれている。甘薯は生産量8位の、本州以南に普及する畑作物で、特に台風、干ばつ、シラス土壌という悪条件と共に存在する南九州畑作地帯における基幹作物となっている。

以上にみるように、食品産業はそれぞれの国の農業との深いつながりのもとに成立している。

もちろん食品産業と農業の利害は必ずしも一致しないこともあるが、双方が相まって一国の食料事情を形成しており、それについて保護・育成を図っていく観点が重要である。

こうしたことからまた、FTAを含む国際的な関税協定レベルでは、品目別に十分にその国の国内農業事情、原料事情を勘案する必要があることが分かる(もちろん品目別の最終的な関税協定のあり様は、今後のWTO新多角化通商交渉と、それをも受けた国内農政改革の帰趨によっても影響を受けることとなるが)。

韓国も日本もその国内食料・農業事情は、専業農家比率を除けば極めて似通っている。食料自給率(カロリーベース)は、

主に第二次世界大戦後のアメリカの援助物資により縮小したものと考えられる小麦生産と、水田中心で飼料用穀物の生産量が少ないことを主因に、02年で韓国47%，日本40%と低下・低迷している。日韓FTA等国際的な貿易協定は、お互いの国内食料・農業事情をよく理解し合い、その必要な保護・育成を確保していくものとする必要があるだろう。

(注40) 製粉用小麦の輸入関税1.92%（200万トンまで1%）に対して小麦粉の輸入関税は4.48%と開きがあるが、小麦粉関税4.48%自体の絶対水準は低い。これは、アジア域内の競争条件が相対的に緩やかであることによるものと考えられる（東南アジア諸国での小麦粉生産がなく、中国も未だ内需型で、日本産はコスト高等）。

(注41) 「食料自給率、47%で調査開始以来最低水準」『東亜日報』2004.2.4（韓国農村経済研究院『食品需給表（2002）』）。

<参考文献>

- ・外務・財務・農水・経産4省共管（2003.10）「日韓自由貿易協定 共同研究会報告書」（外務省ホームページ）
- ・内閣府経済社会総合研究所 第15回ESRI - 経済政策フォーラム（2003.10）「FTAの推進を巡って」議事録（同所ホームページ）
- ・大賀圭治・鈴木宣弘（2003）「FTAの現代的意義と役割についての研究 - 東アジアを中心に - 」（講演録）『食料政策研究』、2003 No.116、9月
- ・渡辺利夫・金昌男（1996）『韓国経済発展論』勁草書房
- ・辺真一・許仁成（2002）『韓国経済ハンドブック』全日出版
- ・鄭英一・黃修哲（2000）「韓国フードシステムの展開と食料政策の課題」『食品経済研究』、第28号、3月、63頁
- ・崔鐘旭（2000）「大韓民国における農産物食品加工業の現状と将来」『AITEM（青森県産業技術開発センター刊）』、No.24、3月、8頁
- ・本多利範（2003）「韓国における食品マーケットの変化と可能性」（講演録）『JETRO 海外の食品産業』、No.230号、8月
- ・木島実（2004）「大韓民国における食生活の変化と食品企業に関する一考察」『食品経済研究』、第32号、3月、105頁
- ・日本貿易振興機構『アグロトレード・ハンドブック（2003）』
- ・ディコ産業研究院編『韓国の産業と市場（2002）』ビスター ピー・エス
- ・東洋経済日報社『韓国会社情報（2003下期版）』
- ・韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑（2003）』（韓国語）
- ・韓国統計庁ホームページ
(<http://kosis.nso.go.kr/>)
- ・韓国農協中央会ホームページ（natureサイト）
(<http://www.nonghyup.com>)
- ・李ウック（2003）『中国産キムチの輸出拡大による影響と対応方策』CEO Focus、115号、5月、韓国農協中央会（韓国語）
- ・韓国製粉工業協会『製粉工業現況（2001）』
- ・（日本）製粉振興会ホームページ（海外サイト）
- ・食糧庁（2003.3）『米麦加工食品の現況』
- ・農畜産業振興機構ホームページ「需給関係資料/国内編・海外編」、「韓国砂糖産業の概要（2001.5）」、「ソルビトール調製品流通実態調査結果（2000.6）」「平成14年度加糖調製品（ソルビトール調製品）調査結果（2003.7）」、「中国の砂糖産業の概要について（2004.5）」
- ・日本いも類研究会ホームページ

（主席研究員 藤野信之・ふじののぶゆき）



談話室

似て非なる日韓の農業

韓国のテレビドラマ「冬のソナタ」が日本で大ブームだ。関連書籍やソフトの売り上げは35億円にもなるという。

一方、韓国でも最近、日本のドラマが放送されている。数年前から始まった日本文化開放の流れによるものだ。

ところが、韓国における日本のドラマの人気はさっぱりだ。「冬のソナタ」に登場する「ヨン様」のように、韓国女性を釘付けにする俳優がいないせいか？いや、理由は別のところにある。

実は開放以前から、日本で人気のドラマはすぐに韓国でリメイクされている。だから元になった日本のドラマは、決して目新しいものではないのだ。

ところで、かねてからこのリメイクが、知的所有権侵害ではないかと日本で問題になってきた。しかしドラマの場合、韓国人俳優によって「別のドラマ」として放映されたため、大問題にならなかった。だがついに昨年、「トリビアの泉」という日本のテレビ番組とそっくりの番組が流れ、日本の放送局が、韓国の放送局2社に抗議し、説明を求めるという事態が起きた。

我々は「韓国人や中国人はすぐ日本をマネする」と批判しがちだ。個人的な考えだが、国民性というより、国の経済発展のプロセスの違いによるものではないかと思う。

そもそも、日本も米国をマネして経済発展したといわれている。しかし、アジアでは後を追う国もいなかつたため、比較的長い時間をかけ、基礎的な技術を蓄積し、日本独自の製品やサービスを確立できた。

一方韓国は、1970年代に「漢江の奇跡」と呼ばれる経済発展を遂げたが、日本以上に急ピッチだった。そのため、自動車や工作機械も基礎的な部品から作る余裕がなく、長い間日本から輸入して組み立てるという構造が続いた。

また、ソフトに関しては、韓国独自のものを作るより先に、消費者が日本などから情報を得て「目が肥えて」しまったため、彼らを満足させるために、不本意ながら日本をマネした面も少なからずあるように思う。いずれにしても、製品やサービスの“基礎部分”の弱みを残した。

基礎部分の弱みといえば、韓国の農業もこの種の問題を抱えている。日韓の農業を

見ると、稻作中心の農業、農家1戸あたりの耕作面積が1ha強と狭いなど類似点は多い。だが、品種改良に関する力は日本が圧倒的に上だ。

その典型がイチゴだ。現在、韓国で作付けされているイチゴの9割は『章姫』、『レッドパール』など日本の品種といわれている。育成権者の許可を得て正規に輸出され、作付けされているものもあるが、ブローカーなどを通じ、不正に増殖された苗を用いている農家も少なくないという。

もちろん、韓国もこうした事態を是としているわけではない。日本のイチゴの苗は正規ルートであれどもあれ、購入するとなるとかなり高価で、農家の負担は重い。「国産を使いたい」と思っているのは当の韓国の農家なのだ。

にもかかわらず、日本の品種が主流を占めるのは、韓国で開発された品種が栽培も難しく、日本のものに比べ収量・品質ともに劣るからだ。イチゴに限らず、米や花にしても品種の開発・改良にむけられる予算が日本に比べて少ないことが影響しているようだ。

だが、こうした状況も変わりつつある。最近は韓国も品種開発に力をいれており、メヒヤンとamp;lt;img alt="Mehyan logo" data-bbox="164 588 200 607"/amp;gt;という良質なイチゴの品種も誕生した。

法整備も進んでいる。2002年、韓国は国際新品種保護連盟（UPOV）に加入し、今年中にイチゴを「品種保護対象作物」として指定する計画だという。指定されれば、韓国内で栽培されている日本のイチゴについても、育成者権が保護されロイヤリティも受けられるようになる。

品種の開発・改良には莫大な金額と時間の投資の上に成り立っているものであり、育成者の権利は当然守られるべきである。だが、このことが日韓農業の交流を深めることの妨げになってはならない。

それぞれ違いはあるが、アジアの農業という視点からも、あるいはFTAを通じたアジア経済圏という視点からも、日本と韓国は協力、共存していくべきパートナーだ。農業界は何かにつけて欧米から学ぶ傾向が強かったが、韓国や中国をはじめとするアジアの農業に関心をむけるのは今からでも遅くない。

（農業ジャーナリスト 青山浩子・あおやまひろこ）

日・タイFTA交渉における農業問題

アジア地域の経済連携と日本農業

〔要　　旨〕

- 1 1990年代以降、世界的にFTA、地域統合の動きが盛んになっている。日本も「東アジア共同体」の形成に向けてFTAを推進するようになっており、現在、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンとの間でFTA（EPA）交渉が行われている。
- 2 日・タイFTA交渉の背後には、ASEANの拡大と深化や、APECにおける貿易・投資自由化論議があり、また中国とASEANとのFTA構想が大きな影響を与えた。日・タイFTA交渉は、作業部会、タクスフォースの議論を経て04年2月より政府間交渉が行われており、具体的な内容を詰める段階に入りつつある。タイは世界の主要国と積極的にFTA交渉を行っているが、タイ国内には慎重論も現れている。
- 3 日・タイFTA交渉において、日本は、タイに対して工業品関税の撤廃・削減、投資規制の緩和や貿易円滑化などを求めており、ASEANにおける日本の地位向上・確立をめざしている。一方、タイは、日本からの投資促進や農水産物輸出の増大を期待しており、また、日本に対して人の移動の規制緩和を要求している。いずれも国内調整が必要でセンシティブな問題を含んでおり、今後、各論に進むにつれて交渉は難航する可能性もある。
- 4 タイは米・米加工品、砂糖、でんぶん、パイナップルなどの農水産物の対日輸出を増大させたいと期待しているが、米は日本の食料安全保障にとって最も重要でセンシティブな品目である。また、砂糖、でんぶん、パイナップルは、北海道や沖縄県、鹿児島県の農業において重要な品目であるため、関税撤廃は困難であり、現行制度を維持する必要がある。
- 5 FTAはWTOの最恵国待遇原則と矛盾する側面があるため、WTOはFTAに一定の条件を満たすことを求めているが、日・タイFTAでは例外品目をどう設定するかが一つの焦点である。また、タイと日本との経済発展段階の違いを考慮する必要があり、農業分野では、協力と貿易自由化のバランスが課題になっている。日・タイFTAは東アジア共同体の形成の出発点に過ぎず、長期的視点にたって交渉を進めるべきであり、また、将来的には、東アジアの共通農業政策、共通環境政策まで構想すべきであろう。

目 次

1 はじめに	(1) タイ農業の概況
2 日・タイFTA交渉の背景と経緯	(2) 米・米加工品
(1) ASEANの拡大と深化	(3) 砂糖
(2) APECでの貿易・投資自由化論議	(4) でんぶん
(3) 通商政策の転換と日・タイFTA交渉	(5) パイナップル
(4) タイのFTA政策	(6) その他品目
3 日・タイFTA交渉の構図	5 課題と展望
(1) 日本の目的と関心事項	(1) WTO協定との整合性
(2) タイの目的と関心事項	(2) 経済発展段階の相違と途上国への配慮
(3) 日本のセンシティブ問題	(3) 協力と貿易自由化のバランス
(4) タイのセンシティブ問題	(4) 日本農業の構造改革と国内対策
(5) 今後の交渉の見通し	(5) FTAと環境問題
4 主要農産物の動向と日本の国内事情	(6) 「東アジア共同体」と共通政策の可能性

1 はじめに

1990年代以降、世界的にFTA、地域統合の動きが活発化している。欧洲では、90年代にEU域内の通貨統合が行われるなど統合が深化したが、今年(04年)5月には東欧諸国等10か国が新たにEUに加わり、EUは25か国に拡大した。また、米州では、94年に米国、カナダ、メキシコによるNAFTAが発効し、現在は、南北アメリカ全体の自由貿易圏を目指したFTAA(米州自由貿易協定)の交渉が進められている。

一方、アジア地域においても、AFTA(ASEAN自由貿易地域)、中国とASEANのFTA構想、インドとASEANのFTA構想などが進んでいる。日本は、90年代には

世界経済の地域主義的傾向を批判し、自らはFTAの当事者になることはなかったが、こうした世界的な潮流のなかで、「東アジア共同体」の形成に向けて日本もFTAを推進するようになっており、現在、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンとの間でFTA交渉が行われている。^(注1)

本稿は、このうち対日農産物輸出が多く、今後、農産物を巡って交渉が難航する可能性のあるタイについて、FTA交渉の背景と農産物を巡る論点を解説するとともに今後の課題を検討してみたい。

(注1)日本は、アジア諸国とのFTAを、関税のみならず投資、サービス貿易、貿易ルールなど幅広い分野を含んだ協定という意味で、経済連携協定(EPA)と称しているが、本稿では原則としてFTAと記述する。

2 日・タイFTA交渉の背景と経緯

(1) ASEANの拡大と深化

ASEANは、加盟国間の善隣友好関係の確立を目的に、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールの5か国によって1967年に発足したものであるが、当時インドシナ半島ではベトナム戦争（1961～75年）が続いており、ASEANは東南アジアの反共国家同盟という色彩があり、域内の紛争を防ぎ協力関係を構築するための政治的機構であった。

しかし、ASEANは冷戦体制の終焉とともにその性格が変化してきた。その一つは加盟国の拡大であり、84年にブルネイが加盟し、95年にベトナム、97年にラオス、ミャンマー、99年にはカンボジアが加盟した。その結果、加盟国は10か国となり、文字通り東南アジア全体を包含する組織になった。

また、域内の経済関係を強化するため、92年にASEAN自由貿易地域（AFTA）が合意された。その内容は、

CEPT（共通効果特恵関税協定）の実施によって93年から15年以内に域内の関税を0～5%に引き下げる。

15の品目グループ（電子機器、繊維等）については関税引下げを加速し7年以内に0～5%に引き下げる。

投資・産業補完を充実させ資本市場を育成する。

などである。その後、ウルグアイラウンド合意やAPECでの貿易自由化論議を受けて、AFTAは、94年に、自由貿易地域の成立を15年から10年に5年前倒しにすることを決め、また農産物も自由化対象品目とした。その結果、03年には、域内の関税率は一部を除いて5%以下になった。

(2) APECでの貿易・投資自由化論議

こうしたASEANにおける貿易自由化に大きな影響を与えたものとしてAPEC（アジア太平洋経済協力）があった。APECはアジア太平洋諸国間の経済協力関係を構築するために1989年に発足したものであり、ASEAN諸国、日本、韓国、中国、米国、メキシコ、チリ、豪州、ニュージーランドなど、太平洋に面する多くの国（21か国）が参加している。「開かれた地域主義」を謳っており、もともと米国の地域主義的傾向をけん制する意図で日本の構想によって作られたものである。

APECは94年にボゴール宣言で域内の貿易・投資自由化の推進を決議し、加盟国は、先進国については2010年まで、途上国については2020年までに貿易・投資の自由化を行うこととした。さらに、95年には大阪行動指針、96年にはマニラ行動計画を決議し、貿易・投資自由化に向けた手順を示した。

しかし、その後、米国とアジア加盟国的一部に対立があったこと、一部の分野を優先的に自由化するEVSL（早期自主的分野別自由化）計画が失敗したこと、アジア通

貨危機に対して APEC として有効な打開策を示せなかつたことなどにより、APEC の影響力は急速に薄れていったが、APEC における貿易・投資自由化論議は AFTA や東アジアの経済連携推進に大きな影響を与えたと言えよう。

(3) 通商政策の転換と日・タイ FTA 交渉

近年の東アジア地域の地殻変動に大きな役割を果たしているのは中国であり、中国は01年12月にWTOに加盟したが、01年11月に ASEANとのFTA締結に合意し、02年11月には、2015年までに中国と ASEAN は自由貿易地域を完成させるという ASEAN・中国包括経済協力枠組み協定が調印された。

日本は、こうした中国の動向に刺激されて対アジア地域の通商政策の建て直しを迫られ、それまでのWTO中心の政策から、「重層的通商政策」としてWTOのみならずFTAも同時に推進する方針に転換して^(注2)きた。そして、中国のあとを追うように、02年1月に小泉首相がシンガポール訪問時に「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案し、03年10月には日・ASEAN包括的経済連携枠組みの合意文書の署名が行われた。このなかで、ASEANの旧加盟国とは2012年まで、新加盟国とは2017年までにFTAを実現することを取り決めており、これに基づいてタイ、マレーシア、フィリピンとの交渉が開始された。

タイとの間では、01年11月にタクシン首

相から日本とのFTA検討の提案があり、02年4月に日・タイ経済連携の作業部会立ち上げを決定し、作業部会は02年9月から03年5月まで5回開催された。また、その後、03年7月から11月まで、民間から全中、全漁連、日本看護協会、日本経団連が参加して産官学研究会(タクスフォース)が3回開催され、それを受け03年12月に政府間交渉の開始に合意し、04年2月、4月、6月と、これまで交渉が3回行われている。

このように、日本は ASEAN 地域との経済連携に向けた路線を着々と進めており、既に交渉は国別に具体的な内容を詰める段階に入りつつある。

(注2) 日本は02年に、シンガポールとの間で日本として初めてFTA(正式名称は日本・シンガポール新時代経済連携協定[JSEPA])を締結した。締結に際しては、まず99年12月の首脳会談の結果を受けて産官学の研究会が設立され、00年9月に研究会の報告書が提出された。それを受け01年1月より政府間交渉が開始され、02年1月に協定の署名が行われ、02年11月に発効した。

(4) タイのFTA政策

01年2月のタクシン政権誕生以降、タイは積極的にFTAに取り組んでいる。90年代には ASEAN 域内の貿易自由化が AFTA によって進められたが、タイは02年にバーレーンとFTAを合意(調印は03年1月)したのをはじめ、03年10月に、豪州とFTA締結を合意し、米国とFTA交渉開始に合意した。また、03年10月よりタイは中国との間でアーリーハーベストとして野菜、果実の関税を撤廃し、同年12月に日本とのFTA交渉開始に合意した。また、03年10月には、ASEANとインドとの間でFTA

に向けた枠組み協定が締結されている。このように、タイは世界の主要国と活発にFTA交渉を行っており、現在、タイと経済関係の深い主要国（地域）でFTAの協議を行っていない国（地域）は韓国とEUだけであるという状況になっている。^(注3)

一方で、こうしたタクシン首相のFTAに対する積極姿勢に対して、タイの国会議員、学者、マスコミの一部から、政府がFTAに関する情報を公開していない、交渉に国会、国民の意見が反映されていないとの批判が出てきている。特に、中国とのアーリーハーベストによって野菜・果実が中国から大量に流入しタイの農業にマイナスの影響が出ていること、米国とのFTAではタイにとって不利になる内容が盛り込まれる恐れがあることなどから、FTAが本当にタイの経済・国民にとってメリットがあるのか疑わしいと疑問を投げかけ、FTAの内容を慎重に検討して交渉を進めるべきであり、合意の前に国会の承認をとりつけるべきだ、と主張している学者もいる。^(注4)

（注3）こうしたタイの状況をもって「FTAシンドローム」と称している学者もいる。

（注4）日本の世論は時流に流される傾向があり、FTAも「包括的経済連携」「東アジア共同体」の美名のもとFTAを進めるのが当然であるかのような風潮になっているが、誰がFTAの推進者であり、相手国の誰がFTAを望んでいるのか、タイの企業、国民、農民にとってFTAは何のメリットがあるのか、十分な検討が必要であろう。また、日本は企業の論理が優先しすぎており、FTAを締結するのが「国益」だとされているが、国益とは一体何なのか、本当に国民の利益になるのかを、一度冷静になって疑ってみる必要があろう。

3 日・タイFTA交渉の構図

これまでの作業部会、タスクフォースでは、日本とタイの経済連携に関する様々な事項が議論されており、タスクフォース報告書では日・タイ経済連携協定の範囲として21項目があげられているが、日・タイFTA交渉における両国の主な関心事項と対立点は以下の通りである。

（1）日本の目的と関心事項

a ASEANにおける地位確保

中国の改革・開放路線の進展のなかで、90年代には、日本はASEANより中国により強い関心が向いており、日本と中国の貿易・投資関係が深まった。また、ASEANも中国との経済関係を強めたため、ASEANにおける日本の相対的地位は低下しつつある。

しかし、地域的バランスやリスク分散、またこれまでの蓄積という観点から、日本にとってASEANは引き続き重要であり、日本はタイとのFTAによってASEANにおける日本の地位を維持・向上させたいと考えている。特に、現在、タイは中国、米国、インド、豪州とFTAを進めつつあるため、日本としてはメキシコの二の舞にならないよう、タイとこれらの国とのFTA交渉の進展状況をにらみながら日・タイ間の交渉を進めようとしている。

b 工業品関税の撤廃・削減

タイはWTO交渉において、ケアンズグループの一員として先進国の農業保護を批判し貿易自由化を主張しているが、タイの関税率（単純平均関税率15.2%）は日本（同7.7%）と比べて高い。

例えば、タイの自動車の関税率は80%，自動車部品の関税率は10~42%であり、タイの国民は高い自動車を買わされている。また、タイで現地工場を有している日本の自動車メーカーは日本から部品を取り寄せると関税分だけコストが高くなる。この関税率を撤廃・削減することが日本企業の事業をやりやすくし、それがタイの経済にとっても有益であるとしている。

c 投資規制の撤廃・緩和

タイは自国資本を育成するため、外資比率規制（原則として49%以内）や事業分野規制（一部業種は外資を制限）などの外資規制を設けており、土地所有規制や外国人就業規則もある。その一方で、外国投資を促進するために優遇措置も設けており、そのなかで投資委員会（BOI）が大きな役割を果たしている。日本は、こうした外資規制を撤廃・緩和してほしい（内国民待遇）との要望を持っており、またタイが米国に与えている特権的な待遇と同じ投資環境を求めている（最惠国待遇）^(注5)。

d その他

関税、投資規制以外に、日本は、政府調達の改善・透明性確保、サービス貿易自由

化（内国民待遇、外資規制撤廃）、知的所有権保護などをタイ側に求めており、また、貿易規則の透明性、輸出入手続の簡素化など貿易円滑化によるビジネス環境の整備を今回の交渉で獲得したいと考えている。

（注5）タイはベトナム戦争時の1966年に、米国との関係強化を内容とする「タイ米友好条約」を締結した。この条約によって米国企業は投資においてタイ企業と同等の扱いを受けており、これはWTO（GATT）の最惠国待遇原則に反する内容である。この協定は04年末に失効することになっており、米国はFTAによる延長、強化をねらっている。

（2）タイの目的と関心事項

a ASEANにおける地位向上・確立

タイは日本とFTAを締結することによって、タイをASEANの経済的中心として発展させ、ASEANにおける経済的地位を向上・確立させたいと考えている。また、タイは世界の主要国とFTAを締結することで、ASEANのリーダーとしてのタイの存在をアピールするという政治的ねらいもある。

b 日本からの投資の促進とタイ経済の活性化

タイは日本とのFTAによってタイに日本企業の投資を呼び込み、タイの経済を活性化させたいと考えている。また、そのことによって低生産性部門の改革を促すなどタイ国内の構造改革を進めようとしている。

c 農水産物輸出の増加

農水産物はタイの重要な輸出品目であ

り、タイとしては日本とのFTAによって日本への農水産物輸出を増加させたいと考えている。日本の関税率は一部を除いて既に低く、多くの工業品は無税である。タイにとっては、米、米加工品、砂糖、でんぶん、果実、野菜、水産物などの関税撤廃・削減や無税枠の設定による農水産物の輸出増加に期待をかけている。また、食品衛生の検疫のためにコストがかかったり、トラブルがおきたりすることがあるため、タイとしては検疫制度を改革してほしい、問題が起きたときの処理方法を簡素化・迅速化してほしいとの期待がある。

d 人の移動に関する規制緩和

また、タイは、タイ人が日本で就労できるよう人の移動に関する規制を緩和してほしいと望んでいる。具体的には、看護師、介護士、マッサージ師などが日本で働くようにし、これらの労働者の送金による外貨獲得に期待している。

(3) 日本のセンシティブ問題

タイ側の関心事項は、日本にとっては国内調整が難しいセンシティブな問題もある。

a 農産物関税

農産物のなかには、日本の食料安全保障や地域経済にとって重要であるため、関税撤廃が難しい品目がある。米、砂糖、でんぶん、鶏肉がセンシティブ4品目と言われているが、野菜、パインアップルなども問題

になる可能性がある。これらの品目については例外にするか経過措置を長くとるなどの特別な配慮が必要であろう。また、食品の検疫制度についても、食品の安全性に対する関心が高まっているなかで検疫の水準を緩めることはありえず、日本ができるとすればせいぜい紛争処理の仕組みをルール化・迅速化するということであろう。

b 人の移動

労働力の受入れも日本としてはなかなか難しい問題である。一つは、日本の労働市場への影響であり、タイ人労働力を受け入れると看護師、介護士の供給圧力となるため、関係業界は反対している。また、治安問題、不法就労などの社会問題の増大への懸念も、受入れを反対する理由としてあげられている。日本（厚生労働省）としては、専門的・技術的労働者と単純労働者に区分し、専門的・技術的労働者については日本の資格取得を前提に一定程度の受入れを検討するが、単純労働者については慎重な姿勢で交渉に臨む方針である。

(4) タイのセンシティブ問題

a 工業品関税

タイにとって、高関税率品目の関税を撤廃することは国内業界への影響があるため、簡単には撤廃できないものもあり、その例として、鉄鋼、自動車部品、石油化学製品などがあげられている。また、タイが工業品の関税を撤廃すれば、日本からタイへの輸出がいっそう増加し、貿易収支にマ

イナスの要因となる。もちろん、関税撤廃によってタイの消費者は安い商品が購入できるようになり、タイの企業にとっても原料・部品、資本財（機械等）の輸入価格が安くなるというメリットはあるが、輸入品と競合する製品を製造している企業、業界にとってはマイナスに作用することになる。

b 投資規制

投資規制についても、国内企業の育成、国家主権という観点から、撤廃することは難しいであろう。また、投資に関しては、米国にだけ特恵的な地位を認めている現在の状態の是正が問題になるであろうが、タイは米国ともFTA交渉を行っており、タイは今後、米国、日本の両国と難しい交渉を行わなければならない状況に置かれている。

(5) 今後の交渉の見通し

このように、日本とタイの主張、関心事項は対立している部分がある。今後、夏以降に交渉が具体化していくなかで、両国の国内調整を検討しながら妥協できる地点を探る作業をしていくことになるであろう。

タイは、来年（05年）早々に国内で選挙があるため早期（年内）の合意をめざしていると言われており、タイの大蔵クラスの人物が早期に妥結するために農産物などセンシティブな問題は先送りしてよいとの発言をしているが、今後交渉が各論に進むにつれて、農産物問題、労働問題を巡って交

渉が難航することも予想される。

4 主要農産物の動向と 日本の国内事情

次に、交渉の焦点となる可能性のある農産物について、タイの生産・輸出状況と日本の国内事情を品目別にみてみよう。

(1) タイ農業の概況

品目別にみる前に、まずタイの農業について概観しておく。

タイは伝統的な農業国であり、80年代以降の経済成長によって経済に占める農業の割合は低下したが、現在でも国民の4割は農業に従事している。タイの農地面積は2,101万ha（99年、日本の4.1倍）であり、そのうち水田が5割を占めている。農家戸数は5,793千戸（日本の1.9倍）、1戸当たりの農地面積は3.7haで日本の2.4倍である。主要な農産物は、米、天然ゴム、サトウキビ、キャッサバ、メイズ、熱帯果実であり、養鶏も盛んである。

農水産物はタイの重要な輸出品目であり、01年の農林水産物輸出額は152億ドルで輸出全体の4分の1近くを占めている。主要な輸出品目は、ゴム、エビ、米、マグロ缶詰、木材製品、砂糖、パイナップル缶詰、鶏肉、キャッサバ製品である。農林水産物の輸出先は日本、米国、EUの先進国で5割を占め、そのほか中国、マレーシア等の近隣アジア諸国への輸出が多い。日本への農林水産物の輸出額は3,736億円でタイの

対日輸出額の28%を占めている(02年)。主な輸出品目は、ゴム、エビ、イカ、ペッ豆腐、砂糖、でんぶん、野菜であり、近年は加工度の高い食品の輸出が増加している。

(2) 米・米加工品

a タイの米生産・輸出動向

米はタイにとって最も重要な農産物であり、01年の米生産量は2,651万トン(粗、日本の2.3倍)で、タイは世界第6位の米生産国である。生産している米はほとんどインディカ米であり、ジャポニカ米の生産は3,200ha、1万4千トン(粗)に過ぎず、総生産量の0.1%にも満たない。^(注6) 単収の増大等によりタイの米生産量はこの10年間で約3割増加している(第1表)。

タイの米は伝統的に輸出比率が高く、03年の輸出量は753万トン(精米)で、生産した米の約4割を輸出している。タイは世界最大の米輸出国であり、世界の米輸出量の3割を占めている。主な輸出先はアジア・アフリカ諸国であり、日本への輸出量

第1表 タイの米生産

(単位 万ha、万トン、kg/ha)

(年)	作付面積	生産量	単収
1992/93	967	1 992	2,174
93/94	948	1 845	2,175
94/95	971	2,111	2,352
95/96	1 014	2 202	2,420
96/97	1 020	2 233	2,410
97/98	1 027	2 358	2,379
98/99	1 003	2 300	2,418
99/00	1 031	2 417	2,424
00/01	1 064	2 584	2,613
01/02	1 060	2 651	2,619

資料 タイ農業統計

(注) 粗ベース

はミニマムアクセスの13.6万トン(02年度)のみである。近年、ベトナム、インドの輸出量増大等により世界の米輸出市場の競争が激化し、米の国際価格が低迷している。タイの国内米価格は国際価格に連動しているため生産者価格が低下しており、タイ政府は米の価格を支持する政策を実施している。

b 日本の米輸入の現状

日本は、ウルグアイラウンド合意に基づいて95年からミニマムアクセスによる米の輸入を行っており、99年からは関税化に移行した。しかし、現在は二次関税率が非常に高いため(341円/kg、490%に相当)、ミニマムアクセス以外の輸入はほとんど行われていない。

ミニマムアクセス米については、国が輸入国、数量、用途等を決めて一般輸入米と、輸入業者と国内卸売業者が共同で入札を行うSBS米に分かれており、02年度では、一般輸入米が629千トン、SBS米が50千トンとなっている。一般輸入米は、ウルグアイラウンド合意当時の了解により国内需給に影響のないよう援助用、飼料用、加工用に向けられており、一般消費者に渡ることはない。一方、SBS米は主食用に向けられているが、これも業務用が主であり、店頭で見かけることは少ない。02年度において、タイからは一般輸入米が135千トン輸入されており、SBS米の輸入は1千トンであった(第2表)。

第2表 MA米の国別輸入量

(単位 千トン)

(年度)	1995	96	97	98	99	00	01	02	
一般輸入米	米 豪 タ 中 その他の國	188 85 95 30 -	201 80 128 35 -	238 82 133 30 5	265 87 130 10 20	276 90 138 14 15	284 94 144 35 16	300 91 129 55 5	301 82 135 76 35
計		398	444	489	512	533	573	580	629
SBS米	米 豪 タ 中 その他の國	6 2 0 2 0	14 1 0 5 2	35 3 1 14 2	36 15 5 62 2	37 15 4 63 2	46 14 5 53 1	24 9 - 66 1	20 4 1 24 1
計		11	22	55	120	120	120	100	50

資料 日本食糧協会「食糧要覧」

c 日本の国内事情

日本にはインディカ米の需要はわずかしかなく、またタイでは、気象条件が異なるため日本人の求める品質のジャポニカ米の栽培は困難であり、ジャポニカ米を生産できる余地は限られている。しかし、日本では、米の消費量減少等によって生産調整面積は97万ha(01年)に達しており、さらなる輸入増大は受け入れ難い状況にある。また、二次関税率を下げた場合は、加工米としてタイ産の米が多く輸入される可能性があり、国内需給に影響を与えることになるであろう。^(注7)

米については、WTO交渉においても関税率の上限設定が問題になっているが、生産者数が多いこと(238戸[00年])、日本全国で生産されていること、日本が自給できる唯一の穀物であり自給カロリーの6割を占めていることなど、米は日本の農業・食料供給にとって最も重要な品目である。タイ側も米が日

本にとって最もセンシティブな品目であることは理解しているが、今後の交渉過程のなかでタイ側からなんらかの要求が出てくる可能性はあるう。

d 米加工品

タイでは、米粉、麺(ビーフン)など米の加工品の生産も盛んである。米粉の生産量

は180千トン程度と推計されているが、そのうち5割を輸出しており、輸出量の5割が日本向けである。日本の貿易統計によると、日本は米粉調製品を102千トン輸入しているが、うちタイからの輸入が47千トンである。また、米菓の輸入量6.7千トンのうちタイから4.7千トン、ビーフンは6.2千トンの輸入量のうちタイから3.9千トン輸入している。このように、日本の米加工品の輸入に占めるタイの割合は大きい(第3表)。

なお、米粉の輸入は関税割当制度になっており、枠内関税が25%、二次関税が375円/kgである。また、米菓の関税は29.8%、

第3表 日本の米加工品輸入量

(単位 千トン)

(年)	米粉 調整品	うち タイ	米菓	うち タイ	ビーフ ン	うち タイ	肉・魚等 調整品	計
1990	20	15	7.1	4.2	1.9	-	0.8	30
95	82	35	9.2	7.9	3.0	-	1.0	95
00	107	46	6.0	5.2	4.3	3.1	0.9	118
01	106	47	6.5	5.2	4.7	3.3	0.8	118
02	102	47	6.7	4.7	6.2	3.9	1.1	116

資料 財務省「貿易統計」

(注)1 製品輸入量

2 「肉・魚等調整品」は米を含むもの。

ビーフンの関税は27.2円/kgである。タイからはこの関税率引下げの要求が出てくる可能性はあるが、米加工品の輸入が増えると全体の米需給に影響を与えることになるため例外品目にする必要がある。

(注6) JETRO海外農林水産業情報No133『タイにおける日本米の生産・流通・消費動向』(2004.3)による。

(注7) 米の加工需要は116万トン(うち酒類用34万トン、加工米飯15万トン、米菓21万トン、米穀粉12万トン、味噌用12万トン、もち5万トン)あり、そのうち国産米が88万トン使用されると推計される(01年度)。

(3) 砂糖

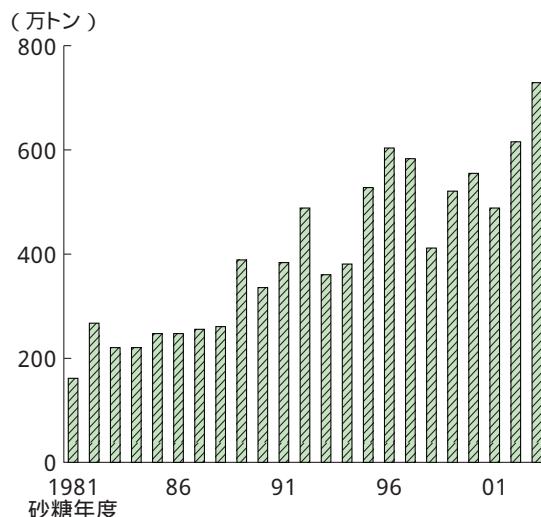
a タイの生産・輸出動向

タイのサトウキビ作付面積は997千ha、砂糖の生産量は6,545千トン(粗糖換算)で^(注8)あり(01/02年度)、タイは世界第4位のサトウキビ生産国で、砂糖の生産量は世界第5位である。タイでは東北部を中心にサトウキビ生産が増大しており、砂糖の生産量は20年前の3倍、10年前の2倍になっている(第1図)。

近年、世界的に砂糖生産が増大しており(特にブラジルの生産増大が著しい)、またEUの砂糖補助金の影響等もあり国際砂糖価格は低迷している。タイでは、国内砂糖価格は政府が定めた固定価格になっており、サトウキビ価格も農家と工場の取り分を一定割合に固定する制度を有しているなど、砂糖産業に対して政府が深く関与しているが、国際砂糖価格の低迷のためタイの砂糖基金は大きな赤字を抱えている。

タイは生産した砂糖の約7割を輸出しており、01/02年度の輸出量は4,413千トンで、

第1図 タイの砂糖生産量推移



資料 タイさとうきび委員会

(注) 砂糖生産量は粗糖と精製糖の単純集計。

タイはブラジルに次いで世界第2位の砂糖輸出国である。砂糖輸出のうち粗糖として輸出しているのが2,322千トン(主な輸出先はロシアやアジア諸国)、精製糖(白糖を含む)として輸出しているのが2,091千トン(主な輸出先はインドネシア、カンボジアや中東諸国)である。なお、日本は精製糖の輸入に対して高関税と調整金を課しているため、タイから輸入しているのは粗糖のみである。

b 日本の砂糖需給と国内生産の実態

日本の砂糖の総需要量は2,277千トン(01/02年度)であるが、そのうち7割を輸入(粗糖)に依存し、3割は国産原料によるものである(第4表)。日本の粗糖輸入量に占めるタイの割合は年による変動はあるが3~4割であり、日本の粗糖輸入先は豪州とタイで8割を占めている。

01/02年度において国産原料による砂糖

第4表 日本の砂糖需給

(砂糖) (年度)	国 産				輸入量	需要量	自給率	一人 当たり 消費量
	てん菜 糖	甘しゃ 糖	含みつ 糖	計				
1984/85	598	270	12	880	1 782	2 643	33.3	21.9
89/90	614	307	13	934	1 669	2 633	35.5	21.3
94/95	583	175	7	765	1 639	2 471	31.0	19.8
99/00	616	175	9	800	1 487	2 300	34.8	18.1
00/01	569	153	8	730	1 483	2 293	31.8	18.1
01/02	663	169	8	840	1 405	2 277	36.9	17.9

資料 農林水産省生産局

第5表 日本の砂糖原料生産(2002年産)

	てん菜	サトウキビ	計
面積(千ha)	66.6	23.8	90.4
生産量(千トン)	4 098	1 326	5 424
生産農家(千戸)	10.5	29.6	40.1
生産地域	北海道	沖縄 18.7千戸 13.9千ha 鹿児島 10.9千戸 9.9千ha	
砂糖生産量(千トン)	723	160	883

資料 農畜産業振興機構「砂糖類情報」

(注) てん菜の面積は作付面積、サトウキビの面積は収穫面積。

生産量は、てん菜糖663千トン、甘しゃ糖169千トン、含みつ糖8千トンの計840千トンである。国産原料は北海道のてん菜と沖縄・鹿児島（奄美諸島が主）のサトウキビであるが、生産コストが高いため政府が価格支持を行っている（第5表）。いずれも地域の農業・経済にとって重要な品目であり、例えば、沖縄のサトウキビについてみると、沖縄の農地面積の3分の1でサトウキビが栽培されており、サトウキビの生産額は沖縄農業の総生産額の約2割を占めている。特に、宮古島、石垣島、南大東島などの離島では、サトウキビがなくては地域経済が成り立たないような重要な品目にな

っている。

タイとしては、日本に対して現在以上に砂糖を売り込みたいという期待はあるが、対豪州との関係、ブラジルとの競合の可能性などを考えると現在の制度を変えるのは難しいであろう。北海道、沖縄・奄美諸島において砂糖原

料生産が地域経済、地域農業に果たしている重要性を考えると、砂糖は例外品目にする必要がある。

（注8）01/02年度は砂糖年度で、01年10月～02年9月。

（4）でんぶん

a タイのキャッサバ生産とでんぶん輸出
タイにおけるキャッサバ（タピオカとも呼ばれる）の作付面積は111万ha、生産量は1,906万トンであり（00年）、タイは世界第3位のキャッサバ生産国である。

キャッサバは、ペレット、チップ、でんぶんに加工され、タイはそのほとんどを輸出している。かつては、タイのキャッサバのほとんどはEU向けのペレット（飼料用）として輸出されていたが、EUが穀物生産を増大させ域内飼料自給化政策を進めたため、EUへのペレット輸出は減少した。^{（注9）}その一方で、中国向けのチップ（飼料・アルコール原料）やでんぶん・化工でんぶんの輸出が増大してきた（第6表）。

タイは、03年においてキャッサバから製造したでんぶん（タピオカでんぶん）を989千トン、化工でんぶんを458千トン輸出し

第6表 タイのキャッサバ製品輸出量

(年)	キャッサバ製品輸出量				キャッサバ生産量
	ペレット	チップ	でんぶん	化工でんぶん	
1998	2 961	237	515	255	15 591
99	4 117	222	699	332	16 507
00	3 820	95	1 048	366	19 064
01	2 845	1 649	863	422	18 396
02	1 497	1 560	849	458	16 868
03	2 020	1 974	989	458	18 279

資料 生産量は農業協同組合省、輸出量はタイ貿易委員会

ている。これらがキャッサバ生産量に占める割合はでんぶん26%、化工でんぶん14%と推計される。でんぶんの輸出先は台湾が44.4%を占め、次いでマレーシア、インドネシアが続き、日本への輸出は56千トン(8.5%)である(00年)。

b 日本でのんぶん需給と国内生産の実態

日本でのんぶん需要量は3,007千トンであるが(01年)、そのうち84%が輸入とうもろこし(大部分が米国からの輸入)から製造されるコーンスタークであり、国産原料によるでんぶんは298千トン(ばれいしょでんぶん237千トン、かんしょでんぶん91千トン)で、総需要量の9.9%を占めている(第7表)。

また、でんぶんとしての輸入も164千トンあるが、そのうちタピオカでんぶんが115千トンであり、タイからはその9割以上の105千トンを輸入している。また、化工でんぶんの輸入量349千トンのうちタイからは204千トン(58%)を輸入している(02年)。

なお、でんぶんの最大の需要先は、主に飲料の甘味料として使用されている異性化糖であり(需要量の62%を占め

第7表 日本でのんぶん供給の構成

(年度)	国産原料				輸入でんぶん	計
	かんしょ でんぶん	ばれい しょで んぶん	コーン スター チ	小麦で んぶん		
1990	125	238	2 279	48	119	2 809
95	88	262	2 379	31	118	2 878
00	64	223	2 553	29	157	3 026
01	71	227	2 531	27	151	3 007

資料 農林水産省生産局

(注) 年度はでんぶん年度で、10月～翌年9月。

る)、そのほかでんぶんは、紙・段ボール、ビール等に使用されている。また、化工でんぶんは、食品、医薬品、接着剤等に使用されている。

国内でのんぶん原料の生産地は、ばれいしょが北海道(作付面積57.9千ha、農家戸数19.2戸、平均3.0ha)、かんしょが鹿児島、宮崎(同14.0千ha、27.9戸、平均0.5ha)である(第8表)。ばれいしょは北海道(主に十勝地方)の畑作の輪作体系のなかで不可欠の作物であり、かんしょは鹿児島のシラス台地(大隈半島、薩摩半島)の畑作地帯に適しており台風被害に遭いにくい重要な作物としてこの地域で長く生産されてき

第8表 日本でのんぶん原料生産(2002年)

	ばれいしょ	かんしょ	計
作付面積(千ha)	57.9	14.0	71.9
生産量(千トン)	2 349	448	1 328
うちでんぶん用(千トン)	1 224	252	1 476
生産農家(戸)	19.2	27.9	47.1
1戸当たり面積(ha/戸)	3.0	0.5	
生産地域	北海道	鹿児島、宮崎	
でんぶん生産量(千トン)	227	71	298
でんぶん工場	19	40	59

資料 第7表に同じ

(注) でんぶん生産量は01年度。

た。いずれも地域の農業にとって重要な品目であるが、国産原料はコストが高いため、輸入でんぶんに対する関税割当とコーンスタークとの抱き合わせ販売によって価格支持が行われている。

タイからはでんぶんの輸入枠を拡大してほしいとの要求が出てくる可能性はある。それによってコーンスタークの生産量を減らすだけにとどまるのであれば日本として受け入れる可能性はあろうが、国内でんぶん原料生産に大きな影響の出るような合意は難しいであろう。

(注9) EU共通農業政策とタイのキャッサバ生産との関係については、田坂敏雄『熱帯林破壊と貧困化の経済学』(御茶の水書房、1991)に詳しい分析がある。

(5) パイナップル

a タイの生産・輸出動向

タイではドリアン、ココナツ、マンゴーなど多様な熱帯果実が生産されており、種類も生産量も多い。なかでもタイは世界最大のパイナップル生産国であり、生産量は173万トンである(98年)。生産地域は主に南部であり、パイナップル缶詰メーカーは25社ある。タイは、パイナップルを缶詰、ジュースとして輸出しており、生果としての輸出は少ない。パイナップル缶詰の輸出量は359千トンであり、パイナップルジュースの輸出量は65千トンである。主な輸出先はEU、米国であり、日本へのパイナップル缶詰輸出量は25.1千トン(7.1%)である(02年)。

b 日本の生産・輸入動向

日本では沖縄でパイナップルを生産しており、かつては沖縄のパイナップルを保護するため輸入割当制度を設けていたが、71年に冷凍パイナップルの輸入自由化が行われ、90年には、パイナップル缶詰も輸入自由化に追い込まれて現在の関税割当制度に移行した。その結果、69年に101千トンあった沖縄のパイナップル生産は、80年に56千トン、90年に32千トンとなり、01年には11千トンまで減少している(第9表)。自由化以前はパイナップル缶詰工場も多くあり、輸入冷凍パインを原料としたものも含めると87年まではパイナップル缶詰の国内生産量は輸入量を上回っていた。しかし、現在では、パイナップル缶詰工場は沖縄県経済連の1工場のみになっており、国産割合はわずか4.1%になっている。^(注10)

ただし、沖縄には現在もパイナップル畠が593ha、生産農家が565戸あり(2000年農業センサス、販売農家、露地)、01年の生産量は11.2千トンである(うち生食向4.8千トン、加工向6.0千トン)。特に、主産地である沖縄北部(名護市、東村、国頭村等)では、

第9表 沖縄のパイナップル生産

(年)	栽培面積 (ha)	収穫量 (トン)
1975	3 600	64 500
80	3 200	56 200
85	2 260	41 100
90	1 740	31 900
95	1 210	25 700
00	655	11 200
01	634	11 200

資料 農林水産省「果樹生産出荷統計」

第10表 日本のパイナップル輸入量

(単位 千トン)

(年)	缶詰	タイ	フィリピン	インドネシア	冷凍	ジュース	生鮮
1980	16	3	5	...	10.9	0.3	105
85	18	5	6	...	15.4	0.4	129
90	53	27	11	5.0	128
95	75	36	17	11	...	5.6	108
00	57	30	13	10	0.7	4.8	100
01	59	34	12	10	1.0	6.0	118
02	51	28	9	10	0.9	7.8	123

資料 財務省「貿易統計」

パイナップル以外の作物にはあまり適さない酸性土壌であるため、パイナップルは地域にとって重要な作物になっている。生産農家は、価格の低い缶詰用から生食用にシフトしたり、ハウス栽培を拡大しているものの、現在の関税割当制度（枠内無税、枠外関税33円/kg）と沖縄産パイナップル缶詰の抱き合わせ制度がなくなって缶詰工場が維持できなくなると、6千トンのパイナップルの行き場がなくなってしまう。

日本のパイナップル缶詰輸入量51千トンのうちタイからの輸入が28千トンで55%を占めており、そのほか日本はインドネシア、フィリピンからパイナップル缶詰を輸入している（第10表）。また、生果はほとんどフィリピンからの輸入である。なお、パイナップルの関税率は、生鮮パイナップル17%，冷凍パイナップル23.8%である。

タイは既に多くのパイナップル缶詰を日本に輸出しているため、これ以上の対日輸出要求は出てこない可能性もあるが、生産量が減少したとはいえ沖縄にとってセンシティブな品目であり、現在の制度は維持する必要がある。

（注10）かつてパイナップルの大産地であった石垣島では、缶詰工場がなくなったため生産量が大きく減少したが、現在でも88戸が96haのパイナップルを栽培し主に生食用に販売している。石垣島のパイナップルはフィリピン産に比べ新鮮で甘さもあると消費者に好評である。

（6）その他品目

a 鶏肉

タイは70年代以降、日本向けの輸出を中心に鶏肉の生産を増大させ、02年の生産量は1,116千トンになっている。近年では中国との競合により対日輸出は伸び悩んでいるものの、タイにとって日本は最大の輸出先であり、タイの鶏肉輸出に占める日本の割合は、冷蔵鶏肉55.2%，鶏肉調製品50.6%である。一方、日本の鶏肉輸入に占めるタイの割合は、冷蔵・冷凍鶏肉33.7%，^{（注11）}鶏肉調製品33.2%になっている（02年）。

日本の鶏肉生産は輸入の増加によって減少傾向にあり、02年の自給率は65%である。生産戸数は大きく減少して02年で2,986戸であるが、鶏肉業界は、これ以上の輸入増加を防ぐためFTAにおいて例外にすることを要求している。なお、鶏肉の関税率は骨なし11.9%，骨付き8.5%である。

b 野菜

日本では近年野菜輸入量が増大しており、02年の輸入量は2,410千トンに達し、自給率は83%に低下している。タイの野菜生産量は260万トンであり、日本の生産量の5分の1に過ぎないが、北タイでは日本向けの野菜が生産されている。ただし、タイからの野菜輸入量は79千トンで日本の野

菜輸入量全体に占める割合は3.3%に過ぎず(02年)、しかも近年は中国との競合により輸入量はやや減少している。タイからの野菜輸入量で最も多いのはショウガ(輸入量は28.0千トンでタイからの野菜輸入の35%を占める)であり、次いで、枝豆8.8千トン、タマネギ4.8千トンが続く。野菜の関税率は、品目によって異なるが5~15%であり、関税が撤廃されると一定の影響はあるであろう。ただし、日本としては中国からの野菜輸入のほうがより大きな問題である。

c 水産物

タイは水産物も多く輸出しており、対日輸出が大きいものはエビ、カツオマグロ缶詰、イカ、スリミである。

日本はアジア諸国から大量のエビを輸入しており、タイからは冷凍エビ19千トン、エビ調製品を23千トンを輸入している(02年)。国産のエビは2.1千トンに過ぎず、エビの総需要量(323千トン)の1%にも満たない。また、関税率は冷凍エビ1%, エビ調製品4.8%でさほど高くなく、国境措置の問題はそれほど大きくないが、エビ輸入については、環境問題、食品安全性の問題が指摘されている。

日本はカツオマグロ缶詰を27.6千トン輸入しており、そのうちタイからの輸入は17.3千トンで輸入量の63%を占めている(02年)。カツオマグロ缶詰の供給量全体に占める輸入品の割合は45%であるが、国産とされているもののなかにも一次処理をタ

イ等で行っている場合もある。関税率は9.6%であり、関税が撤廃されると海外生産の割合がさらに増えるであろう。

(注11) 詳しくは、本誌別稿山本博史「タイのブロイラー産業」を参照。

5 課題と展望

(1) WTO協定との整合性

FTAは特定の国に対してだけ関税を撤廃・削減するものであり、本来、GATT(WTO)の根本原則である「最惠国待遇」(特定の国を差別しない)と矛盾する側面を持っている。WTO協定では、FTAが拡大して最惠国待遇原則がなし崩しになり、経済ブロック化に進むのを防ぐため、第24条^(注12)でFTAが認められる条件を定めている。そのなかで重要なのは以下の3点である。

FTA締結以前より貿易障壁を高めてはならない。

実質的なすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止する。

妥当な期間内に協定を設定する。

このなかで特に問題になるのは、の「実質的なすべて」であり、一般には「特定の産業分野を除外せず貿易額の90%以上をカバーする」と解釈されている。したがって、タイとのFTAについても農業を一切除外することはできないが、例外品目を設けることは可能であり、これまで締結されたFTAでは例外を設けているのがほとんどである。また、の「妥当な期間」は「10年以内」とされているが、実際

は10年を超える協定も多く存在している。

日・タイのFTA交渉においても、この例外をどう設けるのかが一つの焦点であり、完成度の高い（例外の少ない）協定にしようとすると交渉は難航するであろう。

（注12）現実の世界では、FTAによる差別的な扱いが蔓延してきており、FTAのネットワークに入れない国は不利益を被っている状態になっている。日本は「WTOが進まないならFTAだ」というムードになっているが、FTAにはマイナス面もあり、FTAの限界を見極める必要がある。

（2）経済発展段階の相違と途上国への配慮

FTA、関税同盟はもともと近隣諸国同士の経済統合を想定していたものであり、今日のように地理的に離れた国との間の協定が多くなったのは最近のことである。隣国同士であれば経済発展段階も大きな差異がなく、協定も比較的結びやすい。EC（EU）がその典型であり、EU加盟国間には経済格差があるものの、その差異は小さい。途上国間のFTAも同様である。

一方、先進国と途上国との間のFTAは、経済発展段階の差があるため難しい問題を含んでいる。発展段階が異なる国との間で関税を撤廃・削減し投資の自由化を進めると、途上国の経済は先進国の企業に支配されてしまい経済的自立が損なわれてしまう。戦後、途上国の多くは、先進国による経済的支配を「新植民地主義」として批判して、関税を高め国内産業の発展を図るという「輸入代替工業化」政策を採用してきたが、これは国際貿易論において「幼稚産

業保護論」として正当化されてきたものであり、途上国の関税水準が現在も高いのはその名残りである。

こうした途上国の主張は64年のUNCTAD総会で強く打ちだされ、それを受け、GATTの第4部で途上国に対する最恵国待遇の例外として一般特恵制度が設けられた。さらに東京ラウンドにおいて、途上国の「異なる有利な待遇」が認められ、そのなかで、途上国間のFTAについてはGATT第24条の規定に必ずしも従わなくてもよいという「授権条項」が設けられた（79年）。そして、この規定に従って、途上国間のFTAでは関税撤廃の割合を緩めたり経過期間を長くするなどの措置がとられている。

こうした先進国と途上国の対立の構図は現在のWTO交渉でも現れており、途上国は投資ルール、競争政策、貿易円滑化、政府調達（シンガポール・イシュー）をWTO交渉に盛り込むことに強く反発している。日本のFTA論議ではこの問題が必ずしも理解されていないように見受けられるが、タイは途上国であり、他のアジア諸国とのFTAでも同じ問題を含んでいることを理解する必要がある。先進国と途上国とのFTAにおいて相互主義ではない特別の待遇が途上国に与えられるかについては明確な規定はないが、日・タイFTA交渉では、タイ側が途上国としての特別の配慮を要求している。今後日本は、ASEAN諸国とのFTA交渉を進めるに際し、相手国との経済発展段階の違いに十分配慮する必要があり、その配慮なくして交渉の合意は困難で

あろう。

(3) 協力と貿易自由化のバランス

こうした構図のなかで日・タイFTA交渉で提起されているのが「協力」問題であり、タクスフォースの報告書のなかでは、「日・タイの経済連携はまた、二国間経済協力の重要性を認識する」と書かれている。

農業分野については、タクスフォース報告書の付属文書5「日・タイ経済連携協定における農業合意の方向性」において、「農業分野における日・タイ経済連携協定の目的は、農業者と消費者の生活の質の改善及び所得を向上させるものであるべきであり、両国における農業の共存を確実にするものであるべきである」としている。そして「両国の農産物のセンシティビティーを十分考慮して農業者の生活の質の改善及び所得の向上を図ること、農業協力と農産物の貿易自由化の間の適切なバランスをとることによって両国の持続可能な農業の開発を支持すべきである」として、以下のことをあげている。

タイの農村部における農民の貧困問題を考慮し、両国の農協や農業者間の直接的なつながりの強化を通じてアグリビジネスや投資を活性化させる。

国内消費と農産・食品の貿易に関する食品安全性の重要性を認識し、相互の食品安全協力を推進する。

貿易に関する農産物のセンシティビティーは十分に考慮すべきであり、相互利益を確実にし、両国の農業が共存できること

を確実にするための公正で公平な枠組みが可能になることを希求する。

そして、以上のような枠組みを確立するために、農業関連の代表者で構成されるワーキング・グループの形式で農業協議の枠組みを確立すべきであると書かれている。

日本の農協系統はこれまで IDACA（アジア農業協同組合振興機関）を通じてアジア地域の農協のリーダー育成に多大な努力を行ってきたが、タイの農協組織の育成・発展のために日本の農協運動の経験を伝えることは、タイの農村問題、貧困問題を解決するために有効であろう。経済連携を単なる自由化という枠組みだけでは終わらせないようにすることが必要であり、こうした取組みなしに眞の連携は生まれてこないであろう。農林水産分野の協力の具体例としては、農協組織育成支援、農業者の研修受入れ、農業金融の制度作り支援、農業技術支援、食品衛生管理技術支援、環境対策、森林造成、水産資源管理などが考えられよう。

(4) 日本農業の構造改革と国内対策

食料安全保障、農業の多面的機能のため、日本でも一定程度の農業を維持していくことが必要である。そのためには無制限の自由貿易、市場原理は望ましくない。これはWTOにおいてもFTAにおいても同じであり、日本として当然主張すべきことである。

また、農業には公共財としての側面があり、その維持のために社会として費用を支

出することが正当化される。現在、日本は、農業の保護を関税等による国境措置に多く依存しており、財政による農業者支援は一般に考えられているほどは手厚くない。WTO、FTAによって国境措置が下げられた場合は、日本農業を維持するため財政的に支える必要がある。

一方で、日本農業は生産性向上の努力を続けることが必要である。しかし、日本は土地資源が乏しいこと、賃金水準が高いことによって、日本農業の比較劣位性は否定しがたい。特に、タイとの間では賃金水準の格差が大きい。^(注13) 日本農業の生産性向上の努力には限界があること、また、農業の構造改革には時間がかかるとの認識が必要である。

(注13) タイの農村における農業労働者の賃金は1日100バーツ(約280円)程度、バンコクの最低賃金は1日170バーツ(約480円)であり、この低賃金がタイの競争力を支えている。この途上国の低賃金で生産された低コストの農産物が輸入されると先進国の農民の所得水準を引き下げることになってしまい、先進国は国境措置、価格支持政策で農民の所得を支えてきたが、その農業保護がWTO交渉で問題になっている。同様のことは他産業についても言えることであり、途上国が低賃金を武器に先進国に輸出しようとすると、先進国側では労働問題を理由に保護的手段に訴えることが起きており、「貿易と労働」の問題はWTOの新しい問題として浮上してきている。なお、この問題はNAFTAの交渉時にも問題になり、労働に関する補完協定が締結された。

(5) FTAと環境問題

日本のFTA論議ではあまり論じられていないが、環境問題との関係も重要な論点である。これまで多く指摘されてきたように、アジア地域では資源を枯渇・破壊しながらの熱帯材輸出、エビ輸出が行われて

第11表 タイの森林面積と農地面積

(単位 万ha, %)

	森林面積	割合	農地面積	割合
1960年	3 000	58.5	1 008	19.6
65	2 310	45.0	1 287	25.1
70	2 190	42.7	1 380	26.9
75	1 850	36.1	1 688	32.9
80	1 655	32.3	1 830	35.7
85	1 491	29.1	1 985	38.7
90	1 410	27.5	2 214	43.2

資料 FAO

(注) 割合は国土面積に対する割合。

きた。また、ブラジルでは熱帯林を破壊して牛肉、大豆、サトウキビを増産させており、タイにおいても、東北タイで森林を破壊してキャッサバ、サトウキビの栽培面積を拡大してきた(第11表)。こうした資源を収奪しての生産増加が国際価格の低迷をもたらし、貧困と環境破壊の悪循環に陥っている。こうした資源収奪型の生産方法を変え、持続可能な生産方法に転換する必要がある。^(注14) アジア地域の環境問題は世界の環境にとっても重要であり、環境問題は自由貿易だけでは解決できず、今後、アジア地域の環境協力、共通環境政策を構築することが必要であろう。

(注14) 1930年代以降、一次産品の価格安定のため国際商品協定が形成されたが、環境という視点も入れて持続可能な農業生産を目指した国際間の新たな協定の構築が必要になっていると思う。

(6) 「東アジア共同体」と共通政策の可能性

欧州、米州で地域統合が進んでおり、アジア地域においても地域統合に向けた動きは止めることができない大きな流れになっ

ている。日本は、戦後、政治的、経済的に米国への依存度を強めたが、近年では、貿易、投資、食料輸入におけるアジアのウェイトが高まっており、今後もアジア地域間の関係はさらに深まるであろう。

しかし、それが「東アジア共同体」の形成まで進むまでにはかなりの時間が必要であろう。日・ASEAN間で合意された枠組み文書の通りに進んでも、日・ASEAN間のFTAが実現するのは2017年である。また、たとえ日本と中国とのFTAができたとしても、それはさらに先のことになるであろう。現在はその長い道のりの出発点に立っているだけであり、東アジアの経済連携は長期的視点に立って進め、協定を相手に無理に押しつけるようなものであってはならない。経済発展段階が近いASEANと中国・インドの間は授権条項もあるため比較的スムースに進むであろうが、先進国と途上国の間のFTAには困難な問題が伴うため特別の配慮が必要であり、経済統合には時間がかかることを認識する必要がある。

いずれにせよ、日本、中国、韓国、ASEANの連携は事実として着実に進行しているし、21世紀の前半にアジアの地域統合(注15)に向けた動きが進むことは間違いない。

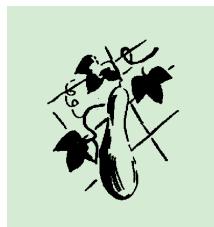
EUでは統合を進めるとともに農業政策、環境政策の共通化が行われてきたが、アジア地域においても、単なる貿易・投資の自由化という枠組みだけではなく、EUの経験に学び、社会保障、地域政策、安全保障、インフラ整備まで含めた枠組みを構想し、将来的には共通農業政策、共通環境政策まで展望すべきであろう。そして、こうしたアジア地域の連携を強めていくためにも、日本人のアジア観、アジアの人々との関係の再構築、再検討が必要であり、そのなかには戦時中の行為への反省を含めた歴史認識も含まれるであろう。

(注15)「東アジア共同体」の形成にはいくつかの懸念材料もあり、その一つは北朝鮮、台湾の存在である。また、豪州、ニュージーランドをどう位置付けるのかという問題もある。さらに、近年の日本のアジア論議で大きく欠落しているのがインドの存在である。インドはASEANや日本の文化、言語、宗教に大きな影響を与えたのであり、インドはアジアのなかで中国と並ぶ重要な存在である。そういう意味でも、タイは、インドと中国、日本を結ぶ役割を果たし得る国として重要である。

<参考文献>

- ・末廣昭・山影進編『アジア政治経済論 - アジアの中の日本をめざして -』(NTT出版、2001)
- ・新堀聰『21世紀の貿易政策 - WTOは新しい貿易問題にいかに対処すべきか -』(同文堂、1997)

(主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう)



タイのプロイラー産業

FTA交渉と鳥インフルエンザ問題のなかで

山本 博史

<東洋大学国際地域学部講師>

〔要　旨〕

- 1 タイのプロイラー産業は、インテグレーション方式養鶏を背景に、日本向け輸出を重点にして発展した。1960年代から70年代は、タイメイズの対日輸出が盛んであったが、それが80年の発がん性かび毒（アフラトキシン）検出で急減し、代わって大きく伸びたのがプロイラーであった。
- 2 タイプロイラー発展の基礎条件としては、飼料原料が国内で確保でき、勤勉な女性・若年・低賃金労働者を加工要員として活用できたことや、輸出向け工場配置とコンテナ輸出を可能にした深海港の完成、タイ政府の投資奨励策などがあげられる。
- 3 タイの鶏肉輸出は近年急増し、85年の3万3千トンから03年には38万9千トンに拡大した。輸出先もシンガポール、香港、中国から欧州へと拡大したが、日本向け輸出割合はいまなお5割前後を保ち、30年連続最大の輸出先となっている。近年急増しつつあるから揚げ、ピラフなどの鶏肉調製品輸出でも日本向けが5割を占め首位である。
- 4 これまで農家との契約飼育方式を中心に進展してきたが、この方式はアグリビジネスにとっては、生産段階のリスク回避と、国際市場の変動を近代的契約関係の未熟な中で、生産者にしわ寄せできる有利性があったものの、マニュアルで指示された飼育方法が必ずしも守られず、輸出先の日本やEUで、残留抗生物質・抗菌剤検出が頻発した。02年3月からEUは未承認抗菌剤の検出を理由に、タイプロイラー輸入を停止した。それに続く今年1月以来の鳥インフルエンザ問題は、契約飼育方式を見直し、隔離・密閉式で、ヒナから加工・冷凍・輸出まで自社内一貫直営する方式への転換を一層進めることとなろう。
- 5 タイの鳥インフルエンザ問題は、本年1月下旬、人間に感染者や死者が出るまで2か月も病名を偽ったことで対策が大幅に遅れ全国に拡大、対策開始後も被害農家の補償金支払い以外ではほとんど感染拡大防止策が行われず、日本向け輸出停止とともに国内での鶏肉消費拡大策に重点が置かれるなど、タイ国民に不安と不信を拡大させる姿勢が際立ち、現地では「国民の健康よりも鶏肉販売を優先するのか」という批判が相次いだ。
- 6 タイ政府はFTA(EPA)事前交渉で関税引下げ・検疫緩和を求めており、生産者はもちろん消費者にとっても重大な関心をもって見守ることが必要となろう。

目 次

- 1 タイ農業のなかの養鶏
- 2 タイプロイラー産業発展の基礎条件
- 3 タイにおける養鶏・鶏肉生産の推移
- 4 タイにおけるプロイラーの契約飼育方式と最近の傾向
- 5 タイのプロイラー輸出の推移
- 6 プロイラー産業の主役としてのアグリビジネス
- 7 WTO / FTA とタイプロイラー
- 8 日本からみたタイ鶏肉輸入
- 9 タイにおける鳥インフルエンザの推移と対策

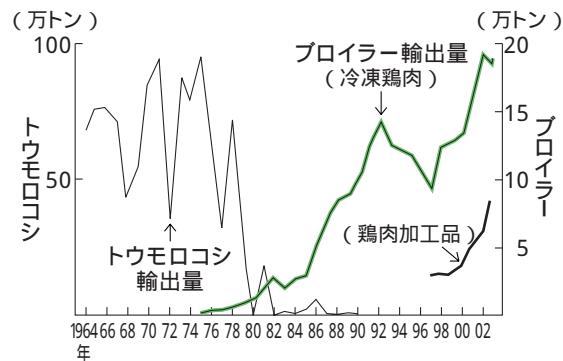
1 タイ農業のなかの養鶏

タイは伝統的米輸出国であり、農業は稻作中心に発展してきた。しかし1960年代には、水田面積拡大が限界に達して周辺丘陵地帯での畑作が拡大し、メイズ、キャッサバ、砂糖きび、ケナフなどの生産が伸び、農業の多角化が進んだ。ベトナム戦争を背景に、治安対策も兼ねた入植・開拓政策が進められ、森林を切り開いて新興輸出畑作物の栽培が盛んに行われた。このうちメイズと砂糖は、南部タイのゴムとともに日本が最大の輸出先となった。とくにメイズは、60年代から70年代にかけてアメリカとともに日本の畜産振興を支える飼料原料供給地として、最高時の75年には95万2千トンが対日輸出され、日本向け輸出がタイのメイズ生産を大きくリードした。^(注1)それが80年代から90年代にかけて、メイズを飼料として飼育したプロイラー輸出へと大きく転換することになった（第1図）。

もともと、タイの畜産は、牛・水牛・豚・家禽類を中心であるが、このうち牛と

水牛は、主として農耕用に使われており、豚を含む大・中家畜は、飼育頭数の伸びも極めて停滞している。高温と乾季による粗飼料不足や、口蹄疫など病害発生から海外輸出への販路が極めて限定されたことが主な理由として考えられる。それにくらべ家禽類は副業的畜産から大規模な専業的畜産へと大きく発展した。とりわけ80年代冒頭、タイメイズから発がん性かび毒（アフラトキシン）が検出され、最大の輸出先である日本が輸入を最小限に抑制したこと、また80年代半ば以降の急速な工業化のなかで、アグリビジネスが、農業政策でも工業政策

第1図 トウモロコシからプロイラーへ
— タイから日本への輸出量の変化 —



資料 拙著『現代たべもの事情』(岩波新書)、タイプロイラー加工輸出業者協会資料などから作成

でも最重視され奨励されたことが、大きな契機・刺激材料となっている。

タイの工業化過程では、食品工業が、他の分野とは異なった次のような特徴をもっており重視された。

第1に、原料の現地調達比率が圧倒的に大きく、他の製造業（とくに自動車・鉄鋼）のように、工業化の進展で輸出も拡大するが、資本財はもちろん原料や中間財なども輸入に大きく依存しなければならず、輸出の伸びをはるかに上回る輸入増加となり、貿易赤字を大きくするといったことがない点で歓迎されたこと。

第2に、食料品は国内需要も少なくないが、稼働当初から売上高に占める輸出比率が圧倒的に高く、それだけ外貨獲得に直接結びつき、この点でもタイ政府による工業化政策の模範生であったこと。

第3に、すでにオートメ化が進行すみの他の製造業と異なり、食品工業は多くが労働集約的であるため、多数の雇用労働吸收^(注2)が期待できることである。

(注1) 日・タイメイズ協定にもとづくメイズ貿易と、そのなかで展開された日・タイ農協間協力によるメイズ開発プロジェクトについては、拙著『アジアの工業化と農業・食糧・環境の変化　タイ経済の発展と農業・農協問題に学ぶ』(1999年2月、筑波書房) p.130～137を参照されたい。

(注2) タイ工業化の条件・特徴と農業への影響については、前掲書で詳細な分析を試みている。

2 タイプロイラー産業発展の基礎条件

タイにおけるプロイラー産業発展の経過

をみると、まずそれは、配合飼料工場の建設から始まっている。いち早く着手したのは、今日では東南アジア最大のアグリビジネスとなったCPグループで、1957年にタイで最初の近代的配合飼料工場を建設、続いて61年にはスリタイ・グループの飼料工場も建設された。CPグループは、70年にアーバーエーカー社と合併で素離生産を開始、73年には生産農場と処理場をもつ Bangkok Livestock Processing Co.を設立して、養鶏インテグレーションをスタートさせた。

CPグループによる初の日本向け鶏肉輸出もこの年に始まった。続いて伊藤萬社が75年にCPC社のハートマーク、さらに76年からはSH社のキッスマークで日本向け鶏肉輸出を開始している。

こうして対日輸出への第一歩が始まったが、タイプロイラー産業発展の基礎となる諸条件を整理すると次の点をあげができる

まず第1に、飼料原料が国内で確保できること。配合飼料の60%を占めるメイズと、10%を占める魚粉が、国内生産できることは最大の強みである。とりわけタイメイズ(スワン号)は、カロチンが多く卵黄の色つきがよく好評であった。

第2に、タイプロイラーは気象条件の影響もあって、小振り(平均1.8kg)で、脂身が少ないこと。これは健康志向が強まる日本などの消費者ニーズに見合うものであった。

第3に、質のよい勤勉な女性・若年・低

賃金労働力が確保できたこと。東北部を中心に農村出身の、はじめて手先が器用な、20歳前後の女性労働力は、労働集約的な鶏肉処理・加工過程で欠かすことのできない要件である。

第4に、比較的安定した国内需要があること。タイではもともと生鳥市場比率が30~35%と高く、しかも、ガラ・心臓・肝臓・砂肝・モミジなどの副産物がオールセットでよい売値でさばける利点があり、バンコクでのこれらの消費も旺盛である。

第5に、CPグループをはじめ、プロイラー産業の中心的担い手になった企業グループが、ヒナ・飼料・プロイラーの生産・処理加工・冷凍・輸出を統合・一貫化した形で、インテグレーターとしての取組みを行っており、大規模な処理場で、低賃金労働者による加工度の高い作業を効率的に行うことが可能になっていること。

第6に、立地条件の有利性。当初から、港から50km以内の加工場、100~150kmの生産農場という輸出指向の配置が行われ、近年は首都圏周辺部の工場・住宅開発の影響で、原料鶏と労働力確保のためにサラブリ、ロップブリからコラートにかけて新たな大規模養鶏地帯が形成されている。とりわけ、日本のODA(円借款)による東部海岸のレムチャバン深海港が完成して、効率的なコンテナ輸出が実現したことから、東北部のラオス・ビエンチャンとの国境からチヨンブリに南下する輸出回廊路線沿いに大規模な養鶏・食鳥処理団地造成構想が進められつつある。

第7に、プロイラー産業が、タイ政府の「NAIC路線」(農業を基礎とした新興工業化路線)の典型として、輸出促進、国内原料活用、工業の地方分散、雇用創出効果などの点で、求められる諸条件をすべて備えており、従って多様な免税措置など、政府による投資奨励策の恩恵を全面的に受けることができたことである。

もちろん、こうした有利な側面ばかりでなく、解決しなければならない課題も少なくなかった。とくに、2002年以後に発生したヨーロッパ諸国での残留抗菌剤問題や、今年の高病原性鳥インフルエンザ問題は、タイにおけるプロイラー産業の今後のあり方に、大きな問題をなげかけている。

3 タイにおける養鶏・鶏肉生産の推移

タイにおける養鶏の推移をみると、まず飼育羽数では、60年代に全国で、2,500万羽いた鶏が、70年代には2倍に増え、90年

第1表 タイにおける家畜飼育頭羽数の推移

	(単位 千頭、千羽)				
	水牛	役肉牛	豚	鶏	あひる
1960年	6 749	5 099	5 246	25,170	7 236
65	5 297	3 888	3 718	47 020	6 634
70	5 735	4 667	5,132	58 791	7,109
75	5 442	4 311	3 211	53 860	10 946
80	5 651	3 938	3 021	56 043	11 030
85	6 250	4 829	4 224	78 716	14 779
90	5 094	5 482	4 762	94 519	17 902
95	4 182	6 822	5 369	148 784	18 897
96	3 733	6 878	6 129	160 789	21 400
97	2 984	6 778	6 894	172 284	21 830

資料 農業経済局『農業統計』

原資料 畜産局

(注) 80年代までは4月1日現在、90年からは1月1日現在。

代になると1億羽を突破、97年には1億7,200万羽と飛躍的伸びとなっている（第1表）。

タイにおける近年の鶏肉需給動向は、国内需要にくらべて輸出の比率が急増している。85年には4.8億羽の生産のうち4.1億羽が国内需要であったが、01年には10億羽の生産のうち5億羽が国内需要である。

タイ国内での鶏の地域別飼育状況は、86年には東北（25百万羽）：中部（23）：北部（21）：南部（10）と上位3地域が2千万羽台で並んでいたが、これが97年には、中部（85）：東北（39）：北部（33）：南部（15）と中部が群を抜いて伸びている。

これをプロイラーと地鶏で分けてみると、総飼育数では92年から00年までに、プロイラーが8,300万羽から1億1,400万羽へと1.4倍となっているのに対し、地鶏は4,100万羽から6,900万羽へと1.7倍になっている。地域別にみると、輸出向けが多いプロイラーが圧倒的に中部に集中しているのに対し、国内需要を中心の地鶏は東北、北部で多くが飼育されている。

4 タイにおけるプロイラーの 契約飼育方式と最近の傾向

タイのプロイラー産業は、これまで主として農家との契約飼育方式を中心にして進展してきた。ただしタイ農村では、いまなお近代的契約関係が成立する社会経済基盤が弱く、ほとんどが文書によらず口頭契約であり、介入する地方エージェントによっ

ては、契約不履行で、かなり一方的な飼育農家へのしわ寄せが行われることも少なくなかった。

契約飼育に際しては、基準的飼育方法がマニュアルによって示されるが、例えば出荷前の「休薬飼料」給餌などではマニュアルが守られず、最後まで抗生物質・抗菌剤供与が行われることも少なからずみられた。これが輸出先の日本や欧州での残留動物医薬品検出となり、最近のEUによるタイ鶏肉輸入停止は、こうした農家との契約方式のあり方に再考を求められる事態となってきた。

2003年以降、主要養鶏アグリビジネスが、直接飼育から加工までの一貫体制を備えた大規模養鶏団地造成をねらいとするコンビナート構想をそろって発表しているのは、こうしたこれまでの契約飼育方式の問題点を克服して、主要輸出先の国々で年々厳しい要請となりつつある品質問題や安全性確保に対応するためである。この改善構想実現にむけて取組みが強められている最中に今回の高病原性鳥インフルエンザ問題が発生し、ますますプロイラーを閉鎖式鶏舎で隔離して飼育する方式への転換が強調されることとなった。

この飼育方式では、日常は閉じ込めて薬漬けで育て、輸出先の検疫だけはクリアできる対策が重点となり、この動物としての鶏の生き方を無視した飼育方法について、また農民が参加できなくなる養鶏ということに強い批判も出されている。

5 タイのプロイラー輸出の推移

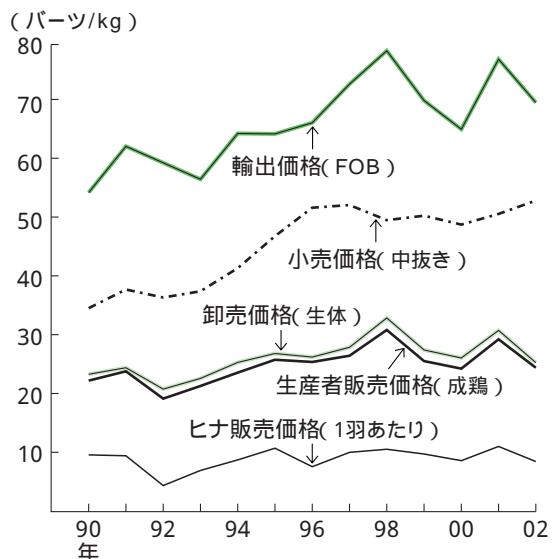
タイにおける鶏肉需給で輸出の比重が大きくなるにしたがい、国内価格にも海外市場の動向が大きく反映するようになってきた。とくに競合する中国産プロイラーとの関係で、タイ国内の鶏肉価格も変動している。

90年以来の変化をみると、タイ鶏肉の生産者価格（成鶏）は、キロあたり20~30バーツ（1バーツは04年3月時点で約2.8円）で推移している。また生体の卸売価格は、キロあたり生産者価格の1~2バーツ高となっており、生産者価格と卸売価格の差は小さい。さらに、中抜き鶏肉の小売価格をみると、生体の卸売価格と比較して、小さい年でもキロあたり11.7バーツ、大きい年では26.0バーツの開きがある。90年から94年までは10バーツ台の開きであったが、95年以降は98年を除いて毎年20バーツを超える開きとなっている。

つぎに輸出価格（冷凍品のFOB価格）の推移を90年から02年の13年間でみるとタイ輸出鶏肉のFOB価格は、トンあたり最低で54,526バーツ（90年）、最高は78,307バーツ（98年）である。国内での卸売価格と輸出価格との差をみると、トンあたり価格で冷凍品輸出価格が生体の国内卸売価格の2.4倍から2.9倍である。

これら5つの価格をグラフで比較すると（第2図）、明らかに国内価格とりわけ卸売価格と生産者販売価格が輸出価格とほぼパ

第2図 タイにおける鶏肉価格の推移



資料 ALIC『畜産の情報』(海外編)

原資料 タイ農業・協同組合省 タイ商業省 タイ大蔵省

(注) 生産者販売価格は大手需要者の平均購入価格。ヒナは生後1日齢 成鶏は出荷時体重が18~20kgのもの。卸売・小売価格はバンコク市場価格。輸出価格は冷凍品のFOB価格。

ラレルに変化していることがわかる。その輸出価格は、主として中国や欧州市場との関係で変動している。近年の動向は次の通りである。

01年に中国ではニューカッスル病が発生して対日輸出停止が続き、タイ産鶏肉の対日輸出が増加したが、その影響で輸出価格はもちろんタイ国内価格も上昇した。02年3月には、EUで禁止されている抗菌剤が検出されたためにEUが輸入禁止措置をとり、タイ国内では生体卸売価格が低下している。03年前半には中国での鳥インフルエンザの発生で日本が輸入を一時停止して価格が上昇したが、8月以降、輸入停止が解除されて卸売価格が急落している。

タイの鶏肉輸出は、73年の135トンから、85年には37,000トンへと急増し、さらにそ

の後も伸び続けて、89年に10万トンを超え、98年には20万トンも超え、03年には38万9千トンまでに拡大した（第2表）。

このうち、73年からの10年間は9割を超えるほとんどが日本向け輸出で占められ、続く10年間もシンガポール、香港さらにドイツが主要輸出先に登場したものの、日本

第2-1表 タイ冷凍鶏肉輸出の推移
—— 1973～85年 ——

(単位 トン、%)

	輸出総量	うち日本 向け	(対日比率)
1973年	135	135	(100.0)
74	337	337	(100.0)
75	373	366	(98.1)
76	2,216	2,206	(99.5)
77	4,254	4,236	(99.6)
78	9,287	9,263	(99.7)
79	14,159	14,157	(100.0)
80	18,504	17,430	(94.2)
81	26,769	26,402	(98.6)
82	32,217	31,567	(98.0)
83	22,926	20,862	(91.0)
84	34,217	30,571	(89.3)
85	37,836	33,147	(87.6)

資料 パンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況』、
タイプロイラー加工輸出業者協会資料などから作成

向けが8割台で推移し、その後オランダ、中国、そしてイギリスも輸出先となり、日本の比率は7割・6割・5割台と低下するが、30年連続で輸出先の首位を保っている。欧州、日本におけるBSEの発生による牛肉需要の減少とその代替としての鶏肉需要の増加も、タイ鶏肉輸出急増の主要背景となっている。

タイの鶏肉輸出で、輸出先の広がりとともに指摘できる近年のもう一つの特徴は、これまでの冷凍鶏肉中心から、鶏肉調製品輸出が急増していることである（第3表）。輸出競争激化のなかで、飼料コストの安いアメリカや、労賃水準がタイのさらに2分の1という中国との競争力強化策として、部位別の焼き鳥はもちろん、から揚げやチキンピラフなど、加工度を高めて付加価値をさらに拡大する方法がとられてきた。

鶏肉調製品の輸出量は、97年から03年ま

第2-2表 タイ冷凍鶏肉輸出の推移
—— 1986年以降 ——

(単位 トン、%)

	輸出総量	日本向け (対日比率)	シンガ ポール	香港	ドイツ	オランダ	イギリス	中国	韓国
1986年	64,742	57,633 (89.0)	4,314	1,254	897	46			
87	81,905	75,055 (91.6)	3,889	1,164	802	184			
88	95,784	85,695 (89.5)	4,102	2,980	1,284	642			
89	107,988	90,491 (83.8)	4,081	5,011	3,557	2,295			
90	138,859	108,121 (77.9)	5,239	7,446	9,218	6,185			
91	164,153	137,305 (83.6)	4,512	4,446	11,227	2,178			
92	174,764	145,506 (83.3)	4,200	5,129	12,581	2,240			
93	157,075	123,996 (78.9)	5,181	5,152	10,970	3,731		3,380	
94	152,886	119,730 (78.3)	5,453	3,662	12,054	3,520		3,693	
95	152,289	115,712 (76.0)	5,864	4,360	9,675	3,217		3,665	
96	137,167	101,678 (74.1)	4,551	1,184	11,508	7,354		1,817	
97	150,799	95,673 (63.4)	6,263	1,558	16,320	15,453	4,082	2,222	1,948
98	212,479	128,720 (60.6)	7,672	4,653	25,754	18,033	8,590	8,796	2,565
99	211,675	129,716 (61.3)	7,875	4,367	26,331	13,408	13,095	5,506	5,478
00	245,994	135,375 (55.0)	10,125	8,861	32,870	21,531	14,422	5,194	10,498
01	320,779	162,131 (50.5)	8,951	4,288	49,110	25,632	20,648	12,172	26,777
02	339,045	193,913 (57.2)	7,308	2,967	40,004	21,180	16,183	10,642	32,945
03	388,927	188,115 (48.4)	10,670	5,695	59,308	21,784	15,890	21,487	41,720

資料 第2-1表に同じ

第3表 タイ鶏肉調製品輸出の推移

(単位 トン、%)

	輸出総量	日本向け (対日比率)	オランダ	イギリス	ドイツ	シンガポール	香港	韓国
1997年	41 645	31 258 (75.1)	5 432	2 930	1 316	9	81	156
98	62 337	34 938 (56.0)	12 494	7 493	4 119	1 717	661	189
99	61 924	33 485 (54.1)	12 221	9 411	1 889	4 372	14	252
00	86 800	43 375 (50.0)	15 362	14 795	2 357	6 397	2 973	636
01	117 018	52 489 (44.9)	24 450	20 713	3 908	7 403	3 495	3 307
02	127 598	66 162 (51.9)	14 956	28 723	2 995	4 380	2 672	2 311
03	156 790	83 780 (53.4)	17 676	32 132	5 862	4 698	3 484	1 832

資料 第2表に同じ

での6年間でも4万トン強から16万トン弱へ4倍近い伸びを実現している。とくに日本向け輸出はすでに8万トンを超え、金額では鶏肉調製品が冷凍鶏肉に接近しつつある（エビではすでに逆転すみである）。鳥インフルエンザ問題で、加熱処理すみ調製品の有利性が確認されたこともあり、今後この傾向は一層強まるであろう。

6 プロイラー産業の主役としてのアグリビジネス

タイにおけるプロイラー産業の担い手であるアグリビジネスの発展過程と現状を、この国最大の鶏肉・エビのインテグレーターCPグループを事例として検討しよう。

プロイラーとエビを中心にして、配合飼料、ヒナ・稚魚の供給という入口部門と加工処理・冷凍・輸出という出口部門を掌握して、莫大な付加価値を確保し、資本蓄積してきたアジアにおけるアグリビジネスのトップ企業、タイにおけるすべてのビジネスのトップ企業となったのがCPグループである。

1921年にバンコクの中華街で、香港から

輸入した種子・肥料を販売し、タイから香港に鶏卵を輸出する店舗を開いて以来、とくに70年代のプロイラーとエビのインテグレーション開始から96年までの成長の経過は、目を見張るものがある。また97年のバーツ暴落以前における最盛期の多角的事業展開では、アグリビジネスであると同時に、コンビニエンス・ストア、スーパー・マーケット、ファーストフードから石油産業、土地開発、テレコミュニケーション、通信衛星まで扱う総合ビジネス、コングロマリットの頂点に立つCPグループの姿がみられる。

海外投資も拡大し、96年時点では、世界の13か国に250社、従業員総数8万人、総売上高50億ドルを記録している。プロイラー産業では、発足当初からアーバーエーカー社と提携してきたが、飼料産業ではアメリカのヘイル社と結び、中国進出にあたってはコンチネンタル・グレイン社と合弁、ファーストフードでは、タイ、中国ともケンタッキー・フライドチキン（ペプシコーラ資本系列）と手を組んでいる。流通業界では、コンビニエンス・ストアでセブンイレブンと、ディスカウント・ストアではウ

オルマートと合弁し、郊外大規模店舗のマクロではオランダのSHVホールディング社と合弁会社を設立し、いずれもタイと中国で事業展開した。

しかし、こうした多角的・多国籍的事業展開に際してドル建てで発行した社債が、97年7月に発生した通貨危機を契機として重い負担(バーツが半値に落ちて負担が倍増)となり、国内・海外を問わず事業の根本的再編成を迫られることとなった。CPグループは、98年6月には、12社にのぼる農業関連子会社を統廃合して、アグリビジネスを中心事業として継続発展を図るほか、テレコミュニケーションとセブンイレブンの3分野に経営資源を集中化して、それ以外は基本的に売却する再編策を明らかにした。バンコク市内に5店舗あったスーパーチェーンのロータスは、イギリスの大手スーパーであるテスコに売却された。こうした再編の結果、香港の持株会社発行のドル建て社債で債務不履行に直面していたCPグループは、完全な蘇生を遂げることに成功した。

企業再編後のCPグループは、アグリビジネスとテレコミュニケーションに二分し、アグリビジネスはCPフーズ(旧Charoen Pokphand Feedmill PLCを新Charoen Pokphand Foods PLCに転換・統合、いずれも略称はCPF)を親会社として、その傘下にコア・ビジネスとしてのブロイラーを中心とする陸上動物事業各社と養殖エビを中心とする水上動物事業各社を、ノンコア・ビジネスとしてのCPセブンイレ

ブンなどを、いずれも子会社として位置づけ、これまでの錯綜していた株の相互持ち合いを整理した。テレコミュニケーション分野でもテレコム・エーシアを親会社として統合・整理した。

親会社はいずれも上場企業であるが、それらのさらに親会社として、Charoen Pokphand Group Co., LTD.が持株会社として存在している。このCPグループ・コングロマリットの本部機能を果たす持株会社は非上場企業であり、14億株のうち84%にあたる11億8千万株を創始者兄弟の親族たちが保有し、残りの16%もグループ内企業と功労者・経営幹部で分けあっている。こうしたファミリー企業の強力な形態は、独禁法も相続税もない東南アジアにおける華人資本独特のものである。
(注3)

2002年度株主総会資料によれば、CPFの資本金は、1978年の創業期の50万バーツから、03年1月には57億バーツとなっており、うち42.8%を持株会社のCPグループが保有している。CPFは同年12月末現在で海外5社を含む30社の50%を超える出資会社をもち、うち国内では25社中24社が99%を超える保有、海外も5社中4社が100%，残り1社も99%超である。その他50%未満の出資比率をもつ会社が21社ある。CPFの02年度の売上高は総額751億バーツで、66%が陸上動物関連、28%が水上動物関連であり、残り6%が海外事業である。陸上、水上を合わせて飼料の売上は全体の39%を占めている。

冷凍養殖エビ輸出不振から水上動物関連

の取扱高の前年比減少が顕著である。輸出食肉の金額は、冷凍生肉と加工肉が02年には45：55とされ、EU：アジア：その他の割合では、01年度が41：56：3、02年度は43：55：2となっている。

CPFは、タイ政府がBOI（投資委員会）を通して推進している投資奨励策による免税措置を最大限活用、02年には16件でうち9件が家禽関連である。02年度の決算では44億5,800万バーツの利益を計上しているが、前年度の61億8,500万バーツから、17億2,700万バーツ、27.9%の減益であり、プロイラー価格の下落、冷凍エビの輸出不振、アメリカでのプロイラー事業の経営不振（04年3月に売却を決定）などがその原因とされている。

なお、新聞報道によれば03年も前年比14%の減益で、04年上半期も鳥インフルエンザによる輸出停止の影響で、経営見通しは悲観的とされている。しかし、事業拡大意欲はなお旺盛で、3月上旬には、東北タイのナコンラチャシマで計画中の大規模加工場増設を予定通り進め、04年半ばをめどに稼働させることを決定した。これが完成すれば高温処理加工鶏肉を年間8万トン生産する能力があり、対日輸出を中心に、鶏肉調製品の年間輸出量を2割増加させることができると見込んでいる。

（注3）タイにおける通貨暴落後のCPグループの企業再編については、末廣昭編『タイの制度改革と企業再編』（2002年3月、アジア経済研究所）すぐれた分析が行われている。

7 WTO / FTAと タイプロイラー

タイは、WTO加盟国であり、WTOのスパチャイ現事務局長の出身国であり、また、WTO加盟諸国の中では、農産物を工業製品と同等に扱うことを主張するケアンズ・グループの一員となっている。しかしタクシン現政権は、スパチャイ氏が商業大臣を務めていた前政権とは異なった政策姿勢を貫いており、政権発足以来、選挙公約でもあった農村の貧困削減を重点課題とし、30バーツ医療制度、農業融資の3年間返済凍結、百万バーツ村落開発基金に続いて、1村1品運動、貧困者登録制度、市場より割高での勧買上げと政府ベースによる割安価格での米輸出など、米の実質的政府買い上げ制度や二重米価制の導入を実現しており、「国民の多数を占める農村票がねらい」「市場原理に逆行する政策」といった批判もうけながら、いわばダブル・スタンダードを貫いている。^{（注4）}

しかしそのタイも、UR合意、WTO発足によって、プロイラーとその調製品などの関税率引下げを約束している。さらに、タイは、東南アジア諸国連合（ASEAN）発足以来の加盟国として、域内での自由貿易促進をリードしてきており、ASEAN自由貿易圏（AFTA）合意による関税率引下げ約束も実行しなければならない。

AFTAは、域内貿易の活性化、域外からの直接投資と域内投資の促進、域内産業の

第4表 WTO/AFTAとタイ鶏肉の輸入関税率
(単位 千頭, 千羽)

	生鶏		鶏肉		内臓		調製品	
	WTO	AFTA	WTO	AFTA	WTO	AFTA	WTO	AFTA
1999年	35	10	45	20	50	20	50	20
00	34	5	42	15	48	15	48	15
01	33	5	39	5	46	5	46	5
02	32	5	36	5	44	5	44	5
03	31	0~5	33	0~5	42	0~5	42	0~5
04	30	0~5	30	0~5	40	0~5	40	0~5

資料 商業省関税局

国際競争力の強化を目的としており、02年1月には、まずタイを含む旧加盟6か国が、例外品目を除き原則すべてのASEAN产品に対する域内関税を0~5%とするAFTAが発足した。新規加盟4か国は、ベトナム03年、ラオス・ミャンマー05年、カンボジア07年である。WTO・AFTAとの関連でのプロイラー輸入関税引下げについては第4表のとおりである。

01年11月、中国とASEANの自由貿易協定にむけての作業もはじまり、農産物も例外扱いしない約束となつて

いる。タイ・中国間では、03年10月に一步早くFTAを発効させ、農産物関税は段階的削減、05年までに撤廃を決めている。

タイのプロイラー産業も、賃金水準がさらに低く、競合するASEAN諸国や中国との域内貿易での一層の競争激化に、加工度・付加価値を高め、品質改善に努めてのぞむこととなる。

(注4) タクシン政権のダブル・スタンダードについては、拙著『FTAとタイ農業・農村』(2004年1月、筑波書房) 参照。

8 日本からみたタイ鶏肉輸入

日本のタイからの鶏肉(調製品を含む)輸入は、2002年には25万7,702トン、金額では5億8,413万ドルとなり、前年比は数量で26%増、金額で30%増で、タイからの輸入農水産物に占める金額では第1位となった(第5表)。01年では、日本の鶏肉輸入総量のうち、28.0%をタイからの鶏肉が占めている。日本の冷凍鶏肉(骨なし)輸入先の変遷をみると、93年までタイが第1位を占め続けたが、94年以降は中国がタイを超えて1位となった。しかし、01年から02年にかけての中国でのニューカッスル病・鳥インフルエンザ発生による対日輸出停止で、02年には再びタイが首位を回復し

第5表 日本のタイからの主な輸入農水産物

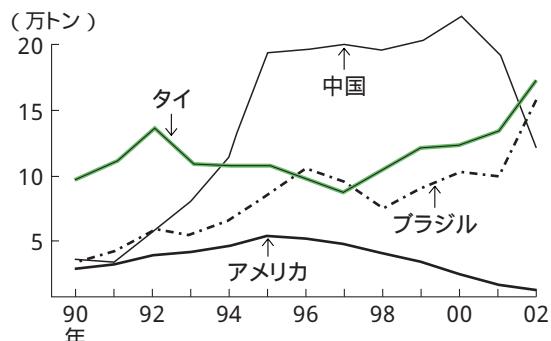
(単位 千ドル、トン)

	2002年		01		00	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量
鶏肉	342 494	183 752	255 301	146 669	215 602	127 987
食肉加工品	249 675	76 157	198 902	59 548	171 935	48 104
鶏肉調製品	241 636	73 950	193 191	57 723	167 251	46 640
エビ調製品	213 955	23 044	247 797	24 364	236 433	20 392
エビ	186 632	18 987	225 223	20 574	268 513	18 651
いか	167 053	29 659	172 867	28 945	179 435	27 971
ペットフード	156 136	93 728	146 953	81 090	162 240	89 370
テキストリン	85 005	203 715	92 957	219 224	87 803	189 729
いとよりすり身	82 121	49 739	60 454	40 909	71 728	40 689
まぐろかつお缶詰	74 131	24 317	57 365	19 360	56 903	20 000
粗糖	71 442	396 528	161 009	662 959	134 858	761 585
魚のフィレ	43 040	11 821	44 629	13 325	44 707	13 266
穀粉調製品	30 587	46 988	32 540	48 469	31 928	47 076
米	27 437	126 299	30 792	143 272	31 129	128 287

資料 日本貿易振興会(JETRO)『アグロトレード・ハンドブック2003』

(注) 2002年の金額順。食肉加工品は豚肉・牛肉調製品、エビはシュリンプ・ブローン、テキストリンは糊の原料となる澱粉。

第3図 日本の鶏肉(骨なし)輸入先の変遷



資料 日本貿易振興会(JETRO)「アグロトレード・ハンドブック」各年版から作成

ている(第3図)。

日本の鶏肉輸入関税はUR合意によって2000年までに、骨付きももが10%から8.5%に、その他のものは14%から11.9%にそれぞれ段階的に引き下げられてきた。

この骨付きももへの格差のついた関税率に対しては、骨ぬき肉を中心のタイからつねに批判が出されてきたが、UR合意・WTO体制下でもほんのわずか差が縮まっただけである。日本の通商統計も関税率別に記載されているが、骨付きももでは圧倒的にUSAが多く、02年では数量で72%，金額で67%を占め、続くタイは数量で11%，金額で17%となっている。これに対してその他鶏肉ではタイが数量で37%，金額で41%，続くブラジルが数量で34%，金額で32%となっている。

9 タイにおける鳥インフルエンザの推移と対策

03年11月からタイ国内各地で鶏の大量死が続発し、これをタイ政府は家禽コレラと

説明してきたが、人間に感染者や死者が出るに及んで、1月下旬ようやくこれを鳥インフルエンザと認めた。最大輸出先の日本で、家禽コレラやニューカッスル病の場合、輸入制限が発生地から50km圏内に限定されるのに対し、鳥インフルエンザでは、発生国からの輸入が全面禁止になるために、タイ政府が発生以来2か月間にわたって病名を偽り続けたのではないかとの疑惑が現地マスコミ等を通じて強く表明されてきた。

こうして政府の対策が大幅に遅れた結果、鳥インフルエンザは全国ほとんどの県に広がり、死者も増加し、最高気温の4月になっても終息宣言が出せないまま推移し、ようやく5月15日に、まだ再発の可能性があるという条件つきでの感染解除が報告されている。結局、1月の発生確認からこの日までに、8人の死者と、76県中41県で感染、養鶏場などで3,500万羽以上の家禽が処分された。現地新聞などの報道によれば、タイ国政府の商業大臣に11月に就任した(それ以前は商業副大臣)非議員の閣僚は、CPグループ関係者(タニン会長の姻戚関係者)であり、その影響からタイ政府の対応が歪められたとされている。

タイ政府が鶏対策を開始してからも、その対策が被害農家への補償金支出以外では、輸入停止に伴う国内での消費拡大ばかりに力点が置かれ、産地とくに個別養鶏農家への新たな感染拡大を防止する対策がほとんどなく、また感染地域指定を短期間のうちに取り消したり、終息宣言を急ぐため

に、新たな大量再発生を2週間にわたって隠蔽するなど、国民に不安と不信を拡大させる姿勢が目立っている。

また、今後のタイにおける輸出用ブロイラー産業対策としては、ウインドレス鶏舎などの閉鎖式・隔離式養鶏を強化・推進する方向であり、EUへの輸出鶏肉からの残留抗菌剤問題で対策として進められてきた、農家養鶏はもちろん契約飼育方式による養鶏も縮小して、大規模養鶏団地をアグリビジネスが直営し、ヒナから成鶏の加工処理・輸出まですべてを自社内で一貫経営する事業方式への転換が、今回の鳥インフルエンザ問題を契機として一層推進される方向が明らかになりつつある。

その一方、タイでは、これまで地鶏を重点に鶏種改良を重ねながら薬を使わない、しかも広い面積を利用した開放的飼育方法で、嘴も切らず、健康な体質と抵抗力をもった鶏の肉と卵生産に取り組んできた養鶏場での、これまで鳥インフルエンザに罹病しないできた事例が注目を集めており、マスコミでも大きく取り上げられている。

こうして、これからタイ養鶏のあり方をめぐって、「輸出向けの化学・工業化した企業養鶏か、国内消費者向けの大地に根づいた生き物としての鶏を尊重した農民養鶏か」が、外国依存でしか考えられない日

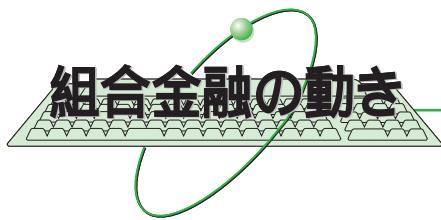
本ではみられない争点、つまり「もう一つの養鶏のあり方」として提起されていることも注目に値しよう。

今回の、日本を含むアジア諸国を中心とした鳥インフルエンザは、感染した家禽類や排せつ物に直接触れない限り、鶏肉や卵を食べても人間には感染しないといわれている。しかしそれがさらに発展変化して新型インフルエンザ・ウイルス出現となった場合、「最悪のシナリオとして、地球全体で感染者30億人、重傷患者15億人、直接死亡者5億人が出るとの試算もある」(岡田晴恵・田代真人『感染症とたたかう』岩波新書)と警告されていることを考えると、タイ政府による今回のまったく不十分な対策は見過ごしにできない。

タイは日本が最も多くの鶏肉とその加工品を輸入している国であり、さらなる輸入拡大が心配される関税引下げや、タイ側が要求項目として重視している検疫の緩和を議題とするFTA(またはEPA)交渉が始まっただばかりの相手国である。日本側の消費者としても、ただ「安いからアジア」という発想だけでは、本当の「アジアとの共生」も実現困難といえるのではないだろうか。

(やまもとひろし)





組合金融の動き

2003年度下期における個人預貯金の動向

1 はじめに

2003年度下期の農協貯金の前年比伸び率は、03年9月の1.8%から04年3月の2.1%へと上昇した。貯金利用者別にみると、公金貯金は02年3月以降前年比減少が続いていることから、伸び率の上昇は個人貯金の増加によるものと思われる。

農協貯金の前年比伸び率は、02年12月から上昇傾向にあった。しかし、03年度上期までの伸び率には、02年4月の定期性預貯金等のペイオフ凍結解除の影響が含まれている。03年度下期ではその影響もなくなつたことから、伸び率の上昇は足もとでの実勢を示すものと考えられる。

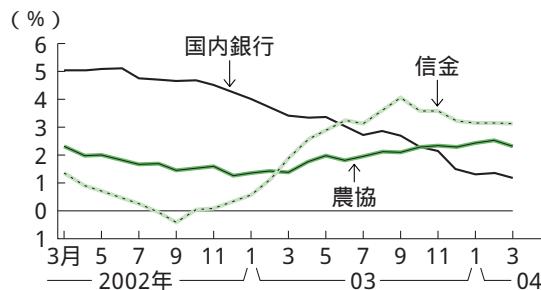
以下では、農協貯金の動向を他業態と比較することで、03年度下期の特徴をみてみたい。

(注1) 農協貯金については、伸び率は一般貯金(貯金から公金貯金、金融機関貯金を差し引いたもの)のデータによる。流動性貯金、定期性貯金のデータは公金等も含んでいる。

2 業態別個人預貯金の動向

業態別に個人預貯金の伸び率をみると、農協は02年12月まで低下傾向、その後上昇傾向にあり、国内銀行は、02年6月以降低下傾向にある(第1図)。信金では、02年度上期中に伸び率が低下し、02年8月、9月はマイナスとなったが、02年度下期から03年度上期には伸び率の上昇がみられた。

第1図 業態別個人預貯金の前年比伸び率



資料 農協残高試算表、日銀ホームページ

- (注)1 国内銀行は都銀、地銀、第二地銀、信託銀行、長期信用銀行の合計。
2 国内銀行、信金は平残、農協は末残。
3 03年3月に石川銀行の営業譲渡(第二地銀 地銀、第二地銀 信金)があり、データには不連続がある。
4 農協のデータは一般貯金(貯金 - 公金貯金 - 金融機関貯金)。

03年度下期についてみると、国内銀行、信金の伸び率が低下傾向にあるなかで、農協の伸び率はやや上昇している。

3 預貯金種類別の動向

流動性・定期性別の推移をみると、02年度上期では、いずれの業態でも流動性預貯金が前年に比べて増加し、1,000万円以上の大口定期預貯金を中心に定期性預貯金が減少した(第1表)。

特に信金では、定期性預金の減少が流動性の増加分を上回っていたことから、その一部は外部に流出していたと考えられる。02年10月に普通預貯金等のペイオフ凍結解除の延期が決定した後には、資金移動に落ち着きがみられ、信金での定期性預金の減少幅が大きく縮小した。



第1表 業態別個人預貯金の前年比伸び率・寄与度

(単位 %, 兆円)

	農協			国内銀行			信金		
	貯金全体の伸び率(a+b)	寄与度(ポイント)		貯金全体の伸び率(a+b)	寄与度(ポイント)		貯金全体の伸び率(a+b)	寄与度(ポイント)	
		流動性(a)	定期性(b)		流動性(a)	定期性(b)		流動性(a)	定期性(b)
2002年3月	20	38	18	50	84	34	13	41	27
02.9	09	44	36	47	99	52	04	51	55
03.3	12	19	07	34	57	23	19	31	13
03.9	18	13	05	27	34	07	40	20	20
03.12	20	15	05	15	26	11	32	18	14
04.3	21	16	05	13	25	12	31	19	12
04.3残高	760	218	542	3228	1418	1810	840	223	617

資料 農協残高試算表 日銀「金融経済統計月報」

(注)1 第1図の(注)1~3に同じ。

2 農協のデータは個人以外も含む値。

3 寄与度の算出方法

寄与度=(預貯金種類別)前年同月比増減額/前年同月個人預貯金残高×100

03年度上期には、いずれの業態も流動性預貯金の増勢に大きな変化はみられなかつたが、定期性では農協、信金が前年比増加^(注2)に転じ、特に信金では増加幅が拡大した。

03年度下期をみると、04年3月の伸び率は農協2.1%、国内銀行1.3%、信金3.1%となっている。農協、信金の流動性預貯金は、増加幅に大きな変化はみられなかつたが、定期性預貯金は、信金で増加幅の縮小がみられた。これは1,000万円未満の定期預金で増勢が鈍化したことの影響と思われる。

国内銀行では、流動性預金の増勢が弱まっているが、それでもなお寄与度は2.5ポイントと農協、信金よりも高い。定期性預金は、大口定期預金の減少に加え、1,000万円未満の定期預金でも前年比減少に転じたことから、減少幅が拡大している。そのため、流動性預貯金、定期性預貯金とともに増加している農協、信金よりも、伸び率が低くなっている。

一方で、国内銀行では市場性金融商品の

販売に力を注いでおり、投信の預かり資産残高の前年比増加額は03年3月末の1.0兆円から04年3月末には3.4兆円へと増加している。定期性預金の減少額の一部もこれら市場性金融商品へシフトしていると考えられる。

(注2) 02年度下期、03年度上期では、1,000万円未満の定期預金の残高が大幅に増加した。2002年度全国信用金庫概況によれば、この間金利優遇等、定期預金の獲得に積極的であったとされる。

4 まとめ

03年度下期は、定期性預貯金等のペイオフ凍結解除の動きが収まった後、05年4月の普通預貯金等のペイオフ凍結解除が実施されるまでの間にあって、落ち着いた動きがみられた。今後、決済用預貯金を除く普通預貯金等のペイオフ凍結解除の実施が近くにつれて、どのように変化していくのか、その動向が注目される。

(研究員 小針美和・こばりみわ)

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(79)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(79)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(79)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(80)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(80)
6. 農業協同組合 主要勘定	(80)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(82)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(82)
9. 金融機関別預貯金残高	(83)
10. 金融機関別貸出金残高	(84)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03(3243)7351

F A X 03(3270)2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「」 皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1999. 4	28,758,850	7,267,159	11,121,449	2,140,851	13,258,147	16,912,755	14,835,705	47,147,458
2000. 4	34,359,607	6,917,248	8,571,677	2,187,621	15,997,784	21,332,754	10,330,373	49,848,532
2001. 4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407
2002. 4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556
2003. 4	38,980,431	5,737,559	10,876,742	1,175,694	28,608,422	18,383,580	7,427,036	55,594,732
2003. 11	38,279,645	5,323,244	14,133,337	1,709,703	33,249,093	15,456,426	7,321,004	57,736,226
	38,581,874	5,303,814	14,177,484	2,801,562	32,544,886	15,704,362	7,012,362	58,063,172
2004. 1	38,628,037	5,276,369	14,194,889	3,074,059	31,651,390	16,842,582	6,531,264	58,099,295
2	39,392,267	5,245,272	13,622,125	1,753,794	32,198,745	17,567,707	6,739,418	58,259,664
3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2004年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,532,803	5,022	1,032,601	132	122,580	-	32,693,139
水産団体	1,153,701	-	92,557	19	12,159	-	1,258,437
森林団体	2,506	1	2,319	43	125	-	4,994
その他会員	1,856	-	1,888	0	0	-	3,744
会員 計	32,690,866	5,023	1,129,365	194	134,864	-	33,960,313
会員以外の者 計	688,812	94,482	458,613	170,414	3,945,805	5,968	5,364,093
合計	33,379,679	99,505	1,587,978	170,608	4,080,669	5,968	39,324,406

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。

2 上記表は、国内店分。

3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,032,815百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2004年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	76,758	8,844	109,265	1 194,869
	開拓団体	615	133	-	747
	水産団体	68,473	28,655	40,260	385 137,772
	森林団体	9,782	11,644	2,338	58 23,821
	その他会員	11	351	60	- 422
	会員小計	155,639	49,627	151,923	443 357,632
	その他系統団体等小計	282,412	39,919	195,543	523 518,398
	計	438,051	89,546	347,466	966 876,030
関連産業	2,417,033	126,669	2,157,078	33,573	4,734,353
その他	10,735,772	22,747	220,220	324	10,979,062
合計	13,590,856	238,962	2,724,764	34,863	16,589,445

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2003. 11	5,118,250	33,161,395	38,279,645	225,640	5,323,244
12	5,465,344	33,116,530	38,581,874	113,690	5,303,814
2004. 1	5,100,064	33,527,973	38,628,037	174,410	5,276,369
2	5,595,767	33,796,500	39,392,267	96,670	5,245,272
3	5,871,037	34,027,582	39,888,619	185,100	5,216,869
4	5,944,608	33,379,798	39,324,406	85,000	5,173,333
2003. 4	4,364,106	34,616,325	38,980,431	146,900	5,737,559

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手形貸付
			計	うち国債			
2003. 11	170,973	1,538,730	33,249,093	15,073,482	98,531	658,000	304,368
12	159,585	2,641,976	32,544,886	14,746,431	21,744	-	295,162
2004. 1	157,360	2,916,698	31,651,390	14,288,722	21,068	-	290,905
2	181,087	1,572,706	32,198,745	14,294,340	23,326	168,000	280,876
3	138,802	2,004,043	33,387,202	14,559,137	64,732	-	249,160
4	112,563	1,579,972	32,880,237	13,834,614	125,598	150,000	238,961
2003. 4	121,004	1,054,690	28,608,422	9,347,397	238,440	531,700	649,264

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方				
	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2003. 11	48,887,342	47,440,745	154,379	44,063	1,018,199
12	49,700,353	47,877,994	147,859	54,136	1,035,272
2004. 1	49,213,759	47,779,648	156,119	54,142	1,035,272
2	49,487,486	47,972,758	140,116	54,140	1,035,271
3	49,156,263	47,683,858	156,938	68,651	1,050,523
4	49,167,677	47,772,152	171,888	74,697	1,053,456
2003. 4	50,580,922	48,982,702	116,330	49,374	1,045,855

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 方		
	貯 金		借 入 金
	当 座 性	定 期 性	計
2003. 10	21,483,147	54,161,037	75,644,184
11	21,487,081	54,230,036	75,717,117
12	21,920,431	54,760,783	76,681,214
2004. 1	21,384,928	54,703,562	76,088,490
2	21,828,011	54,537,462	76,365,473
3	21,819,558	54,156,894	75,976,452
2003. 3	20,660,498	53,759,801	74,420,299
			654,758
			490,979

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
199,625	1,778,107	1,224,999	10,704,966	57,736,226
230,893	2,515,161	1,224,999	10,092,741	58,063,172
236,545	2,616,556	1,224,999	9,942,379	58,099,295
321,887	2,725,365	1,224,999	9,253,204	58,259,664
674,093	1,752,530	1,224,999	10,388,206	59,340,416
1,168,002	2,123,625	1,224,999	9,478,726	58,578,091
331,340	1,782,570	1,224,999	7,390,933	55,594,732

貸出	金	コール	食糧代金	その他の	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計	口	概算払金
12,092,699	3,016,786	42,570	15,456,426	865,173	-
12,405,864	2,959,950	43,385	15,704,362	527,811	-
13,636,234	2,874,108	41,333	16,842,582	707,992	-
14,448,723	2,797,260	40,846	17,567,707	454,044	-
14,351,339	2,776,438	39,220	17,416,158	397,380	-
13,590,855	2,724,764	34,863	16,589,445	422,108	-
14,771,246	2,909,969	53,099	18,383,580	404,262	-
					6,252,634
					55,594,732

合連合会主要勘定

(単位 百万円)

現金	借 方			貸出金		
	預け金	コールローン	金銭の信託	有価証券	計	うち金融機関貸付金
計	うち系統					
47,708	29,354,644	29,253,039	0	336,579	15,154,370	5,660,815
106,416	30,183,383	30,074,027	0	333,589	15,008,872	5,732,855
48,790	30,284,781	30,196,012	0	328,137	14,566,684	5,702,607
46,421	30,744,114	30,656,626	0	323,126	14,377,032	5,663,093
59,713	30,173,497	30,072,400	30,000	295,351	14,773,513	5,807,647
50,351	29,773,999	29,659,096	0	339,234	14,946,978	5,700,143
58,228	32,627,882	32,524,418	0	351,353	13,666,260	5,329,137
						704,976

合主 要 勘 定

(単位 百万円)

現金	借 方			貸出金			報組合数
	預け金	有価証券・金銭の信託	うち国債	計	うち農林公庫貸付金		
計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金		
356,334	51,501,558	51,290,231	4,053,478	1,550,795	21,469,653	363,611	938
370,836	51,479,804	51,256,926	4,006,157	1,500,853	21,488,990	359,370	938
419,656	52,530,616	52,272,468	3,974,718	1,469,182	21,352,929	348,437	937
363,838	51,960,980	51,745,546	3,956,774	1,448,746	21,293,009	346,025	937
354,952	52,301,756	52,096,265	3,880,105	1,391,790	21,325,387	339,675	928
367,631	51,958,141	51,728,963	4,044,216	1,510,820	21,487,105	342,799	919
369,103	50,760,363	50,506,470	3,586,882	1,105,607	21,514,721	373,049	988

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				有価証券	貸出金		
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金						
	計	うち定期性				計	うち系統					
2004. 1	2,229,349	1,685,938	54,680	62,972	15,092	1,355,317	1,313,516	162,351	769,651			
2	2,235,029	1,679,724	54,199	63,034	13,393	1,368,999	1,328,207	160,065	765,227			
3	2,264,508	1,670,593	51,039	64,071	15,767	1,393,559	1,334,223	160,412	767,836			
4	2,218,227	1,649,429	52,327	64,157	13,205	1,355,023	1,316,438	161,653	761,930			
2003. 4	2,270,646	1,736,737	58,032	62,492	12,126	1,395,638	1,358,390	171,370	777,075			

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				有価証券	貸出金	報告組合数			
	貯 金		借 入 金		払込済出資金	現 金	預 け 金							
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統						
2003. 11	1,095,805	681,411	307,576	234,455	136,266	7,957	985,060	959,131	17,429	384,584	12,691			
12	1,115,154	677,836	298,504	226,531	135,609	7,718	1,003,351	977,036	14,633	377,090	11,868			
2004. 1	1,074,117	671,117	294,331	224,180	135,561	8,213	973,019	948,042	13,588	370,246	11,722			
2	1,066,537	664,140	290,957	216,592	135,171	7,790	969,234	930,386	13,394	365,852	11,617			
2003. 2	1,153,595	721,611	317,825	239,902	140,222	7,915	1,029,843	998,001	16,620	404,392	16,704			
											486			

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2003. 4	748,586	505,809	2,401,926	1,831,373	550,856	1,044,807	149,574	2,331,069
	5	748,571	497,702	2,401,142	1,833,404	549,713	1,044,409	149,717	2,317,870
	6	757,417	507,532	2,365,201	1,850,150	554,851	1,054,743	150,940	2,322,076
	7	754,712	505,604	2,371,542	1,823,556	550,798	1,050,573	150,749	2,313,523
	8	757,023	504,024	2,383,157	1,831,946	552,409	1,056,651	151,677	2,314,695
	9	752,179	499,171	2,385,332	1,816,601	553,353	1,053,806	151,772	2,299,381
	10	756,442	493,999	2,353,812	1,792,664	545,783	1,050,778	151,407	2,300,260
前年同月比増減率	11	757,171	488,873	2,385,727	1,816,427	549,422	1,055,157	151,575	2,289,603
	12	766,812	497,004	2,368,299	1,825,041	558,884	1,068,098	153,408	2,299,689
	2004. 1	760,885	492,138	2,378,636	1,799,432	549,721	1,055,947	152,296	2,293,052
	2	763,655	494,875	2,389,622	1,809,568	551,952	1,061,009	152,828	2,294,104
	3	759,765	491,563	P 2,402,602	P 1,822,099	P 552,402	1,055,174	P 152,528	2,272,994
	4 P	763,182	491,677	P 2,387,299	P 1,826,376	P 553,447	P 1,063,080	P 153,120	2,272,153
	2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9
	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2
	2003. 3	1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5
	2003. 4	1.5	0.6	5.3	1.3	1.1	1.4	2.3	2.7
	5	1.6	2.0	0.7	1.8	0.7	1.9	1.5	3.1
	6	1.6	1.9	1.4	1.2	1.2	1.9	0.7	3.0
	7	1.7	1.9	2.0	1.7	0.7	2.2	0.8	2.8
	8	1.9	2.2	3.7	2.1	1.0	2.4	1.4	2.7
	9	1.8	2.6	3.5	1.4	1.9	2.2	2.0	2.8
	10	1.9	3.3	2.9	1.5	1.8	2.3	2.2	2.7
	11	2.0	4.3	2.4	1.6	2.1	2.4	2.2	2.6
	12	2.0	4.2	3.3	1.0	2.2	2.0	2.4	2.5
	2004. 1	2.1	4.2	3.0	1.7	1.7	2.5	2.8	2.5
	2	2.2	3.9	1.7	1.8	1.5	2.5	3.0	2.4
	3	2.1	2.0 P	1.0 P	0.5 P	1.6	1.9 P	2.8	2.5
	4 P	1.9	2.8 P	0.6 P	0.3 P	0.5 P	1.7 P	2.4	2.5

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお、信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 协	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376
残高	2003. 4	209,052	46,241	2,004,300	1,337,422	413,625	620,949	90,911 P	6,260
	5	208,736	46,622	1,987,356	1,333,965	413,421	621,689	90,803 P	6,318
	6	208,431	46,569	1,975,631	1,330,223	413,370	619,689	90,545 P	6,037
	7	208,908	47,472	1,944,861	1,334,631	414,431	621,144	90,841 P	5,913
	8	209,393	47,506	1,955,890	1,339,159	415,740	624,060	91,103 P	5,843
	9	209,642	49,309	1,961,442	1,344,846	416,293	625,429	91,511 P	6,088
	10	209,690	50,062	1,929,937	1,335,110	414,745	623,437	91,409 P	6,036
	11	209,921	49,592	1,952,699	1,339,627	417,515	626,850	91,770 P	6,200
	12	208,569	50,307	1,961,443	1,352,525	423,716	633,012	92,384 P	5,541
	2004. 1	207,992	50,002	1,941,503	1,345,570	420,015	627,636	91,927 P	5,588
	2	208,374	49,556	1,920,332	1,347,466	419,573	626,364	91,897 P	5,524
	3	209,725	49,201 P	1,959,778 P	1,352,486 P	421,523	622,363 P	91,982 P	5,763
	4 P	209,611	48,126 P	1,911,773 P	1,335,281 P	414,708 P	617,120 P	90,687 P	5,690
前年同月比増減率	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
	2002. 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5
	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0
	2003. 4	0.8	3.3	6.8	0.2	5.5	1.3	21.5 P	9.5
	5	1.0	2.8	6.8	0.4	4.9	0.7	20.1 P	10.3
	6	0.9	4.0	7.5	0.2	5.2	1.2	13.6 P	10.5
	7	0.8	3.2	8.6	0.5	4.7	0.7	11.6 P	10.6
	8	0.7	2.2	8.4	0.5	4.7	0.7	7.4 P	10.9
	9	0.4	0.8	5.5	0.6	4.3	0.7	5.2 P	11.2
	10	0.2	3.0	7.5	0.4	4.4	0.5	4.9 P	11.4
	11	0.0	2.8	7.1	0.3	4.2	0.5	4.7 P	11.0
	12	0.0	3.4	6.9	0.2	4.1	0.8	0.7 P	10.4
	2004. 1	0.1	3.4	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3 P	10.4
	2	0.1	3.8	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3 P	10.8
	3	0.2	4.4 P	4.0 P	0.0 P	1.8	0.6 P	0.5 P	9.6
	4 P	0.3	4.1 P	4.6 P	0.2 P	0.3 P	0.6 P	0.2 P	9.1

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。